

平成 23 年度政策評価書

平成 24 年 6 月

財 務 省

- 総合目標5：我が国経済の健全な発展に資するよう、地球的規模の問題への対応を含む国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、アジアにおける地域協力の強化、開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指す。特に、我が国を含むアジア諸国が共に成長するため、アジアにおける「新成長戦略」を推進する

1. 「政策の目標」に関する基本的考え方

経済のグローバル化が進む中で、通貨に対する信託を確保しつつ、我が国経済の健全な発展を実現するためには、国際金融システムを安定させ、強固で持続可能かつ均衡ある世界経済の成長を生み出すとともに、保護主義に陥ることなく国際貿易の秩序ある発展を図ることが重要となっています。また、貧困や地球環境問題、テロ・大量破壊兵器の拡散といった問題にも国際社会が協力して積極的に取り組む必要があります。我が国は、こうした国際的協力において主体的な役割を果たしていきます。特に、急速な成長を遂げているアジア地域において、環境やインフラ分野等で我が国の固有の強みを生かすこと等により、アジア全体の活力ある発展をさらに着実なものとしつつ、アジアの成長を日本の成長に結実させていきます。

本目標は、以下に掲げる内閣の基本的な方針を踏まえ、特に重要な取組として推進していきます。

2. 内閣の基本的な方針との関連

第179回国会 総理大臣所信表明演説

第180回国会 総理大臣施政方針演説

第180回国会 財務大臣財政演説

包括的経済連携に関する基本方針（平成22年11月9日閣議決定）

日本再生の基本戦略（平成23年12月24日閣議決定）

3. 重点的に進める業績目標・施策

該当なし

4. 平成23年度の事務運営の報告

施策 総5-1：世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への取組

〔平成23年度実施計画〕

平成20年秋の金融・世界経済危機に対する各国の協調的かつ断固たる措置の結果、世界経済及び金融の情勢は改善しているものの、ユーロ圏周辺国における財政懸念に端を発する信用不安や、一部新興市場国における景気過熱による与信の急激な伸びや資産価格の高騰、先進国における中期財政健全化計画の具現化の遅れ、経常収支の持続可能な水準の維持などの課題があります。こうした中、金融危機の再発を防止するとともに、国際金融システムの安定を実現し、更に、開発途上国における貧困の問題や地球温暖化をはじめとした地球環境問題やテロ・大量破壊兵器の拡散といった問題の解決を図ることにより、強固で持続可能かつ均衡ある世界経済の成長を生み出すため、我が国は、G20、G7等の国際会議に積極的に参画し、国際機関および各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行います。我が国との関係が深いアジア諸国経済の持続的発展に貢献することは、我が国経済の発展にもつながる重要な取組であるため、ASEAN（東南アジア諸国連合）＋3（日中韓）（平成23年は我が国が共同議長国）、APEC（アジア太平洋経済協力）等の多国間のフォーラムで主体的役割を果たしていきます。また、日中財務対話、日韓財務対話等の二国間の会議を通じて、アジア諸国等との関係を更に深化、拡大させていきます。

[事務運営の報告]

① 外国為替市場の安定に向けた取組

平成23年度においても、日常的な国際金融市場のモニタリング、各国通貨当局との意見交換や緊密な協力等を通じて、外国為替相場に関する情報の収集・分析を行い、その安定に向けて取り組みました。

特に、G7（7か国財務大臣・中央銀行総裁会議）やG20（20か国財務大臣・中央銀行総裁会議）、金融・世界経済に関する首脳会合（G20サミット）等の国際会議において、国際金融市場の動向や各国の対応等について議論を行いました。

なお、平成23年度には、為替市場の投機的な動き・無秩序な動きへの対応に万全を期し、日本経済への下振れリスクを具現化させないため、平成23年8月4日に4兆5,129億円、同年10月31日から11月4日にかけて9兆916億円の為替介入をそれぞれ実施しました（いずれも、米ドル買い日本円売り介入）。

また、平成23年8月に発表した「円高対応緊急パッケージ」において、急激な円高の進行に対し、民間円資金の外貨への転換（いわゆる円投）の促進による為替相場の安定化と、長期的な国富の増大のため、外国為替資金特別会計（外為特会）のドル資金をJ B I Cを経由して活用する「円高対応緊急ファシリティ」を創設するとともに、為替相場の安定を図るための為替市場のモニタリング強化を目的に、平成23年9月末までの間、主要金融機関からの「外国為替の持高報告」を求めることとしました。本報告については、その後の市場動向に鑑み、平成24年6月末まで継続予定としています。

また、外為特会については、「特別会計改革の基本方針」（平成24年1月24日閣議決定）を踏まえ、特別会計に関する法律の一部を改正する法律案を閣議決定し、第180回通常国会に提出したところです。

我が国の対外的な資金の流れについても、国際収支統計等を通じモニタリングを行っていますが、平成23年度は、東日本大震災や円高の影響を受け、貿易収支が現行統計では初めて赤字になった他、平成24年1月には経常収支が3年ぶりに赤字となりました。

② 国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画

イ 国際金融システムの安定（G20サミット、G7等を通じた取組）

（a）G20サミット等への参画を通じた取組

平成23年4月に開催された20か国財務大臣・中央銀行総裁会議（米国・ワシントンD. C.）では、世界経済、強固で持続可能かつ均衡ある成長のための枠組み（フレームワーク）、国際通貨システム改革、一次産品価格の変動などについて議論を行いました。本会合では、フレームワークについて、「継続した大規模な不均衡」について詳細な評価を行う対象国を選定するための「参考となるガイドライン」に合意しました。IMF・世銀総会等の一連の会合の機会を利用して開催された9月の20か国財務大臣・中央銀行総裁会議（米国・ワシントンD. C.）では、欧州の政府債務問題が深刻化し、経済の先行きへの不透明感が拡大する中、世界経済情勢、特に欧州の情勢を中心に議論が行われ、ユーロ圏が、次回のG20パリ会合までに欧州金融安定ファシリティ（E F S F）の柔軟化や、金融機関における十

分な資本の確保など、金融の安定化に必要な措置をとることなどを確認しました。

11月のG20 カヌヌ・サミットの準備会合として開催された10月の20か国財務大臣・中央銀行総裁会議（フランス・パリ）では、3週間前のワシントン会合でユーロ圏が行ったコミットの達成を歓迎するとともに、危機の伝播を回避するための更なる作業に期待することを確認しました。フレームワークについては、カヌヌ・サミットにおけるカヌヌ・アクションプランの策定に向けた活発な議論が行われました。G20カヌヌ・サミットでは、引き続き、欧州政府債務問題をはじめとする世界経済の諸課題などの幅広い議題について議論を行いました。本会合では、10月26日の欧州首脳会合での、危機の伝播を回避するためのファイアウォールの構築などを含む包括的な計画の決定を歓迎し、その早期の具体化を促すとともに、成長の促進や財政健全化を図るためのG20各国のコミットメントを集約した「カヌヌ・アクションプラン」に合意しました。

平成24年2月に開催された、20か国財務大臣・中央銀行総裁会議（メキシコ・メキシコシティ）は、メキシコが議長国となって初めてのG20であり、世界経済、フレームワーク、国際金融アーキテクチャー（制度設計）の強化、金融規制、一次産品などについて議論を行いました。本会合では、IMFの資金基盤強化について、ユーロ圏諸国が、3月にユーロ圏の支援ファシリティの強固さを再評価すること、これが、IMFの資金動員に関する検討にとって重要な判断材料を提供することが確認されました。

（b）G7（7か国財務大臣・中央銀行総裁会議）への参画を通じた取組

平成23年度は、対面会合としては、平成23年4月（米国・ワシントンD. C.）、9月（フランス・マルセイユ）と、合計2回のG7が開催されました。4月の会合では、我が国から、東日本大震災直後の為替市場の変動に対応した3月18日の協調介入への協力に感謝を述べ、引き続き、市場を注視しながら適切な協力をしていくことを呼びかけました。9月の会合では、その議論の大半が欧州政府債務問題で占められ、金融安定化のために必要な措置、資金調達の方法を中心に議論が行われるとともに、財政問題が金融市場に極めて悪影響を与えることが強く認識されました。

また、G7は電話会議で日頃から意見交換を行っており、平成23年8月には声明を発表しました。声明では、米国の財政赤字削減策やユーロ圏首脳会議において決定されたギリシャ支援などのための包括的なパッケージを歓迎するとともに、為替については、為替レートの過度の変動や無秩序な動きは、経済及び金融の安定に対して悪影響を与えることを確認し、為替市場における行動に関して緊密に協議し適切に協力することを確認しました。

（c）国際金融システムの濫用への対応

また、我が国は、G7や、FATF（金融活動作業部会）における取組等への積極的な参画を通じて、国際社会における資金洗浄、テロ資金対策及び大量破壊兵器拡散防止等促進に向けた様々な作業に貢献しました。日本国内においてもFATFの対日相互審査報告書の結果を踏まえ、関係省庁と副大臣級会合を開催するなど、政府全体として必要な対応を進めていきます。

特に、イランについては、平成19年2月以降、累次の国連安保理決議に基づき、核開発等に関与する者に対する資産凍結等の措置を講じてきたところですが、これに加え、平成22年6月の国連安保理決議第1929号の履行に付随する措置として、資産凍結等対象者の追加、資産凍結等によるコルレス関係の停止措置を実施しました。

なお、米国の国防授權法等、イランに対する各国の制裁措置が我が国金融機関等に与える影響についても適切に対処しました。

ロ IMF改革

平成20年秋の金融・世界経済危機後、IMFでは、主に危機予防を目的とした新たな融資制度の議論を行い、平成23年度には、①実際の資金ニーズがある場合でも利用可能、かつ②短期のプログラム期間（6ヶ月）でも利用可能にしたPLL（Precautionary and Liquidity Line）を創設しました。

また、IMFの資金基盤増強については、平成22年末に合意されクォータ見直しを含めた包括的なIMF改革につき、我が国は、このIMF増資等に応じるため、平成23年3月に行ったIMF増資への同意通知に続き、所要の国内手続きを経て、同年8月にIMF協定改正の受諾通知を行いました。

さらに、平成23年4月には、我が国を含む有志の参加国がIMFに貸付を行うための多国間の枠組みである新規借入取極（NAB：New Arrangements to Borrow）を拡大・柔軟化し、資金基盤は更に拡充されました。平成23年11月のカンヌ・サミットでは、現下の欧州債務危機によるグローバルな資金ニーズの増加を受けて、IMFが加盟国全体の利益となるようその責任を果たすための十分な資金基盤強化を確保することに合意し、我が国は、追加的な資金基盤強化の必要性に関するG20やIMF理事会等での議論に積極的に貢献しました。

我が国は、IMFの低所得国支援にも積極的に貢献しており、平成23年9月の国際通貨金融委員会（IMFC）において、IMFの低所得国向け融資のための信託基金（PRGT：Poverty Reduction and Growth Trust）に、利子補給金として2014年までに2,880万SDR（約39億円）を追加貢献することを表明し、これまでに約10億円の貢献を行いました。

IMFの組織のあり方については、IMFの正当性、有効性、信頼性を高めるために、IMFスタッフの出身地域、学業・職業の経歴等を多様化することを、国際通貨金融委員会（IMFC）等の場で主張してきました。

最後に、IMFのミッション（使命）とマנדート（権限）の見直しについては、今般の危機を受けてIMFに求められる役割が拡大している現状を踏まえ、IMFの現在の活動・今後の機能強化に一層の正当性を与えるため、「金融システムの安定」を協定上の目的に追加し、サーベイランス（政策監視）に関係する規定の見直しや資本フローの分野でIMFに明確なマנדートを与えることを検討すべきとの主張をIMF理事会やIMF・世銀年次総会等の場で行ってきました。

③ アジアにおける地域金融協力の推進

イ ASEAN+3財務大臣プロセスにおける地域金融協力の取組

チェンマイ・イニシアティブについては、平成22年3月にマルチ化したチェンマイ・イニシアティブの有効性を高めるべく、規模の増額を含む現行の危機対応機能の強化、及び危機予防機能（平成23年5月開催のASEAN+3財務大臣会議において研究を進めることに合意）について議論を進めました。また、域内の経済監視を行う常設機関であるASEAN+3マクロ経済リサーチ・オフィス（AMRO）が、平成23年4月にシンガポールを本部として活動を開始しました。

アジア債券市場育成イニシアティブ（ABMI）では、平成22年11月に設立された、アジア域内企業の社債に保証を供与し、域内債券市場の育成に貢献する「信用保証・投資ファシリティ（CGIF）」について、その活動開始に向けて、スタッフの採用や業務計画の策定等の準備を進めました。

また、ASEAN+3債券市場フォーラム（ABMF）では、ASEAN+3域内のクロスボーダー債券取引の障害となっている各国の規制、市場慣行に関する情報収集、並びに取引慣行及び決済上のメッセージ・フォーマットの調和化に向けた検討課題について調査を行い、包括的な「ASEAN+3債券市場ガイド」の作成を進めました。

ASEAN+3各国政府・中央銀行関係者及び民間の研究者・研究機関から構成される「リサーチ・グループ」では、中長期的な地域金融協力の更なる強化のための研究の実施及びその報告を行っています。平成23年度は、我が国の提案により、「ASEAN+3地域の金融システムにおける銀行セクターの役割と機能」等、地域金融協力に関する様々な調査・研究を進めました。

ロ 日中韓3か国の枠組みにおける取組

平成23年5月に日中韓財務大臣会議を開催し、地域及び3か国の経済情勢についての意見交換を行った他、地域金融協力で3か国が引き続き緊密に協力していくことを再確認しました。

ハ APECの枠組みにおける地域金融協力の取組

平成23年11月のAPEC財務大臣会合（米国・ホノルル）において、安全で信頼できる金融サービスへのアクセス拡大にむけた金融力の向上など、アジア・太平洋地域における経済・金融分野の協力について議論を行いました。

二 二国間における情報交換・意見交換等

国際的な金融危機による諸課題に対応し、アジア地域の経済回復を確かなものとするため、アジア各国当局と緊密に情報交換・意見交換を行いました。

韓国との間では、平成23年7月に日韓財務対話を開催し、世界・地域経済、日韓両国の経済、両国・両省間の協力等の議題について意見交換を行いました。また、欧州情勢等グローバル経済が不安定な中、金融市場の安定のため、平成23年10月には二国

間通貨スワップ取極の総額700億ドルへの拡充に合意しました。

中国との間では、平成23年12月の日中首脳会談において、両国の金融市場における相互協力を強化し、両国間の金融取引を促進することに合意し、また、平成24年2月の安住財務大臣と王岐山副総理との会談においても、タイムリーな政策協調を強化すべきであるとの見解が共有されました。これらを受け、両国実務者による合同作業部会を設置し、両国間のクロスボーダー取引における円・人民元の利用促進や、円・人民元間の直接交換市場の発展支援等について議論を行っています。

インドとの間では、平成23年12月の日印首脳会談において、二国間通貨スワップ取極の150億ドルへの拡充に合意するとともに、デリー・ムンバイ産業大動脈構想を推進するため、日印共同の資金支援ファシリティの設置等に合意しました。

また、他のアジア諸国とも意見交換を行いました。

④ 開発途上国の経済社会の発展

イ 途上国支援

我が国は、ミレニアム開発目標（MDGs）の達成等に向けて、積極的に途上国支援に取り組みました。また、途上国にとって必要不可欠な経済・社会インフラの整備等のための有償資金協力を積極的に行ったほか、国際協力機構（JICA）の海外投融资について、「パイロットアプローチ」の下、具体的な案件審査と制度設計等の手続きを進めました。なお、ミャンマーについては、同国の民主化等の進展を見守りつつ、我が国や国際機関等に対する延滞債務問題の解決に向け、全体的な道筋を付けていく努力を行いました。

ロ 国際開発金融機関（MDBs）の強化に関する取組

国際開発金融機関（MDBs：世界銀行グループ、アジア開発銀行、米州開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行）は、途上国の開発支援のため、加盟国からの出資を基に市場からの資金調達を行い、これを原資として長期に亘る低利融資等を行っています。またMDBsには、低所得国の貧困削減のため、超長期・低利（又は無利子）の融資等を行う機関・基金も設けられています。

平成23年度においては、アジアの低所得国向けの支援を行う基金であるアジア開発基金（ADF）の第10次増資交渉の成功に向け、積極的に議論に参加しました。また中東・北アフリカ地域での改革の動きを踏まえ検討された欧州復興開発銀行（EBRD）の業務地域拡大のための議論にも積極的に貢献しました。平成23年度5月のドーヴィルサミット（フランス・ドーヴィル開催）では、「アラブの春」を主要課題として議論が行われ、EBRDマンドートの地理的範囲を適切に拡大することについて合意し、国際社会とEBRDの同地域の持続可能かつ包括的な成長を支援するコミットメントの重要性も確認されました。この合意を受け、平成23年9月のEBRDの総務決議において、EBRDの地理的業務範囲を地中海の南部および東部まで拡大することが承認されました。さらに、アフリカ開発銀行（AfDB）に関して、世界の成長センターであるアジアとアフリカとのパートナーシップの促進や、アフリカやAfDB

の活動についての広報活動、ビジネス促進のための仲介役としての機能が期待される東京事務所の設立が平成23年9月に決定され、その開設に向け鋭意準備を進めました。

ハ 地球環境保全・改善に向けた開発途上国の取組支援

気候変動や、生物多様性の危機等、将来の世代に重大な影響を及ぼすような地球環境問題が、国際的に大きな課題として取り上げられるようになっていきます。財務省は、外務省などの関係省庁と緊密に連携して、これらの影響に脆弱な開発途上国等における環境の保全・改善のため、二国間・多国間の協力を進めました。

二国間の協力としては、ベトナムなどの気候変動対策に取り組んでいる途上国に対して、JICAを通じて気候変動対策円借款の供与を行った他、JBICを活用して環境投資を支援しました。

多国間の協力としては、緑の気候基金（GCF）の詳細設計の議論に参加したほか、世界銀行の信託基金である地球環境ファシリティ（GEF）及び気候投資基金（CIF）を通じた支援に積極的に参画しました。なお、GEFについては、我が国より次期CEO候補として石井菜穂子副財務官が立候補しています。

⑤ アジア成長戦略の推進

近年のアジア諸国の急速な成長を踏まえ、我が国のアジア市場における取引活動を拡大し、アジアの内需を日本の内需として取り込むことにより、我が国自身の成長機会を創出することが重要となっており、こうした観点から、新成長戦略の柱の1つであるアジア経済戦略について、財務省は、関係省庁と連携しつつ積極的に推進しました。

我が国システムの海外展開の促進をファイナンス面から支援すべく、STEP（本邦技術活用条件）案件の推進を含む、円借款の一層の積極的な活用に取り組みました。また、JBICに期待される新たな役割に対応するための機能強化及び日本政策金融公庫からの分離を定めた「株式会社国際協力銀行法」が平成23年4月に成立し、5月に公布・施行されました。

また、CGIFの設立やABMFの設置等により、アジア債券市場の構築支援を進めるなど、アジア域内の貯蓄をアジアの成長に向けた投資につなげるための取組を推進しました。

施策 総5-2：国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力への取組

〔平成23年度実施計画〕

現下の経済情勢に鑑みれば、貿易拡大を通じた世界経済の成長が必要です。

財務省としては、我が国経済の成長と世界経済の持続的な発展のため、WTO（世界貿易機関）ドーハ・ラウンド交渉の早期妥結を目指して引き続き積極的に取り組めます。財務省においては、この取組の中で、特に貿易手続の透明性・予見可能性・公平性の向上、簡素化・迅速化等を進める貿易円滑化交渉を積極的に推進していきます。

また、我が国経済の成長・発展基盤の再構築のため、「国を開く」観点から、「包括的経済連携に関する基本方針」に沿って、世界の主要貿易国との間で、世界の潮流から見て遜色のない高いレベルの経済連携を積極的に進めていきます。

[事務運営の報告]

① WTOドーハ・ラウンド交渉への参画を通じた取組

WTOドーハ・ラウンド交渉では、年初より集中的な協議が行われましたが、5月末の段階で年内の一括妥結は実質的に断念しました。その後、後発開発途上国向けの優遇措置を中心とするパッケージとして部分合意が目指されましたが、7月末にはこの部分合意についても断念しました。このような経緯を受け、11月のG20カンヌ・サミットやAPEC閣僚会議・首脳会議では、交渉を進めるために、斬新で信頼性のあるアプローチを迫る必要性が指摘されました。12月のWTO第8回閣僚会議では、当面一括妥結の見込みは少ないことを認めつつも、最終的な一括妥結は断念しないこと及び部分的な先行合意等の新たなアプローチを探索することが合意されました。更に平成24年1月にはダボスにて非公式閣僚会合が開催され、合意可能な具体的分野を特定すべく、ジュネーブで作業を行うよう指示することで意見の収斂をみました。

このような中、財務省は、関係省庁と協力しつつ交渉に参画し、特に、貿易手続の透明性の向上、簡素化等を進める観点から、貿易円滑化交渉を積極的に推進しました。

② EPAへの参画を通じた取組

平成23年度には、インド（平成23年8月）及びペルー（平成24年3月）との間のEPAが発効しました。

平成22年11月に閣議決定された「包括的経済連携に関する基本方針」及び平成23年12月に閣議決定された「日本再生の基本戦略」等に基づき幅広い国々と戦略的かつ多角的に経済連携を進めるという方針に沿って、日豪EPA交渉を推進するとともに、日韓EPA交渉再開に向けた協議、EUとの交渉開始に向けたスコーピング作業（交渉の範囲及び野心のレベルを定める作業）やASEAN+3、ASEAN+6といった広域経済連携の早期交渉等に向けて取り組みました。環太平洋パートナーシップ（TPP）協定については交渉参加に向けた関係国との協議を進めました。また、日中韓FTA産官学共同研究を平成23年12月に完了し、平成24年3月に報告書を公表しました。カナダ、モンゴルとの間では、平成24年3月にEPAの交渉開始に合意しました。

財務省は、発効したEPAの円滑な運用に重要な役割を担っており、EPAに基づく関税率、原産地規則等の適正な運用に引き続き努めました。

5. 平成22年度政策評価結果の政策への反映状況

（1）世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への取組

我が国は、G20、G7等の枠組みにおける国際会議への積極的貢献を通じて、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定、開発・貧困削減、気候変動、アジアにおける地域金融協力の強化やテロ資金対策等の諸問題への取組を行いました。

世界経済や国際金融の状況については、欧州の政府債務問題が深刻化し、経済の先行きへの不透明感が拡大しました。こうした中、国際金融システムの安定を図るとともに、強固で持続可能かつ均衡ある成長を実現するため、適切な政策措置を各国と積極的に議論しました。また、国際会議等の場で、日本の経済・金融情勢等について、各国の理解が高ま

るよう取り組みました。特に、東日本大震災について、我が国からの輸出品への風評被害に関して冷静な対応を呼びかけ、これまで通りの我が国への訪問を要請するとともに、復旧・復興と財政健全化目標の達成の両立への取組を説明しました。

IMFに関しては、危機予防・対処の両面からIMFが引き続き重要な役割を果たせるよう、我が国は、融資機能の更なる改善についての議論をリードし、平成23年11月の融資制度改革の合意に貢献しました。また、サーベイランス機能の強化についての議論にも積極的に参画しました。平成22年11月にG20ソウル・サミットで合意されたIMFクォータ・ガバナンス改革については、我が国は増資・協定改正に係る手続きを速やかに実施しました。アジアにおける地域金融協力の強化については、ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁プロセスにおいて、積極的に取り組んでおり、平成23年はインドネシアとともに共同議長国として、主導的な役割を担いました。

平成23年4月には、域内の経済監視を行う常設機関であるASEAN+3マクロ経済リサーチ・オフィス（AMRO）がシンガポールに設立され、活動を開始しました。また、昨今の欧州危機の中で、アジア地域経済の安定的成長を確保するため、危機予防機能の導入を含むチェンマイ・イニシアティブの強化に合意し、具体的な強化策について検討を進めました。

平成22年11月に設立された、アジア域内企業の社債に保証を供与し、域内債券市場の育成に貢献する「信用保証・投資ファシリティ（CGIF）」について、その活動開始に向けて、スタッフの採用や業務計画の策定等の準備を行いました。また、アジア債券市場育成イニシアティブを通じて、クロスボーダー債券取引の促進に向けた取組等を進めるとともに、地域金融協力の中長期的な課題について、積極的に議論を進めました。APECにおいても、安全で信頼できる金融サービスへのアクセス拡大にむけた金融力の向上など、APECの枠組みが持つ特色を踏まえつつ、アジア・太平洋地域における経済・金融分野の協力について議論を行いました。

テロ資金対策については、各国がFATF勧告に則った取組を進める一方で、テロリスト等が取組の脆弱な部分を悪用する可能性が指摘されており、G7の協調等を通じて国際的な対策を講じました。

ODAについては、開発途上国における安定的な経済社会の発展に寄与するため、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方も踏まえつつ、効果的かつ効率的な資金協力等を実施しました。

MDBsは気候変動対策や防災対策、貧困削減等の開発課題への対応に重要な役割を果たすことから、23年度においても、我が国は、その活動に積極的に関与・貢献しました。たとえば、アジア開発銀行（ADB）がアジアの最貧国向けに支援を行う基金であるアジア開発基金（ADF）の第10次増資交渉の議論に積極的に参加しました。また中東・北アフリカ地域での改革の動きを踏まえ検討された欧州復興開発銀行（EBRD）の業務地域拡大のための議論に積極的に貢献しました。さらに、MDBs理事会や政策対話等を通じて、MDBsへの出資が一層有効かつ効率的に活用されるよう、我が国のODA政策・開発理念をMDBsの戦略に反映させていくこと、及び業務改革や合理化努力を通じて、各機関が一層効率の高い支援を行う体制を強化すること等を求めました。また、MDBsに

において日本人職員が一層活躍できるよう、世界銀行において将来の正規職員となるために必要な知識・経験を積む機会を提供するプログラムを引き続き実施するなど、各機関とともに取組を行いました。

気候変動については、気候変動枠組条約第16回締約国会議（COP16）で設立が決定した緑の気候基金（GCF:Green Climate Fund）の基本設計を議論する移行委員会（TC:Transitional Committee）のメンバーとして、第2回TC会合を東京で主催するなど、TCにおける議論に積極的に参加しました。また、世界銀行の信託基金である地球環境ファシリティ（GEF）及び気候投資基金（CIF）を通じ、途上国の気候変動支援にも取り組みました。さらに、気候変動に脆弱なアフリカ及び島嶼国に対する支援プログラムの検討を行いました。

（２）関税に関する国際的な取組

WTOドーハ・ラウンド交渉の早期妥結に向けて、関税制度・税関手続を所管する立場から、関係省庁と連携しつつ、引き続き取り組みました。

また、「包括的経済連携に関する基本方針」に沿って、市場として期待ができるアジア諸国や新興国、欧米諸国、資源国等との経済連携、とりわけ世界の主要貿易国との間での高いレベルの経済連携を積極的に推進しました。TPP協定については、「包括的経済連携に関する基本方針」や「日本再生の基本戦略」等に基づき、情報収集を継続するとともに、交渉参加に向けて関係国との協議に入るなど適切に対応しました。

（３）アジア成長戦略の推進（新成長戦略）

新成長戦略の柱の1つであるアジア経済戦略を推進するため、我が国システムの海外展開の促進に向けて、STEP（本邦技術活用条件）案件の推進を含め、円借款の一層の積極的な活用やJBICの投資金融などの枠組みの活用を通じ、ファイナンス面からの支援に努めました。（なお、新成長戦略に盛り込まれている「パッケージ型インフラの海外展開」の支援等、JBICに期待される新たな役割に対応するための機能強化及び日本政策金融公庫からの分離を定めた「株式会社国際協力銀行法」は、平成23年4月に成立、5月に公布・施行。）

また、アジア債券市場の構築支援を通じ、アジア域内の貯蓄をアジアの成長に向けた投資につなげるための取組を積極的に推進しました。

6. 目標を巡る外部要因等の動向

（１）最近の世界経済の動向

最近の世界経済の動向は以下のとおりです。

○参考指標 総5-1：最近の世界経済動向

	実質GDP成長率 (%)				消費者物価上昇率 (%)				失業率(%)				経常収支 (10億ドル)			
	2009	2010	2011	2012	2009	2010	2011	2012	2009	2010	2011	2012	2009	2010	2011	2012
世界	-0.6	5.3	3.9	3.5	2.5	3.7	4.8	4.0	-	-	-	-	207.929	315.292	373.52	292.782
日本	-5.5	4.4	-0.7	2.0	-1.3	-0.7	-0.3	0.0	5.1	5.1	4.5	4.5	141.751	195.856	120.241	130.037
米国	-3.5	3.0	1.7	2.1	-0.3	1.6	3.1	2.1	9.3	9.6	9.0	8.2	-376.551	-470.898	-473.439	-509.911
ドイツ	-5.1	3.6	3.1	0.6	0.2	1.2	2.5	1.9	7.7	7.1	6.0	5.6	195.769	199.92	205.449	180.325
フランス	-2.6	1.4	1.7	0.5	0.1	1.7	2.3	2.0	9.5	9.8	9.7	9.9	-39.56	-44.657	-62.007	-52.455
英国	-4.4	2.1	0.7	0.8	2.1	3.3	4.5	2.4	7.5	7.9	8.0	8.3	-31.784	-75.089	-46.469	-42.324
ユーロ圏	-4.3	1.9	1.4	-0.3	0.3	1.6	2.7	2.0	9.6	10.1	10.1	10.9	6.212	37.468	40.952	93.644
N I E S 諸国	-0.7	8.5	4.0	3.4	1.3	2.3	3.6	2.9	4.3	4.1	3.6	3.5	123.815	137.161	134.845	127.774
中国	9.2	10.4	9.2	8.2	-0.7	3.3	5.4	3.3	4.3	4.1	4.0	4.0	261	305.3	201	181.719
新興アジア	7.1	9.7	7.8	7.3	3.0	5.7	6.5	5.0	-	-	-	-	300.625	303.581	201.306	145.902
中南米	-1.6	6.2	4.5	3.7	6.0	6.0	6.6	6.4	-	-	-	-	-22.4	-55.2	-68.2	-107.2
C I S 諸国	-6.4	4.8	4.9	4.2	11.2	7.2	10.1	7.1	-	-	-	-	41.754	72.437	112.453	106.17
サハラ以南アフリカ	2.8	5.3	5.1	5.4	10.6	7.4	8.2	9.6	-	-	-	-	-27.8	-24.6	-21.1	-25.6

(出所) IMF “World Economic Outlook” (2012. 4)

(http://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2012/01/pdf/text.pdf)

(注) N I E S 諸国：香港、韓国、シンガポール、台湾。

(2) テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数

国際社会の平和と安全を脅かすテロリストの活動を防止することは、国際社会全体の課題であり、テロ資金が国際金融システムを濫用する形で移転していくことを防止することにも必要となってきました。財務省としては、国連安保理決議を受けて、外為法に基づき、これまで累次にわたりテロリスト等に対する資産凍結等の措置を行ってきています。

○参考指標 6-1-7：テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数（P319に掲載）

(3) 途上国の貧困削減状況

1日1.25ドル以下で生活する人口が1996年の1,704百万人から2008年には1,289百万人に低下する等、開発途上国全体の貧困削減については改善が見られますが、地域的な進ちょく状況は一様ではありません。

このような状況に対処するため、我が国は、開発途上国に対する多国間・二国間の協力に取り組み、開発途上国の貧困削減や安定的な経済社会の発展に貢献しています。

○参考指標 総5-2：途上国の貧困削減状況

1日1.25ドル以下で生活している人口（数）

（単位：百万人）

	1996年	1999年	2002年	2005年	2008年
東アジア・太平洋 （除 中国）	640 (197)	656 (210)	523 (160)	332 (120)	284 (111)
南アジア	631	619	640	598	571
欧州・中央アジア	18	18	11	6	2
中東・北アフリカ	12	14	12	10	9
サブサハラ・アフリカ	349	376	390	395	386
中南米	54	60	63	48	37
合 計 （除 中国）	1,704 (1,261)	1,743 (1,297)	1,639 (1,276)	1,389 (1,177)	1,289 (1,116)

（出所）世界銀行 World Development Indicators 2012

(<http://data.worldbank.org/sites/default/files/wdi-2012-ebook.pdf>)

（４）我が国の貿易動向

平成23年の我が国の貿易動向についてみると、輸出額は、65兆5,465億円（対前年比2.7%減）と2年ぶりに減少しました。これは、震災や円高の影響、海外景気の下振れ等を背景として、自動車や半導体等電子部品等が減少したことによるものです。一方、輸入額は、68兆1,112億円（対前年比12.1%増）と2年連続で増加しました。これは、燃料価格の高止まりや原発事故に伴う火力発電燃料の需要増により、原油や液化天然ガス等が増加したことによるものです。

この結果、輸出額から輸入額を引いた差引額については、▲2兆5,647億円と31年ぶりで赤字となりました。

○参考指標 総5-3：輸出入額及び貿易バランス（対GDP比を含む）の推移

（単位：億円、%）

	平成19年	20年	21年	22年	23年	対前年比 伸率
輸出額 （対GDP比）	839,314 (16.3)	810,181 (16.0)	541,706 (11.5)	673,996 (14.1)	665,465 (14.2%)	▲2.7%
輸入額 （対GDP比）	731,359 (14.2)	789,547 (15.6)	514,994 (10.9)	607,650 (12.7)	681,112 (14.5%)	12.1%
差引額 （対GDP比）	107,955 (2.1)	20,633 (0.4)	26,712 (0.6)	66,347 (1.4)	▲25,647 (▲0.5%)	-

（出所）財務省貿易統計、内閣府GDP統計

（注1）輸出入額の対GDP比は、「輸出入額／名目GDP」で算出。

（注2）平成21年の名目GDPは、第2次速報ベース。

（５）関税負担率の推移とその国際比較

関税率の水準を示す代表的な指標としては、関税負担率（関税収入額の総輸入額に対する比率）があります。我が国の関税負担率は、国内産業保護の必要性にかんがみ比較的高

い関税率が設定されている品目がある一方で、無税品目も多いため、参考指標 総5-4のとおり、主要先進国との比較において同等もしくは低い水準となっており、平成22年度においては1.3%となっています。

○参考指標 総5-4：関税負担率の推移とその国際比較 (単位：%)

年度	2005 (平成17)	2006 (平成18)	2007 (平成19)	2008 (平成20)	2009 (平成21)
日 本	1.5	1.4	1.3	1.2	1.4
米 国	1.6	1.5	1.5	1.4	1.4
E U	1.5	1.4	1.4	1.2	1.4
カナダ	0.9	1.0	1.0	0.9	0.9
オーストラリア	3.0	3.1	3.0	3.3	2.5
韓 国	2.4	2.4	2.7	1.9	2.2

(出所) 関税局関税課調

(注1) 年度は各国の会計年度(但し、EUは暦年)。

(注2) 関税負担率=関税収入額/総輸入額。

(注3) 諸外国の負担率については、OECD「REVENUE STATISTICS」及び「Monthly Statistics of International Trade」を基に計算したものである。

(注4) EUの負担率は域外からの輸入額に係るものであり、関税収入額には農産品に対する輸入課徴金を含む。
なお、EUの2004年から2007年までの数値は、EU加盟国のうち、OECDに加盟している19か国の各年における関税収入額と域外からの輸入額を用いて計算した関税負担率である。

7. 今後の政策等に反映すべき事項

企画立案に向けた提言

① 世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への取組

我が国は、今後とも、G20、G7等の枠組みにおける積極的貢献を通じて、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定、開発・貧困削減、気候変動、アジアにおける地域金融協力の強化やテロ資金対策等の諸問題への取組を行います。

世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定については、引き続き、平成23年夏ごろから深刻化した欧州の政府債務問題の解決に向けた取組を行うとともに、強固で持続可能かつ均衡ある世界経済の成長を実現するため、各国と一層協働して国際金融システムの安定に向けた取組を進めていきます。

また、国際会議等の場で、日本の経済・金融情勢等について、各国の理解が高まるよう取り組みます。IMFに関しては、危機予防・対処の両面からIMFが引き続き重要な役割を果たせるよう、我が国は、資金基盤の強化やサーベイランス機能の強化についての議論に積極的に参画していきます。さらに、新しいNABの主要貢献国として、またIMFとの間の最大1,000億ドル相当の融資契約の維持を通じ、我が国はIMFの資金基盤の拡充・確保を支援していきます。本年10月には東京でIMF・世銀総会が開催される予定であり、IMFや関係機関等との協力を一層進めていきます。

アジアにおける地域金融協力の強化については、平成24年5月のASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議(於：マニラ)においてチェンマイ・イニシアティブ(CMI

M) の強化策に合意したことを受け、現行のCMIM契約及び実務ガイドラインの必要な改正を進めていきます。ASEAN+3マクロ経済リサーチ・オフィス（AMRO）については、組織能力強化策の検討、関係国際金融機関との連携強化、AMROの国際機関化に向けた準備を進めていきます。また、アジア債券市場育成イニシアティブでは、信用保証・投資ファシリティにおける第1号の保証案件の組成やASEAN+3債券市場フォーラムにおける域内での債券共通発行プログラムの策定等を進めてまいります。APECなどの地域協力の枠組みにおいても、その特色を踏まえた地域協力への取組を推進していきます。平成23年12月に日中首脳間で合意された日中金融協力の強化について、両国の金融市場における相互協力の強化や、両国間の金融取引の促進に向けて、両国実務者による合同作業部会での協議等を通じ、具体的な取組を進めていきます。

テロ資金対策については、各国がFATF勧告に則った取組を進める一方で、テロリスト等が取組の脆弱な部分を悪用する可能性が指摘されており、今後ともG7の協調等を通じて国際的な対策を積極的に講じます。

ODAについては、開発途上国における安定的な経済社会の発展に寄与するため、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方も踏まえつつ、効果的かつ効率的な資金協力等を実施していきます。

MDBsについては、主要出資国として業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念をMDBsの政策に反映させるとともに、我が国の開発援助にMDBsの専門的知見や人材を活用していきます。また、各機関相互や他の援助主体との間の協調・連携の推進、重点分野の明確化、結果を重視した援助の取組、援助効果の評価の推進を図ることにより、支援の効率性・有効性を高めるMDBsの取組を積極的に支援していきます。さらに、IMFやMDBsにおいて、日本人スタッフの増加を含む職員の多様性確保に引き続き取り組んでいきます。

気候変動については、資金に関する国連の気候変動交渉をフォローするとともに、我が国がこれまで行ってきた二国間・多国間の支援を引き続き実施していきます。具体的には、我が国が主要な拠出国となっているGEF及びCIFの運営や、気候変動枠組条約第17回締約国会議（COP17）で基本設計文書に合意した緑の気候基金（Green Climate Fund）の詳細設計に係る議論に積極的に参画していきます。

② 関税に関する国際的な取組

多角的貿易体制の維持・強化に向け、開発途上国の関心や懸念にも配慮しつつ、同交渉へ積極的に取り組みつつ、特に貿易手続の透明性・予見可能性・公平性の向上、簡素化・迅速化等を進める貿易円滑化交渉を積極的に推進していきます。

また、「包括的経済連携に関する基本方針」及び「日本再生の基本戦略」等に沿って、幅広い国々と戦略的かつ多角的に経済連携を進めていくこととしています。

アジア太平洋地域においては、日韓・日豪のEPA交渉を推進し、日中韓、日カナダ、日モンゴル、ASEAN+3、ASEAN+6といった経済連携の早期交渉開始等を目指します。また、アジア太平洋地域以外では、日EU等との早期交渉開始を目指します。環太平洋パートナーシップ（TPP）協定については、交渉参加に向けた関係国との協

議を行い、十分な国民的な議論を経た上で、あくまで国益の視点に立って、ＴＰＰについて結論を得ていきます。

③ アジア成長戦略の推進（新成長戦略）

新成長戦略の柱の１つであるアジア経済戦略について、財務省は関係省庁と連携しつつ、積極的に推進していきます。

そのため、我が国システムの海外展開の促進のため、STEP（本邦技術活用条件）案件の推進を含む、円借款の一層の積極的な活用やJBICの投資金融などの枠組みの活用を通じて、ファイナンス面から支援していきます。また、「パッケージ型インフラの海外展開」の支援等、JBICに期待される新たな役割に対応するための機能強化及び日本政策金融公庫からの分離を定めた「株式会社国際協力銀行法」が、平成23年4月に成立し、5月に公布・施行されました。これを受け、平成24年4月、JBICは日本政策金融公庫から分離して新たな組織となり、業務機能も強化される予定であるところ、我が国企業による海外事業展開がより積極的に行われることが期待されます。

また、アジア債券市場の構築支援を通じ、アジア域内の貯蓄をアジアの成長に向けた投資につなげるための取組を更に推進していきます。

-
- 総合目標 6：総合目標 1 から 5 の目標を追求しつつ、震災対応に取り組むとともに、財政健全化と経済成長との両立を図る観点から、デフレ脱却・安定的な経済成長の実現に寄与することを目指し、関係機関との連携を図りつつ、適切な財政・経済の運営を行う

1. 「政策の目標」に関する基本的考え方

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、景気が持ち直しつつあった日本経済全体に大きな影響をもたらしました。被災地を中心としたストックの毀損やサプライチェーンの障害等により、生産活動や輸出が減少し、また、風評被害や消費マインドの悪化等から、消費や観光など需要面にも影響が出ており、雇用への影響も懸念されています。

震災から早期に立ち直り、持続可能な自律的成長を実現するため、震災がもたらした制約を順次、確実に克服すると同時に、新たな成長を実現する取組を強化し、日本経済の潜在的な成長力を回復するよう努めていきます。政府は、「新成長戦略」について、質的転換を要するもの、目標は堅持するが工程を見直すもの等の検証を夏までに実施し、年内に日本再生のための戦略としての具体像を提示することとしており、財務省としても、関係府省とともに、新たな成長へ向けて取り組んでいきます。また、従前からの大きな課題である財政・社会保障の持続可能性の確保、信認維持の必要性は、大震災によって更に高まっています。社会保障改革に取り組みながら財政健全化と経済成長との両立を図るなど、関係府省と連携し、適切な財政・経済の運営を行っていきます。

加えて、マクロ経済政策の一翼を担う金融政策に対しても、それが政府の財政・経済政策と一体的・整合的に運営されるよう、金融政策を所管する日本銀行と議論を重ね、日本経済の諸課題に取り組んでいきます。デフレ脱却に向けては、日本銀行と一体となって、強力かつ総合的な政策努力を行うこととしています。

2. 内閣の基本的な方針との関連

第180回国会 財務大臣財政演説（平成24年1月24日）

新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）

円高への総合的対応策（平成23年10月21日閣議決定）

日本再生の基本戦略（平成23年12月24日閣議決定）

平成24年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（平成24年1月24日閣議決定）

社会保障・税一体改革大綱（平成24年2月17日閣議決定）

3. 重点的に進める業績目標・施策

総合目標 6 においては、業績目標・施策は設定していません。

4. 平成23年度の事務運営の報告

- (1) 平成23年度の我が国経済は、東日本大震災により深刻な打撃を受け、マイナス成長が2四半期続くなど、厳しい状況からのスタートとなりました。その後、官民の総力を結集した復旧・復興努力を通じてサプライチェーンの急速な立て直しが図られ、景気は持ち直しに転じましたが、夏以降は急速な円高の進行や欧州政府債務危機の顕在化による世界経済の減速等によって、景気の持ち直しは緩やかなものになりました。

政府は、東日本大震災に対して、復興構想会議の提言などを踏まえ、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定）等の策定に当たりました。財務省は、平成23年度には累次の補正予算を編成し、財源を確保しつつ、迅

速な復旧・復興対策に万全を期してきたほか、平成24年度予算においては、東日本大震災復興特別会計を設置し、必要な復興予算を計上するなど、復旧・復興に全力で対応してきました。

欧米経済の停滞感や急速な円高の進行による景気下振れリスク、産業空洞化リスクに先手を打って対処していくため、政府は「円高への総合的対応策」を策定しました。財務省としては、平成23年10月に本格的な復興予算である平成23年度第三次補正予算の編成をし、その中で本対策の具体化を行いました。また、政府は、日本再生に向け、大胆な規制・制度の見直しによる産業構造の変革や新産業の創出、世界の成長力の取込みなど、日本経済の成長力を強化する施策を盛り込んだ「日本再生の基本戦略」を策定しました。今後は、我が国経済の中長期的な経済運営の方針としての「新成長戦略」の実行を加速するとともに、新たな成長に向けた具体的な行程表を伴う「日本再生戦略」を年央までに策定することとしています。

我が国における少子高齢化等の社会経済情勢の変化、厳しい財政状況を踏まえ、「財政運営戦略」に基づく財政健全化目標達成に向け、社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す「社会保障・税一体改革大綱」を閣議決定しました。また、閣議決定に伴い、平成24年3月30日に「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案」を国会に提出しました。

平成24年度予算編成に当たっては、「中期財政フレーム」に基づく財政規律を堅持するとともに、我が国経済社会の真の再生に向けて、より効果の高い施策に予算を重点配分する取組を行いました。

平成24年度税制改正について、「平成24年度税制改正大綱」（平成23年12月10日閣議決定）に基づき、「租税特別措置法等の一部を改正する法律案」を第180回国会に提出し、同法律案は平成24年3月30日に可決・成立しました。

- (2) 平成23年度も引き続き、内閣府等関係機関と連携しつつ、日本経済の現状及び今後の見通しについて、策定時点において入手可能な情報を基に、的確な判断に努めました。具体的には、政府が景気の現状判断を示す「月例経済報告」（毎月）、年度を通じた経済の姿を示す「平成24年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」等を策定するに当たり、的確な判断及び分析となるよう、内閣府と幾次にもわたる協議を重ねました。
- (3) 政府は、デフレ脱却が重要な課題であるとの認識を日本銀行と共有し、日本銀行と一体となった取組を行いました。具体的には、日本銀行の金融政策運営が政府の経済政策の基本方針と整合的なものとなるよう、日本銀行の金融政策決定会合に財務省から副大臣等が出席し、意見を述べるほか、事務担当者レベルでも頻繁に意見交換を行うなど、緊密な連携を取りました。

(参考)

平成23年 (2011年)	
4月28日	平成23年度補正予算国会提出 (5月2日成立)
7月15日	平成23年度第二次補正予算国会提出 (7月25日成立)
7月29日	「東日本大震災からの復興の基本方針」 (東日本大震災復興対策本部決定)
10月21日	「円高への総合的対応策」閣議決定
10月28日	平成23年第三次補正予算国会提出 (11月21日成立)
12月10日	「平成24年度税制改正大綱」閣議決定
12月16日	「平成24年度予算編成の基本方針」閣議決定
12月24日	「日本再生の基本戦略」閣議決定
平成24年 (2012年)	
1月24日	「平成24年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」閣議決定 平成23年度第四次補正予算国会提出 (2月8日成立) 平成24年度予算国会提出 (4月5日成立)
1月27日	「租税特別措置法等の一部を改正する法律案」国会提出 (3月30日成立)
2月17日	「社会保障・税一体改革大綱」閣議決定
3月30日	「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案」国会提出

5. 平成22年度政策評価結果の政策への反映状況

(1) 政府としては、東日本大震災からの迅速な復旧・復興のため、「東日本大震災からの復興の基本方針」に基づき、地方・民間等とも連携して復興計画に取り組んできました。また、欧米経済の停滞感や急速な円高の進行による景気下振れリスク、産業空洞化リスクに先手を打って対処していくため、「円高への総合的対応策」を策定し、円高による痛みの緩和やリスクに強靱な経済の構築、円高メリットの徹底活用のための施策を実行してきました。また、日本再生に向け、大胆な規制・制度の見直しによる産業構造の変革や新産業の創出、世界の成長力の取込みなど、日本経済の成長力を強化する施策を盛り込んだ「日本再生の基本戦略」を策定しました。財務省としても、このような政府の取組みの中で、安定的な経済成長の実現に寄与することを目指し、関係機関との連携を図りつつ、適切な財政・経済の運営を行いました。

(2) 震災がもたらした制約を確実に克服するため、財務省として、累次の補正予算を編成するとともに、各種の復興施策の実現に向けた取組みを推進してきました。また、社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す「社会保障・税一体改革大綱」を閣議決定しました。

6. 目標を巡る外部要因等の動向

「4. 平成23年度の事務運営の報告」に記載しています。

○参考指標 総6-1：主要経済指標

	平成22年度 実 績	平成23年度 実績見込み	平成24年度 見通し
実質成長率	3.1%	▲0.1%程度	2.2%程度
民間最終消費支出（伸び率）	1.6%	0.3%程度	1.1%程度
民間住宅（伸び率）	2.3%	2.9%程度	6.3%程度
民間企業設備（伸び率）	3.5%	▲1.1%程度	5.1%程度
政府支出（伸び率）	0.5%	2.3%程度	0.6%程度
政府最終消費支出（伸び率）	2.3%	2.5%程度	0.8%程度
公的資本形成（伸び率）	▲6.8%	0.9%程度	▲1.0%程度
内需寄与度	2.4%	0.6%程度	1.8%程度
民需寄与度	2.3%	0.0%程度	1.6%程度
公需寄与度	0.1%	0.6%程度	0.2%程度
外需寄与度	0.8%	▲0.7%程度	0.4%程度
名目成長率	1.1%	▲1.9%程度	2.0%程度
鉱工業生産指数（増減率）	8.9%	▲1.9%程度	6.1%程度
経常収支（名目額）	16.1兆円	9.9兆円程度	12.2兆円程度
（対名目GDP比）	3.4%	2.1%程度	2.5%程度
消費者物価指数（騰落率）	▲0.4%	▲0.2%程度	0.1%程度
国内企業物価指数（騰落率）	0.7%	1.9%程度	0.7%程度
完全失業率	5.0%	4.5%程度	4.3%程度
マネーストック（M2前年比）	2.7%	2.8%	—

（出所）平成24年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（平成24年1月24日閣議決定）

（<http://www5.cao.go.jp/keizai1/mitoshi/2012/0124mitoshi.pdf>）

（注）政府経済見通しは民間の予測のような単なる経済動向の予測ではなく、経済運営に当たっての政府の基本的態度に基づく経済の姿を示すものであるため、ある程度の幅をもって考えられるべきものです。

7. 今後の政策等に反映すべき事項

企画立案に向けた提言

- ① 引き続き、震災対応に取り組むとともに、財政健全化と経済成長との両立を図る観点から、デフレ脱却・安定的な経済成長の実現に寄与することを目指し、関係機関との連携を図りつつ、適切な財政・経済の運営を行います。また、政府は年央を目途に「日本再生戦略」を策定することとしており、財務省としても、関係府省と連携し、この検討に参画していきます。
- ② また、経済成長との両立を図りつつ、財政健全化に取り組むことが重要です。政府としては、社会保障・税一体改革に取り組むことで、安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指していきます。財務省としても、関係府省と連携しながら、「社会保障・税一体改革大綱」に基づき、社会保障・税一体改革に取り組むなど、財政健全化と経済成長との両立を図るべく、適切な財政・経済の運営を行っていきます。

加えて、デフレ脱却に向け、金融政策を所管する日本銀行と議論を重ね、一体となつて、強力かつ総合的な政策努力を行っていきます。

政策目標 6 : 国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進

㊦ 政策目標 6-1 : 外国為替市場の安定並びに国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保

- ㊦・6-1-1 : 外国為替市場の安定
- ㊦・6-1-2 : 国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画
- ・6-1-3 : アジアにおける地域金融協力の推進
- ・6-1-4 : 北朝鮮・イランの核開発等に係る問題への対策及びテロ資金や大量破壊兵器の拡散に関連する資金等による国際金融システムの濫用への対応

○ 政策目標 6-2 : 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進

- ・6-2-1 : ODA等の効率的・戦略的な活用
- ㊦・6-2-2 : 有償資金協力、国際協力銀行業務、国際開発金融機関を通じた支援
- ・6-2-3 : 債務問題への取組
- ・6-2-4 : 知的支援

㊦ 政策目標 6-3 : アジア経済戦略の推進（新成長戦略）

- ㊦・6-3-1 : アジア経済戦略の推進

※「㊦」マークは、重点的に進めるものを示しています。

㊦ 政策目標6－1：外国為替市場の安定並びに国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保

1. 「政策の目標」に関する基本的考え方

世界各国の経済の相互連関が深まり、国際的な資金移動が活発化する中で、我が国と外国との間の資金移動が円滑に行われる環境を整えるとともに、国際金融市場の混乱に端を発する世界的な景気後退が発生した平成20年以降、国際金融システムを安定させることが重要となっています。このような認識の下、財務省では、外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づいて外国為替制度の運営に当たっているほか、国際金融システムの安定に向けた制度強化が急務となっています。

また、従来より我が国と密接な経済的結びつきを有するアジア地域の経済の安定は重要であり、域内における地域金融協力を更に強化していきます。このほか、テロ資金供与や大量破壊兵器の拡散への資金支援といった国際金融システムの濫用の防止にも取り組んでいきます。

本目標は、以下に掲げる内閣の基本的な方針を踏まえ、特に重要な取組として推進していきます。

2. 内閣の基本的な方針との関連

第179回国会 総理大臣所信表明演説

第180回国会 総理大臣施政方針演説

第180回国会 財務大臣財政演説

日本再生の基本戦略（平成23年12月24日閣議決定）

特別会計改革の基本方針（平成24年1月24日閣議決定）

3. 重点的に進める業績目標・施策

施 策 6-1-1：外国為替市場の安定

施 策 6-1-2：国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画

4. 平成23年度の事務運営の報告

㊦ 施 策 6-1-1：外国為替市場の安定

〔平成23年度実施計画〕

為替レートは、経済ファンダメンタルズ（経済の基礎的状況）を反映しつつ、安定的に推移することが重要であり、為替レートの過度の変動は、経済や金融の安定に対して悪影響を与え、望ましくないと考えられます。平成22年9月10日に閣議決定された「新成長戦略実現に向けた3段階構えの経済対策」においても、「為替については、為替市場の過度な変動は経済・金融の安定に悪影響を及ぼすものであり、引き続きその動向について注視していくとともに、必要な時には断固たる措置をとる。」とされています。

このような観点から、通貨当局としては、日常的な国際金融市場のモニタリング、各国の通貨当局との意見交換や国際協調等を行うほか、必要に応じた為替介入等を通じ、外国為替相場の安定に向けた取組を重点施策として行っています。平成22年9月15日には、為替相場の過度の変動を抑制する観点から為替介入（2兆1,249億円）を行いました。

為替介入等を通じて保有することとなった外貨準備は、政府短期証券により調達した円資金に見合う外貨資産を保有しているものであり、我が国通貨の安定を実現するために必要な外国為替等の売買に備え、安全性及び流動性に最大限留意しつつ、可能な限り収益性を追求する運用を行っています。また、平成22年10月に実施された事業仕分けの結果、外国為替資金特別会計の「剰余金は、一定のルールに基づいて、一般会計に繰り入れる方式にする」とされたことを踏まえ、平成22年12月に、毎年度の剰余金の一般会計繰入ルールを定め、公表しました。また、積立金の扱いについて「財投預託されている積立金（20兆円）については、中長期的に債務（FB）の償還に充てること

により、B／Sの両サイドを減らしていく」、金融資産（外貨運用益の円転のためのF B発行）について「F Bの発行によって外貨運用益を円転し、負債が積み上がる構造の解消を図る」とされたこと等を踏まえた取組を行っています。

国際金融市場のモニタリングは、外為法に基づく報告制度をベースとして、取引実態の把握を主としています。

報告を取りまとめ作成・公表する「国際収支統計」、「対外及び対内証券売買契約等の状況」等は、対外的な資金の流れに関して、市場に対する正確かつ適時な情報の提供、及び経常収支・資本収支の動向の把握といった観点から重要です。加えて、国際収支統計は、内閣府において作成・公表される「国民経済計算」及び「四半期別GDP」の基礎統計ともなっており、今後とも、適切な作成・公表を行っていきます。また、対外的な資金の流れに関しては、継続的に専門家との意見交換を行うことにより経常収支・資本収支の動向の実態把握に努めています。今後とも、取引実態の一層の的確かつ効率的な把握に向けて、IMF国際収支マニュアルの改訂を受けた国際収支統計等の見直しなど報告制度の見直しを検討していきます。また、外為法に基づく事後報告について、国際収支統計の精度等を確保しつつ、可能な限り簡素化を図っていきます。

〔事務運営の報告〕

① 外国為替市場の安定に向けた取組について

平成23年度においても、日常的な国際金融市場のモニタリング、各国通貨当局との意見交換や緊密な協力等を通じて、外国為替相場に関する情報の収集・分析を行い、その安定に向けて取り組みました。

イ 外国為替市場の安定

平成23年度においては、グローバルな金融市場の脆弱性が続く中、G7（7か国財務大臣・中央銀行総裁会議、平成23年8月及び9月に開催）やG20（20か国財務大臣・中央銀行総裁会議、平成23年4月、9月、10月及び平成24年2月に開催）、金融・世界経済に関する首脳会合（G20サミット）（平成23年11月に開催）等の国際会議において、国際金融市場の動向や各国の対応等について議論を行いました。為替については、「我々は、市場で決定される為替レートシステムに向けてより迅速に移行し、根底にあるファンダメンタルズを反映するため、為替レートの柔軟性を向上させるとともに、通貨の競争的な切り下げを回避するという我々のコミットメントを確認する。」、「我々は、強固で安定した国際金融システムが我々の共有する利益であること、及び、市場で決定される為替レートに対する我々の支持を再確認する。我々は、為替レートの過度の変動及び無秩序な動きは、経済及び金融の安定に対して悪影響を与えることを再確認する。」（G20カンヌ・サミット成長と雇用のためのカンヌ・アクションプラン（平成23年11月3-4日））との共通認識を確認しました。

なお、平成23年度には、為替市場の投機的な動き・無秩序な動きへの対応に万全を期し、日本経済への下振れリスクを具現化させないため、平成23年8月4日に4兆5,129億円、及び同年10月31日から11月4日にかけて9兆916億円の為替介入をそれぞれ実施しました（いずれも、米ドル買い日本円売り介入）。

また、平成23年8月に発表した「円高対応緊急パッケージ」において、急激な円高の進行に対し、民間円資金の外貨への転換（いわゆる円投）の促進による為替相場の安定化と、長期的な国富の増大のため、外国為替資金特別会計（外為特会）のドル資金をJBICを経由して活用する「円高対応緊急ファシリティ」を創設するとともに、為替相場の安定を図るための為替市場のモニタリング強化を目的に、外為法に基づき、

平成23年9月末までの間、主要金融機関に対して為替トレーダーが保有する外国為替の持高（自己ポジション）の報告を求めることとしました。本報告については、その後の市場動向に鑑み、平成24年6月末まで継続予定としています。

ロ 国際収支統計等の作成・公表

我が国の対外的な資金の流れに関する統計として「国際収支統計」、「対外及び対内証券売買契約等の状況」等を引き続き作成し公表しました。平成23年度中の国際収支統計は、東日本大震災や円高の影響等を受け、貿易収支は現行統計と比較可能な昭和60年度以降で初の赤字となったほか、経常収支も平成24年1月に、約3年ぶりの赤字となりました。このような中、利用者の利便性向上の観点から、平成23年4月より、ホームページに掲載している統計の概要にグラフ（2種類）を追加したほかリンク先の充実を図りました。また、平成20年12月のIMFの国際収支マニュアルの改訂を受け、我が国としても平成26年より当該マニュアルに基づく国際収支統計の作成・公表を開始することとしました。このため、関連省令を改正し（平成23年12月公布、平成26年1月施行）、報告様式等の見直しを行いました。加えて、新成長戦略に基づき、クロスボーダーのローンを供与する場合について、外為法令上、契約ベースの報告書と支払ベースの報告書の2つの報告書の提出を求める仕組みを改め、平成23年5月より、支払ベースの報告書に一本化する等の簡素化を図りました。更に、この簡素化の際に引き続き検討することとしていた事項についても検討を進め、平成24年1月より、対外直接投資に該当する場合の貸付等の報告書についても、支払ベースの報告書に一本化する等、さらなる簡素化を図りました。

○参考指標 6-1-1：外国為替平衡操作の実施状況

	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
金 額	0円	0円	0円	2兆8,174億円	13兆6,045億円

（出所）財務省「外国為替平衡操作の実施状況」

(http://www.mof.go.jp/international_policy/reference/feio/data.htm)

② 外国為替資金特別会計（外為特会）の状況

外為特会の保有する外貨資産については、「安全性及び流動性に最大限留意した運用を行うこととし、この制約の範囲内で可能な限り収益性を追求する」（「外国為替資金特別会計が保有する外貨資産に関する運用について」（平成17年4月4日））との考え方の下、国債、政府機関債及び国際機関債等の債券や預金等によって運用しています。

平成23年度は、平成22年度と比較して、米国の金利が低下（2年債：0.3%（平成23年度平均）←0.6%（平成22年度平均）、5年債：1.2%←1.8%）したほか、為替レートが円高方向に進んだ（基準外国為替相場の平均値：79.42円←86.92円）こと等から、外為特会の運用収入は2.3兆円に減少すると見込まれています（平成22年度（決算）：2.7兆円）。

外為特会の剰余金は、外貨建て資産と円建ての政府短期証券の金利差（内外金利差）から生じるものですが、この内外金利差は、インフレ率の見通しの差等を背景としてお

り、同じ見通しに立てば、外貨資産には、将来的に、外国通貨の減価（ドル安）による為替差損等が発生するリスクがあります。特別会計法においては、外為特会の剰余金について、外国為替相場の変動、市場金利の変動等の要因を勘案し、同会計の健全な運営を確保するために必要な金額を、積立金として積み立てるとともに、予算で定めるところにより、一般会計に繰り入れることができることとされています。外為特会には相当額の為替差損が生じており、財務の健全性を確保するため、剰余金の内部留保を段階的に増やしていくことを目指すこととしています。

平成22年10月に実施された行政刷新会議「事業仕分け」の評価結果において、「剰余金は、一定のルールに基づいて、一般会計に繰り入れる方式にする」とされたことを踏まえ、平成22年12月に、同会計の財務の健全性を確保する観点から、毎年度の剰余金の一般会計繰入ルールを定め、公表しました。この一般会計繰入ルールを踏まえ、平成24年度予算においては、一般会計の極めて厳しい財政状況に最大限配慮し、平成23年度の剰余金見込額2.2兆円のうち0.2兆円を積み立て、残りの2.0兆円を一般会計に繰り入れることとしました。これにより、これまでの外為特会から一般会計への繰入累計額は33.4兆円となる見込みです。

「事業仕分け」の評価結果において、積立金につき「財投預託されている積立金（20兆円）については、中長期的に債務（政府短期証券）の償還に充てることにより、B/Sの両サイドを減らしていく」、金融資産（外貨運用益の円転のためのF B発行）につき「F Bの発行によって外貨運用益を円転し、負債が積み上がる構造の解消を図る」とされたことを踏まえ、特別会計法改正までの運用面の対応として、平成 23 年度より、外為特会の積立金（財投預託金）の満期分の繰替使用によりF Bを償還し、F B残高を圧縮することとしています。また、「特別会計改革の基本方針」（平成 24 年 1 月 24 日閣議決定）において、繰替使用ではなく、「財投預託金（資産計上）を減額し、それにより政府短期証券（負債計上）を償還することを通じた資産・債務残高の縮減、また、外為特会に留保する剰余金相当額について、円貨資産として保有し続けないで済む等の対応を図るものとし、平成 24 年の通常国会に法案を提出するもの」とされたことを踏まえ、平成 24 年 3 月 9 日に、特別会計に関する法律の一部を改正する法律案を閣議決定し、第 180 回通常国会に提出したところです。

(新) ◎業績指標 6-1-1：正確かつ適時な情報の提供

(単位：回、%)

	作成頻度	平成 19年度	20年度	21年度	22年度	23年度 実績値
国際収支状況	月 1 回	12/12	10/12	12/12	12/12	12/12
本邦対外資産負債残高	年 1 回	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1
外貨準備等の状況	月 1 回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12
外国為替資金特別会計の 外貨建資産の内訳及び運用 収入の内訳等	年 1 回	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1
外国為替平衡操作実施状況 (月ベース)	月 1 回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12

外国為替平衡操作実施状況（日ベース）	年4回	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4
オフショア勘定残高	月1回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12
対外及び対内証券売買契約等の状況	月1回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12
達成割合		100%	96.9%	100%	100%	100%

（出所）国際局為替市場課調

（注）国際収支状況

<http://www.mof.go.jp/international_policy/reference/balance_of_payments/data.htm>

本邦対外資産負債残高< http://www.mof.go.jp/international_policy/reference/iip/data.htm>

外貨準備等の状況

<http://www.mof.go.jp/international_policy/reference/official_reserve_assets/data.htm>

外国為替資金特別会計の外貨建資産の内訳及び運用収入の内訳等

<http://www.mof.go.jp/international_policy/reference/gaitametokkai/index.htm>

外国為替平衡操作実施状況

<http://www.mof.go.jp/international_policy/reference/feio/data.htm>

オフショア勘定残高

<http://www.mof.go.jp/international_policy/reference/offshore/data.htm>

対外及び対内証券売買契約等の状況

<http://www.mof.go.jp/international_policy/reference/itn_transactions_in_securities/data.htm>

○参考指標 6-1-2：外貨準備動向

（単位：百万ドル）

	平成19年度末	20年度末	21年度末	22年度末	23年度末
外貨準備高	1,015,587	1,018,549	1,042,715	1,116,025	1,288,703

（出所）財務省「外貨準備等の状況」

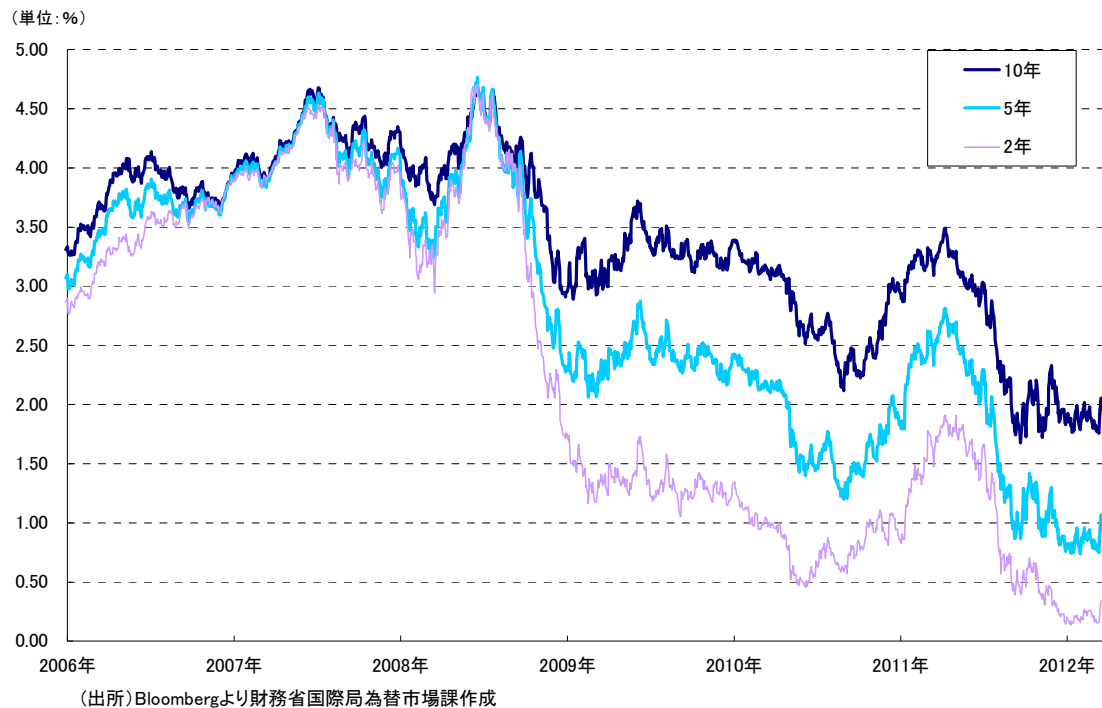
(http://www.mof.go.jp/international_policy/reference/official_reserve_assets/data.htm)

（参考1）米独の金利動向

米国債金利の推移



独国債金利の推移

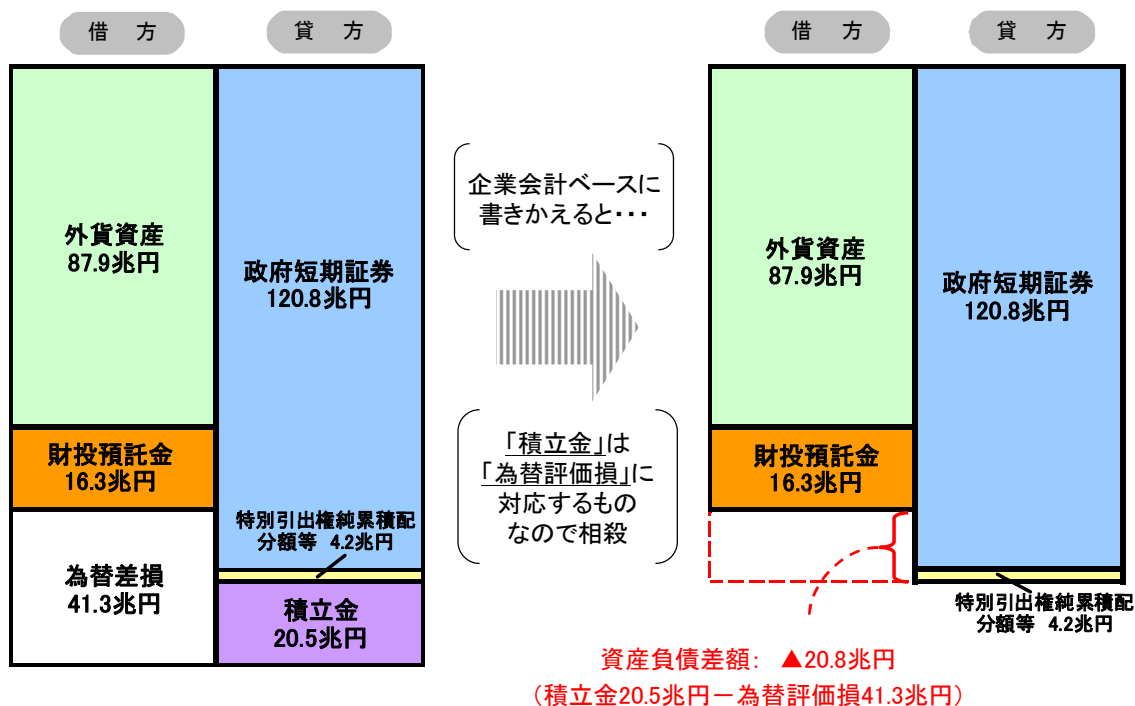


(参考2) 為替レート（基準外国為替相場：ドル円）の推移

平成22年度		86.92円	
平成23年度		79.42円	
(参 考)			
22年4月	90円	23年4月	83円
22年5月	90円	23年5月	82円
22年6月	93円	23年6月	83円
22年7月	92円	23年7月	81円
22年8月	91円	23年8月	81円
22年9月	88円	23年9月	79円
22年10月	85円	23年10月	77円
22年11月	84円	23年11月	77円
22年12月	82円	23年12月	77円
23年1月	82円	24年1月	78円
23年2月	83円	24年2月	78円
23年3月	83円	24年3月	77円

(注) 基準外国為替相場は、本邦通貨と外国通貨（米ドル）の換算レートにつき、当該月の前々月中の実勢相場の平均値として、財務大臣が公示する相場です。外為特会の外貨資産は、基準外国為替相場等によって評価することとされています。

(参考3) 外為特会のバランスシート (2012年3月末時点、1ドル=77円の場合)



(参考4) 外為特会の保有する外貨資産の状況

(詳細は財務省ホームページ (http://www.mof.go.jp/international_policy/reference/gaitametokkai/index.htm) 参照)

①運用資産利回り

	平成19年度	20年度	21年度	22年度
運用資産利回り	4.32%	3.69%	3.08%	3.13%

②外貨証券の満期別構成

満期	平成22年度末残高
1年以下	8.8兆円 (11.0%)
1年超5年以下	47.4兆円 (59.7%)
5年超	23.3兆円 (29.3%)
合計	79.4兆円 (100.0%)

③外貨証券の国債・非国債の構成割合

銘柄	平成22年度末残高
国債	54.7兆円 (68.9%)
国債以外の証券	24.7兆円 (31.1%)
合計	79.4兆円 (100.0%)

(注) 時価ベース。円建て換算は、特別会計に関する法律第79条の規定に基づき、年度末の基準外国為替相場等により行っている。

(参考5) 財務省ホームページにおける積立金に関する説明(平成22年度決算)

(http://www.mof.go.jp/about_mof/mof_budget/special_account/gaitame/gaitame_kesan22.htm)

(積立金の目的)

「特別会計に関する法律」第80条第1項の規定により、外国為替相場の変動、市場金利の変動その他の要因を勘案し、外国為替資金特別会計の健全な運営を確保するために必要な金額を積立金として積み立てることとしている。

(積立金の水準)

積立金に必要な金額としては、外国為替相場や市場金利の変動等があっても、保有外貨資産に発生する評価損を概ね下回らない水準であるところの保有外貨資産の100分の30が目安となり、中長期的にはこの水準まで積み立てることが望ましい。

㊦ 施策 6-1-2 : 国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画

[平成23年度実施計画]

① 国際金融システムの安定

平成19年以降、国際金融市場において取引される資金量の急増、金融取引技術の飛躍的な進歩を背景に、大規模で周辺国にも波及効果があるような金融危機が発生するなど、様々な国際金融システムの不安定要因が顕在化しました。特に、平成20年秋以降には、米国などで急速に普及した証券化商品や金融派生商品に対して金融機関が十分なりリスク管理を怠った結果、大規模な損失が発生し、国際金融市場全体が混乱に陥りました。金融資本市場の混乱は、信用収縮等を通じて実体経済に悪影響を及ぼし、世界的な景気後退を発生させました。また、平成22年には、ユーロ圏周辺国における財政問題に端を発する信用不安が起きました。一部の新興市場国においては、景気の過熱により与信の急激な伸びや資産価格の高騰を引き起こしています。先進国においては、バランスシートの調整が進んでおらず、中期財政健全化計画の具体化の遅れが懸念されています。さらに、金融危機以降、世界的な対外的不均衡の再拡大が懸念されており、経常収支を持続可能な水準で維持することが求められています。

こうした中、強固で持続可能かつ均衡ある世界経済の成長を生み出すために、G20、G7等の枠組みを通じ、各国で一層協働して国際金融システムの安定に向けて取り組むことが求められています。

② IMF改革

平成20年秋の金融危機発生以降、IMFは、加盟国が危機から脱却する上で極めて重要な役割を果たしてきました。また、平成21年4月のロンドン・サミットにおいてIMFの資金基盤の3倍増が合意されたほか、危機予防目的の多額の資金支援を可能にする新たな予防的融資制度(フレキシブル・クレジット・ライン、予防的クレジット・ライン)の創設、特に金融セクター向けのサーベイランスの強化など、その機能は大幅に強化されました。我が国は、他国に先駆けてIMFへの1,000億ドルの融資を表明しIMF資金基盤の拡充に向けた議論を主導するなど、IMFの機能強化に積極的に貢献してきました。

クォータ(出資割当額)の見直しやガバナンスの強化を含む包括的なIMF改革についても議論が進められ、平成22年12月、IMFの総務会で①クォータの倍増と新興国・途上国のシェア(投票権)の上昇、②全理事の選任制への移行と欧州先進国理事数の削減を主な内容とする決議が採択されました。今後各国はこの決議が発効するための国内手続を進める必要があり、我が国はIMF加盟措置法及びIMF協定改正案を国会に提出しています。また、危機予防・対応方法の更なる改善など、国際金融システムの安定にIMFが一層効果的に貢献できるよう、引き続き改革に取り組むことが必要です。さらに、IMFが真にグローバルな機関として、その役割を果たすためには、日本人スタッフの増加を含むスタッフの多様性確保が必要です。

以上のような、G20、G7、IMF等における議論へ積極的に参画することを通じて、国際金融システムの安定化を目指していくことは極めて重要です。G20サミットは、平成20年秋の金融危機発生による混乱が実体経済にまで波及し、世界経済の先行きに対する懸念が急速に高まる中で、新興国を含めた枠組みによって対応を議論する必要性が認識されて発足したものであり、国際経済協

力に関する第一のフォーラムとされています。G7も、例えば、昨年のユーロ圏周辺国における財政懸念に端を発する信用不安が起こった際に、緊密に連絡を取りつつ対応を協議してきました。また、IMFは、危機予防目的の資金支援等に加え、加盟国へのサーベイランスの一層の強化やG20、G7への技術的なインプットを期待されています。我が国は、国際金融システムの安定化に向けて、これらの議論に積極的に参画していきます。

〔事務運営の報告〕

① 国際金融システムの安定

我が国は、G20、G7等の枠組みを通じて、金融危機への対応、危機後の世界経済の体制強化についての議論に積極的に参画しました。

イ G20サミット等への参画を通じた取組

平成23年4月に開催された20か国財務大臣・中央銀行総裁会議（米国・ワシントンD. C.）では、世界経済、強固で持続可能かつ均衡ある成長のための枠組み（フレームワーク）、国際通貨システム改革、一次産品価格の変動などについて議論を行いました。本会合では、フレームワークについて、「継続した大規模な不均衡」について詳細な評価を行う対象国を選定するための「参考となるガイドライン」に合意しました。

IMF・世銀総会等の一連の会合の機会を利用して開催された9月の20か国財務大臣・中央銀行総裁会議（米国・ワシントンD. C.）では、欧州の政府債務問題が深刻化し、経済の先行きへの不透明感が拡大する中、世界経済情勢、特に欧州の情勢を中心に議論が行われ、ユーロ圏が、次回のG20パリ会合までに欧州金融安定ファシリティー（EFSF）の柔軟化や、金融機関における十分な資本の確保など、金融の安定化に必要な措置をとることなどを確認しました。

11月のG20 カヌヌ・サミットの準備会合として開催された10月の20か国財務大臣・中央銀行総裁会議（フランス・パリ）では、3週間前のワシントン会合でユーロ圏が行ったコミットの達成を歓迎するとともに、危機の伝播を回避するための更なる作業に期待することを確認しました。フレームワークについては、カヌヌ・サミットにおけるカヌヌ・アクションプランの策定に向けた活発な議論が行われました。

G20カヌヌ・サミットでは、引き続き、欧州政府債務問題をはじめとする世界経済の諸課題などの幅広い議題について議論を行いました。本会合では、10月26日の欧州首脳会合での、危機の伝播を回避するためのファイアウォールの構築などを含む包括的な計画の決定を歓迎し、その早期の具体化を促すとともに、成長の促進や財政健全化を図るためのG20各国のコミットメントを集約した「カヌヌ・アクションプラン」に合意しました。

平成24年2月に開催された、20か国財務大臣・中央銀行総裁会議（メキシコ・メキシコシティ）は、メキシコが議長国となって初めてのG20であり、世界経済、フレームワーク、国際金融アーキテクチャー（制度設計）の強化、金融規制、一次産品などについて議論を行いました。本会合では、IMF資金基盤強化について、ユーロ圏諸国が、3月にユーロ圏の支援ファシリティーの強固さを再評価すること、これが、IMFの資金動員に関する検討にとって重要な判断材料を提供することが確認されました。

ロ G7（7か国財務大臣・中央銀行総裁会議）への参画を通じた取組

平成23年度は、平成23年4月（米国・ワシントンD. C. ）、9月（フランス・マルセイユ）と、対面会合としては、合計2回のG7が開催されました。4月の会合では、我が国から、東日本大震災直後の為替市場の変動に対応した3月18日の協調介入への協力に感謝を述べ、引き続き、市場を注視しながら適切な協力をしていくことを呼びかけました。9月の会合では、その議論の大半が欧州政府債務問題で占められ、金融安定化のために必要な措置、資金調達の方法を中心に議論が行われるとともに、財政問題が金融市場に極めて悪影響を与えることが強く認識されました。

また、G7は電話会議で日頃から意見交換を行っており、平成23年8月には声明を発表しました。声明では、米国の財政赤字削減策やユーロ圏首脳会議において決定されたギリシャ支援などのための包括的なパッケージを歓迎するとともに、為替については、為替レートの過度の変動や無秩序な動きは、経済及び金融の安定に対して悪影響を与えることを確認し、為替市場における行動に関して緊密に協議し適切に協力することを確認しました。

② IMF改革

平成20年秋の金融・世界経済危機後、IMFは、主に危機予防を目的として、フレキシブル・クレジット・ライン（FCL : Flexible Credit Line）及びプリコーショナリー・クレジット・ライン（PCL : Precautionary Credit Line）という新たな融資制度を創設しました。今年度には後者を改善し、①実際の資金ニーズがある場合でも利用可能、かつ②短期のプログラム期間（6ヶ月）でも利用可能にしたPLL（Precautionary and Liquidity Line）を創設しました。

また、今年度はIMFの資金基盤増強についても進展を見ました。平成22年末に各国が合意に至ったクォータ見直しを含めた包括的なIMF改革につき、我が国は、このIMF増資等に応じるため、平成23年3月に行ったIMF増資への同意通知に続き、所要の国内手続きを経て、同年8月にIMF協定改正の受諾通知を行いました。さらに、平成23年3月には、我が国を含む有志の参加国がIMFに貸付を行うための多国間の枠組みである新規借入取極（NAB : New Arrangements to Borrow）を拡大・柔軟化するためのNAB改正が発効、同年4月には発動手続きが完了し、資金基盤は更に拡充されました。平成23年11月のカンヌ・サミットでは、現下の欧州債務危機によるグローバルな資金ニーズの増加を受けて、IMFが加盟国全体の利益となるようその責任を果たすための十分な資金基盤強化を確保することに合意し、我が国は、追加的な資金基盤強化の必要性に関するG20やIMF理事会等での議論に積極的に貢献しました。我が国は、IMFの低所得国支援にも積極的に貢献しており、平成23年9月の国際通貨金融委員会（IMFC）において、IMFの低所得国向け融資のための信託基金（PRGT : Poverty Reduction and Growth Trust）に、利子補給金として2014年までに2,880万SDR（約39億円）を追加貢献することを表明し、これまでに約10億円の貢献を行いました。IMFの組織のあり方については、IMFの正当性、有効性、信頼性を高めるために、IMFスタッフの出身地域、学業・職業の経歴等を多様化することを、国際通貨金

融委員会（IMF C）等の場で主張してきました。最後に、IMFのミッション（使命）とマンデート（権限）の見直しについては、今般の危機を受けてIMFに求められる役割が拡大している現状を踏まえ、IMFの現在の活動・今後の機能強化に一層の正当性を与えるため、「金融システムの安定」を協定上の目的に追加し、サーベイランス（政策監視）に関係する規定の見直しや資本フローの分野でIMFに明確なマンデートを与えることを検討すべきとの主張をIMF理事会やIMF・世銀年次総会等の場で行ってきました。

○参考指標 6-1-3：IMFへの主要国出資（平成24年3月第2段階特別増資発効後）

国名	出資額（億SDR）	シェア（%）
米	421.2	17.67
日	156.3	6.56
独	145.7	6.11
英	107.4	4.51
仏	107.4	4.51

（出所）IMF公表統計等

（注）SDR（Special Drawing Right）は、金やドル等の既存の準備資産を補完するための公的準備資産として創設されたもの。1SDR＝約1.55米ドル＝約127円（平成24年3月31日現在）

○参考指標 6-1-4：IMFの活動状況（日本人幹部職員数等を含む）

IMFの融資状況（平成24年3月末現在）（単位：億SDR）

一般資金勘定融資残高（借入国：36か国）	895.6
譲許的融資残高（借入国：64か国）	52.9

（出所）IMFホームページ（<http://www.imf.org>）

IMFにおける日本人職員数等

	2008年4月	2009年4月	2010年4月	2011年4月	2012年4月
日本人職員数	38 (13)	41 (13)	48 (18)	53 (19)	57 (10)
日本人幹部職員数	8	10	10	9	9
日本人比率	1.47%	1.70%	2.01%	2.17%	2.28%

（出所）IMF公表統計等

（注1）（ ）内は女性職員数。

（注2）日本人幹部職員数は、審議役以上を指す。

（注3）マネジメントを含む

③ 二国間における情報交換・意見交換の取組

上記のような多国間の国際会議に向けて主要国との意見の調整を図り、また、特定の国との間の個別的な問題に対処するため、主要国財務省との間で国際金融システムの安定に必要なマクロ経済・財政政策について二国間で情報・意見交換を行い、緊密な連携をとっています。

平成23年度は、欧州周辺国の財政問題や日本の震災原発問題等に対して国際的に協調して対応するため、主要国との間で積極的に情報・意見交換を行いました。特に、米国

との間では、G20（4月）、G7（9月）、G20（10月）、G20サミット（11月）、G20（2月）を始めとする国際会議の際や、米国財務長官訪日（1月）の際に、財務大臣会談を行い、マクロ経済・財政政策等について連携を深めました。

施策 6-1-3：アジアにおける地域金融協力の推進

〔平成23年度実施計画〕

アジア地域は平成20年以降の金融危機からいち早く回復しましたが、平成22年秋以降、海外からの資本流入急増への対応が新たな政策課題となるなど、域内の金融市場の安定を図ることが引き続き重要です。また、平成23年に我が国はインドネシアとともにASEAN+3（日中韓）財務大臣プロセスの共同議長国となっており、地域金融協力の推進において主導的な役割を果たす必要があります。こうした地域金融協力の取組は、我が国が長期的ビジョンとして掲げる東アジア共同体の実現に資するものであるとともに、施策 6-3-1（アジア経済戦略の推進）に述べるとおり、新成長戦略の下、成長のフロンティアとしてのアジアの活力を取り込んでいく上でますます重要となっています。

① チェンマイ・イニシアティブ

我が国はこれまで、チェンマイ・イニシアティブ（平成12年5月開催のASEAN+3蔵相会議にて合意）に基づき、二国間通貨スワップ取極のネットワーク構築を進め、平成21年末には、中国、韓国及びASEAN5か国との間で同取極を締結し、このネットワークの総額は640億ドルに達しました。平成21年12月には、チェンマイ・イニシアティブの発動の迅速化・円滑化を図る観点から、二国間通貨スワップ取極のネットワークを一本の契約に基づく仕組みとするマルチ化契約を締結し、平成22年3月にマルチ化が開始しました。今後、更にチェンマイ・イニシアティブの有効性を高める方策について、議論を進めていきます。

こうした金融協力が有効に機能するためには、域内経済情勢や各国の政策課題に関する政策対話を実施・強化していくことが重要です。平成22年5月のASEAN+3財務大臣会議では、域内の経済監視を行う常設機関である「ASEAN+3マクロ経済リサーチ・オフィス（AMRO）」について、シンガポールへの設置等全ての主要要素について合意しました。AMROの早期の業務開始に向け取り組むとともに、各国との政策対話を充実させ、域内経済の安定を図っていきます。

また、日中韓財務大臣会議や日中、日韓二国間の財務対話を開催するなど、日中韓の政策対話を引き続き積極的に実施していきます。

さらに、アジア域内の民間研究機関の知見を活用し、更なる地域金融協力の中長期的な課題について学術的な観点から研究を、ASEAN+3リサーチ・グループにおいて実施しています。平成22年から23年にかけては、ASEAN+3財務大臣会議の合意に基づき、「地域通貨単位の使用可能性―実用面における課題の特定」等、地域金融協力に関する様々な研究を行っています。これらの研究についても、我が国は引き続き積極的に参加・貢献していきます。

② アジア債券市場育成イニシアティブ

アジア債券市場育成イニシアティブは、平成15年8月開催のASEAN+3財務大臣会議にて合意・開始され、域内債券市場の発展に向けて、現地通貨建て債券の発行・需要の促進や、規制枠組み・債券市場関連インフラの改善に取り組んでいます。本イニシアティブは、アジアの成長に向けて、域内の貯蓄を域内の投資につなげるものとして、成長戦略を進める上でも重要となっています。

本イニシアティブによって、これまで域内現地通貨建て債券の発行体や債券の種類が多様化する等、既に多くの成果が実現しており、平成14年末と比べ、ASEAN+3の債券市場の規模は約5倍に拡大しています。

最近の具体的な成果としては、平成22年9月に域内のクロスボーダー債券取引に係る市場慣行を標準化し、規制を調和化するため、ASEAN+3域内各国の業界団体、自主規制機関、各国の財務省・中央銀行等が参加する共通の場として、ASEAN+3債券市場フォーラム（ABMF）を設置しました。今後、このABMFにおいては、ASEAN+3域内のクロスボーダー債券取引の障害となっている各国の規制、市場慣行に関する情報収集、並びに取引慣行及び決済上のメッセージ・フォーマットの調和化に向けた検討課題を報告書に取りまとめる予定です。

また、平成22年11月には、ASEAN+3域内における現地通貨建て債券の発行を支援し、域内債券市場の育成に貢献することを目的とした信用保証・投資ファシリティ（CGIF）を設立しました。今後、早期に業務を開始し、ASEAN+3域内の企業が発行する社債に対する保証案件の組成を進めていきます。

③ 我が国の金融・資本市場の活性化

我が国の金融・資本市場の活性化は、経済発展の基盤となる金融インフラを提供するとともに、様々な投資主体の間におけるリスクの適切な分配を促すことを通じ、内外の企業等への成長資金を供給し、家計部門への適切な投資機会を提供するとともに、日本の金融機関のビジネス・チャンスの拡大等に繋がることが期待されるものです。また、我が国市場の活性化を通じて、アジアを中心に円の国際的な利用が図られることとなれば、日本経済全体としても為替変動の影響を受けにくくなるということも期待できます。

アジア経済との連携が一層深まる中、財務省は、アジアとの関係も視野に入れつつ、我が国の金融・資本市場の活性化に資する取組を継続していきます。

〔事務運営の報告〕

アジア地域は平成20年以降の金融危機からいち早く回復しましたが、平成22年秋以降、海外からの資本流入急増やインフレの上昇への対応が新たな政策課題となるなど、グローバル及び地域における経済情勢を踏まえつつ、域内の金融市場の安定と持続的な成長を図ることが引き続き重要です。平成23年度、我が国はインドネシアとともにASEAN+3（日中韓）財務大臣プロセスの共同議長国として、地域金融協力の推進において主導的な役割を果たしました。

① ASEAN+3等における地域金融協力の取組

イ チェンマイ・イニシアティブの推進

平成22年3月にマルチ化したチェンマイ・イニシアティブの有効性を高めるべく、規模の増額を含む現行の危機対応機能の強化、及び危機予防機能（平成23年5月開催のASEAN+3財務大臣会議において研究を進めることに合意）について議論を進めました。また、域内の経済監視を行う常設機関であるASEAN+3マクロ経済リサーチ・オフィス（AMRO）が、平成23年4月にシンガポールを本部として活動を開始しました。

○参考指標 6-1-5：チェンマイ・イニシアティブのマルチ化における各国の貢献額と買入可能総額
(平成24年3月末現在)

			貢献額（億ドル） （ ）内は全体に占める割合（%）			買入乗数	買入可能総額 （億ドル）	
日中韓			960		(80)			576
日本			384		(32.0)		0.5	192
中国	香港を除く中国		384	342	(32.0)	(28.5)	0.5	171
	香港							42
韓国			192		(16.0)		1	192
ASEAN			240		(20)			631
インドネシア			45.52		(3.79)		2.5	113.8
タイ			45.52		(3.79)		2.5	113.8
マレーシア			45.52		(3.79)		2.5	113.8
シンガポール			45.52		(3.79)		2.5	113.8
フィリピン			45.52		(3.79)		2.5	113.8
ベトナム			10.0		(0.83)		5	50.0
カンボジア			1.2		(0.10)		5	6.0
ミャンマー			0.6		(0.05)		5	3.0
ブルネイ			0.3		(0.02)		5	1.5
ラオス			0.3		(0.02)		5	1.5
合計			1200		(100.0)			1207

(出所) 国際局地域協力課調

ロ アジアの債券市場育成

アジア債券市場育成イニシアティブ（ABMI）では、平成22年11月に設立された、アジア域内企業の社債に保証を供与し、域内債券市場の育成に貢献する「信用保証・投資ファシリティ（CGIF）」について、その活動開始に向けて、スタッフの採用や業務計画の策定等の準備を進めました。

また、ASEAN+3債券市場フォーラム（ABMF）では、ASEAN+3域内のクロスボーダー債券取引の障害となっている各国の規制、市場慣行に関する情報収集、並びに取引慣行及び決済上のメッセージ・フォーマットの調和化に向けた検討課題について調査を行い、包括的な「ASEAN+3債券市場ガイド」の作成を進めました。

ハ ASEAN+3リサーチ・グループ

ASEAN+3各国政府・中央銀行関係者及び民間の研究者・研究機関から構成される「リサーチ・グループ」では、中長期的な地域金融協力の更なる強化のための研究の実施及びその報告を行っています。平成23年度は、我が国の提案により、「ASEAN+3地域の金融システムにおける銀行セクターの役割と機能」等、地域金融協力に関する様々な調査・研究を進めました。

② 日中韓の枠組みにおける地域金融協力の取組

平成23年5月に日中韓財務大臣会議を開催し、地域及び3か国の経済情勢についての意見交換を行った他、地域金融協力を3か国が引き続き緊密に協力していくことを再確認しました。

③ A P E Cの枠組みにおける地域金融協力の取組

平成23年11月のA P E C財務大臣会合（米国、ホノルル）において、安全で信頼できる金融サービスへのアクセス拡大にむけた金融力の向上など、アジア・太平洋地域における経済・金融分野の協力について議論を行いました。

④ 二国間における情報交換・意見交換等

国際的な金融危機による諸課題に対応し、アジア地域の経済回復を確かなものとするため、アジア各国当局と緊密に情報交換・意見交換を行いました。

韓国との間では、平成23年7月に日韓財務対話を開催し、世界・地域経済、日韓両国の経済、両国・両省間の協力等の議題について意見交換を行いました。また、欧州情勢等グローバル経済が不安定な中、金融市場の安定のため、平成23年10月には二国間通貨スワップ取極の総額700億ドルへの拡充に合意しました。

中国との間では、平成23年12月の日中首脳会談において、両国の金融市場における相互協力を強化し、両国間の金融取引を促進することに合意し、また、平成24年2月の安住財務大臣と王岐山副総理との会談においても、タイムリーな政策協調を強化すべきであるとの見解が共有されました。これらを受け、両国実務者による合同作業部会を設置し、両国間のクロスボーダー取引における円・人民元の利用促進、円・人民元直接交換市場の発展支援等について議論を行っています。

インドとの間では、平成23年12月の日印首脳会談において、二国間通貨スワップ取極の150億ドルへの拡充に合意するとともに、デリー・ムンバイ産業大動脈構想を推進するため、日印共同の資金支援ファシリティの設置等に合意しました。

また、他のアジア諸国とも意見交換を行いました。

⑤ 我が国の金融・資本市場の活性化

平成23年度においては、J B I Cの保証機能を活用して、東京市場で発行される円建外債（サムライ債）に対する保証を2件、1,300億円実施する等の措置を講じました。

(新) ○参考指標 6-1-6：J B I Cによるサムライ債発行支援の実績（平成23年度）

（単位：百万円）

国 名	発 行 人	保証承諾額
ウルグアイ	ウルグアイ政府	40,000
トルコ	トルコ政府	90,000

（出所）国際協力銀行調

施策 6-1-4：北朝鮮・イランの核開発等に係る問題への対策及びテロ資金や大量破壊兵器の拡散に関連する資金等による国際金融システムの濫用への対応

[平成23年度実施計画]

国際社会の平和と安全を脅かすテロリストの活動、及び現在の核不拡散体制に対する大きな脅威である北朝鮮やイランの核開発問題は国際社会全体の課題です。これらに対処するため、資金面からのアプローチ、すなわち、テロ資金や大量破壊兵器の拡散に関連した資金が国際金融システムを濫用する形で移転していくことを防止することも必要となっています。

このような観点から、財務省としては、国連安保理決議等を踏まえ、外為法に基づき、様々な制裁措置を講じてきました。具体的には、北朝鮮のミサイル・大量破壊兵器計画及びイランの核活動等に関し、制裁対象者に対する資産凍結等措置や資金移転防止措置を講じてきています。特に、イランの核活動に関しては、平成22年6月の国連安保理決議第1929号を受け、資産凍結等対象者の追加、資産凍結等措置によるコルレス関係の停止、資金移転防止強化等の措置を実施しています。今後も、関係各国や関係省庁、金融機関等との連携を密にし、これら措置の着実な実施を図ります。

また、上記資産凍結等措置の実効性を担保する上で、外国送金等の外国為替業務に係る取引について、外為法令の規定が遵守されているかの確認を目的とした金融機関等に対する外国為替検査を実施します。さらに、平成21年6月及び8月には、外為法及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下外為法等）に関する検査の項目を定めた外国為替検査マニュアルを改正、公表し、検査内容の強化・充実を図っています。同マニュアルでは、北朝鮮やイランに対する措置への対応等を重点項目として、検査を実施することとしており、金融機関等における外為法等の遵守体制の整備・強化を図ります。

さらに、国際社会と協調して、資金洗浄・テロ資金対策に関するFATF（金融活動作業部会）勧告の実施等を進めていきます。平成20年10月に公表された我が国のFATF勧告実施状況に関する対日相互審査の結果については、審査団からの指摘事項を踏まえて、平成22年10月に第1回フォローアップ報告書を提出しました。次回報告は平成23年10月に予定されており、引き続き関係省庁と協力して必要な対応を進めていきます。

[事務運営の報告]

平成23年度も、国際社会と協調してテロの脅威と闘うため、資金洗浄及びテロ資金対策の強化を図るために様々な取組を進めました。また、資金洗浄・テロ資金供与対策に関する国際基準の遵守状況の確認を目的としたFATF（Financial Action Task Force：金融活動作業部会）の対日相互審査報告書の結果を踏まえ、平成23年10月に第2回フォローアップ報告が議論されました。

さらに、国連安保理決議等を受け、タリバーン関係者等及びイランの核活動等に寄与し得る者に対しては、資産凍結等の措置を行いました。

なお、イラン中央銀行等との相当な取引を行う外国銀行の米国内での決済禁止等を内容とする米国の国防授權法等、イランに対する各国の制裁措置が我が国金融機関等に与える影響に関しては、関係省庁と協力し、米国から例外規定の適用を受けるなど、適切に対処しました。

① 国際社会における資金洗浄、テロ資金対策及び大量破壊兵器拡散防止策

我が国は、資金洗浄、テロ資金対策及び大量破壊兵器拡散防止策に係る取組について、FATFのメンバーとして、我が国もその活動に積極的に参画しました。その一環として、G20ロンドン・サミット及びG20ピッツバーグ・サミットでのG20諸国等の要請を受け、平成22年2月以降、資金洗浄・テロ資金供与対策に非協力的な国・地域を特定し、公表しています。また、FATFの第4次相互審査準備を含む、国際基準の改善とその世界的な履行のための活動に積極的に参画しました。

② 我が国としての資金洗浄、テロ資金対策及び大量破壊兵器拡散防止策等

我が国は資金洗浄、テロ資金対策及び大量破壊兵器拡散防止策等として、以下に挙げる資産凍結措置等、F A T F の勧告の要請する措置及び金融機関等に対する外国為替検査を実施しました。

イ 資産凍結措置等

(a) タリバーン関係者等

国連安保理において、各国に対しタリバーン関係者その他のテロリスト等に対する資産凍結等の措置を講ずることを求める諸決議が採択され、我が国もこれまで、これらの決議に基づき、タリバーン関係者その他のテロリスト等に対し、平成13年9月以降、累次にわたって資産凍結等の措置を講じてきました。

平成23年度末時点で資産凍結等の措置の対象に指定されているタリバーン関係者その他のテロリスト等は計498個人・団体です。

(b) 北朝鮮

北朝鮮については、平成18年9月以降の累次の国連安保理決議に基づき、ミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する者に対する資産凍結等の措置等並びに核関連計画等へ貢献し得る資産の移転等の防止措置等を実施してきました。平成22年度末時点で北朝鮮関連の資産凍結等の措置の対象者は26個人・団体です。

また、経済産業省において、外為法に基づき北朝鮮との間の輸出入を全面的に禁止していますが（輸入禁止：平成18年10月から。輸出禁止：平成21年6月から。）、財務省においては、金融機関に対して、輸入代金等の決済が行われないよう確認の徹底を要請しているところです。

(c) イラン

イランについては、平成19年2月以降、累次の国連安保理決議に基づき、核開発等に関与する者に対する資産凍結等の措置を講じてきたところです。これに加え、平成22年6月の国連安保理決議第1929号を受け、同年8月及び9月に資産凍結対象者の範囲を拡大するとともに、核開発等に寄与し得る者として指定されたイランの銀行について、資産凍結を通じたコルレス関係の停止等の措置を実施しました。平成23年度末時点でイラン関連の資産凍結等の措置の対象者は354個人・団体です。

○参考指標 6-1-7：テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数

	資産凍結対象	
	追 加	解 除
平成13年度	299個人・団体	6団体
14年度	72個人・団体	7個人・団体
15年度	86個人・団体	—
16年度	29個人・団体	1個人
17年度	38個人・団体	3個人

18年度	15個人・団体	1個人
19年度	11個人	15個人・団体
20年度	29個人・団体	12個人・団体
21年度	10個人・団体	15個人・団体
22年度	21個人・団体	35個人・団体
23年度	17個人・団体	34個人・団体
小 計	627個人・団体	129個人・団体
累 計	498個人・団体	

(出所) 国際局調査課外国為替室調

ロ F A T F 勧告の実施

資金洗浄・テロ資金供与対策に関する国際基準の遵守状況の確認を目的としたF A T F の対日相互審査報告書の結果を踏まえ、平成23年10月に第2回フォローアップ報告が議論されました。今後本年6月に予定されている第3回フォローアップ報告に向け、関係省庁と副大臣級会合を開催するなど、政府全体として必要な対応を進めていきます。

ハ 外国為替検査の実施等

資産凍結等経済制裁措置に係る外為法等の遵守を確保するため、国際局調査課為替実査室及び各財務局において、「外国為替検査マニュアル」(注)に従い、外国為替検査を行っており、平成23年度は計160の金融機関等を対象としました。平成23年度は特に、北朝鮮に関する貿易規制及び資金使途規制並びにイランに関する資金使途規制の観点から、金融機関等の確認義務が適切に履行されているかどうかに重点を置きました。

(注) 同マニュアルには、①外為法令等遵守のための内部管理体制は整備されているか、②資産凍結等経済制裁に関する外為法令の遵守状況はどうか、③金融機関等の本人確認義務等に関する外為法令等の遵守状況はどうか、④特別国際金融取引勘定の経理等に関する外為法令の遵守状況はどうか、⑤両替業務に係る疑わしい取引の届出義務等に関する犯罪収益移転防止法令の遵守状況はどうか、⑥外国為替取引に係る通知義務に関する犯罪収益移転防止法令の遵守状況はどうか等を確認するためのチェックリストが定められています。

○参考指標 6-1-8：外国為替検査の実施状況

(単位：件、人日)

	検査実施件数				
	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
都市銀行 信託銀行	8	1	5	7	4
在日外国銀行 外資系信託銀行	23	13	22	16	18
地方銀行	59	51	38	29	37
信用金庫	50	52	92	80	48
その他金融機関	6	4	2	10	6
資金移動業者	-	-	-	7	9

両替業者	22	149	9	32	38
証券会社	1	0	0	0	0
計	169	270	168	181	160
延べ人数	1,617	1,725	1,642	1,450	1,535

(出所) 国際局調査課為替実査室調

政策目標に係る予算額：平成23年度外国為替資金特別会計予算額：1,073,615百万円

[22年度予算額：1,383,724百万円]

平成23年度においては、政府短期証券の利子の支払に充てるための国債整理基金特別会計への繰入れ等に必要な経費として1,073,615百万円の予算措置を行いました。予算の減要因の主なものは、政府短期証券の利子の支払に充てるための国債整理基金特別会計への繰入れの減少となっています。

5. 平成22年度政策評価結果の政策への反映状況

(1) 外国為替市場の安定に向けた取組

平成23年度においても引き続き、為替レートの変動や無秩序な動きが、経済及び金融の安定に対して悪影響を与えるとの認識の下、為替市場を中心とした日常的な国際金融市場のモニタリングや各国の通貨当局との意見交換、緊密な協力等を行い、平成23年8月及び同年10月末から11月初にかけて為替介入を実施しました。また、平成23年8月に発表した「円高対応緊急パッケージ」において、急激な円高の進行に対し、民間円資金の外貨への転換（いわゆる円投）の促進による為替相場の安定化と、長期的な国富の増大のため、外為特会のドル資金をJ B I Cを経由して活用する「円高対応緊急ファシリティ」を創設するとともに、為替相場の安定を図るための為替市場のモニタリング強化を目的に、外為法に基づき、平成23年9月末までの間、主要金融機関に対して為替トレーダーが保有する外国為替の持高（自己ポジション）の報告を求めることとしました。本報告については、その後の市場動向に鑑み、平成24年6月末まで継続予定としています。また、為替介入を実施する際に機動的に対応するため、外貨準備については安全性及び流動性に最大限留意しつつ、可能な限り収益性を追求する運用を行いました。

(2) 国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画

イ 国際金融システムの安定

G7やG20等の枠組みを通じ、国際通貨システムの改革や世界経済のより均衡ある成長パターンへの移行のための「強固で持続可能かつ均衡ある成長のための枠組み」、金融規制改革等に関する議論に積極的に参画しました。

ロ IMF改革

危機予防・対処の両面からIMFが引き続き重要な役割を果たせるよう、我が国は、融資機能の更なる改善についての議論をリードし、平成23年11月の融資制度改革の合意に貢献しました。また、サーベイランス機能の強化についての議論にも積極的に参画しました。平成22年11月にG20ソウル・サミットで合意されたIMFクォータ・ガバナンス

ス改革については、我が国は増資・協定改正に係る手続きを速やかに実施しました。

(3) アジアにおける地域金融協力の強化

イ ASEAN+3 財務大臣プロセスにおける取組

アジアにおける地域金融協力の強化については、ASEAN+3 財務大臣プロセスにおいて積極的に取り組んでおり、平成23年はインドネシアとともに共同議長国として、主導的な役割を担いました。

チェンマイ・イニシアティブについては、昨今の欧州危機の中で、アジア地域経済の安定的成長を維持するため、危機予防機能の導入を含む強化策について議論を進めました。また、域内の経済監視を行う常設機関であるASEAN+3 マクロ経済リサーチ・オフィス（AMRO）が、平成23年4月にシンガポールに設立され、活動を開始しました。

アジア債券市場育成イニシアティブ（ABMI）では、平成22年11月に設立された、アジア域内企業の社債に保証を供与し、域内債券市場の育成に貢献する「信用保証・投資ファシリティ（CGIF）」について、その活動開始に向けて、スタッフの採用や業務計画の策定等の準備を進めました。また、ASEAN+3 債券市場フォーラム（ABMF）では、ASEAN+3 域内のクロスボーダー債券取引の障害となっている各国の規制、市場慣行に関する情報収集、並びに取引慣行及び決済上のメッセージ・フォーマットの調和化に向けた検討課題について調査を行い、包括的な「ASEAN+3 債券市場ガイド」の作成を進めました。

ロ その他の地域金融協力の枠組みにおける取組

平成23年11月のAPEC 財務大臣会合において、安全で信頼できる金融サービスへのアクセス拡大にむけた金融力の向上など、APEC が持つ特色を踏まえつつ、アジア・太平洋地域における経済・金融分野の協力について議論を行いました。

ハ 二国間における情報交換・意見交換等

国際的な金融危機による諸課題に対応し、アジア地域の経済成長を確かなものとするため、アジア各国当局と緊密に情報交換・意見交換を行いました。

韓国との間では、平成23年7月に日韓財務対話を開催し、世界・地域経済、日韓両国の経済、両国・両省間の協力等の議題について意見交換を行いました。また、欧州情勢等グローバル経済が不安定な中、金融市場の安定のため、平成23年10月には二国間通貨スワップ取極の総額700億ドルへの拡充に合意しました。

中国との間では、平成23年12月の日中首脳会談において、両国の金融市場における相互協力を強化し、両国間の金融取引を促進することに合意し、また、平成24年2月の安住財務大臣と王岐山副総理との会談においても、タイムリーな政策協調を強化すべきであるとの見解が共有されました。これらを受け、平成24年2月に両国実務者による合同作業部会の第1回会合を開催しました。

インドとの間では、平成23年12月の日印首脳会談において、二国間通貨スワップ取極

の150億ドルへの拡充に合意するとともに、デリー・ムンバイ産業大動脈構想を推進するため、日印共同の資金支援ファシリティの設置等に合意しました。

（４）資金洗浄及びテロ資金対策並びに大量破壊兵器拡散防止策等

イ 国際社会における資金洗浄、テロ資金対策及び大量破壊兵器拡散防止策等

我が国は、国際社会における資金洗浄、テロ資金対策及び大量破壊兵器拡散防止等の促進に向けた様々な作業に、積極的に参加・貢献しました。

ロ 我が国としての資金洗浄、テロ資金対策及び大量破壊兵器拡散防止策等

テロリスト等に対する資金供与及び犯罪収益等に関する資金洗浄を防止するため、各国・関連国際機関等との協力、検査等による外為法の実効性の確保、疑わしい取引の届出に係るガイドラインを通じた「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の着実な施行、F A T F 勧告の実施に向けた更なる国内措置の整備等を通じて、テロ資金対策及び資金洗浄対策に取り組みました。また、タリバーン関係者等に対する資産凍結等措置対象者の追加等を行った他、大量破壊兵器拡散防止の観点から、国連安保理決議第1929号の付随措置として、イランの核活動等に寄与し得る者及び銀行に対する資産凍結措置等を講じました。

6. 目標を巡る外部要因等の動向

平成23年度末までの為替相場の動向は次のとおりです。

○参考指標 6-1-9：為替相場の動向



（出所）Bloomberg（日次、NY終値）より財務省国際局為替市場課作成

	円の最安値	円の最高値	最高値と最安値の変化幅
平成23年度	85円53銭 (平成23年4月6日)	75円32銭 (平成23年10月31日)	10円21銭 (11.9%)
平成22年度	94円99銭 (平成22年5月4日、5日)	76円25銭 (平成23年3月17日)	18円74銭 (19.7%)

平成21年度	101円45銭 (平成21年4月6日)	84円82銭 (平成21年11月27日)	16円63銭 (16.4%)
--------	------------------------	-------------------------	-------------------

ユーロ・円



(出所) Bloomberg (日次、NY終値)より財務省国際局為替市場課作成

為替市場では、平成23年3月18日に実施されたG7による協調介入や4月初旬に発表された堅調な米雇用統計等を受け、ドル円は4月6日に年度中最高値となる85.53円まで円安方向に推移しました。しかし、その後、予想を下回る米経済指標を受け米国金融緩和の長期化が意識される中、対主要通貨でドル売りが優勢となり、80円前後までドル安方向に戻し、5月～6月にかけては概ね80円～81円台で推移しました。

7月に入ると、8月2日を期限とする米国連邦政府債務の法定上限引き上げについての協議が難航したこと等からドル売りが優勢となり、ドル円は8月初旬には76円台までドル安方向へ推移しました。こうした中、為替市場における投機的な動き及び無秩序な動きへの対応から、8月4日にドル買い・円売り介入を実施しました。しかし、その直後に米国債の格付が引き下げられ、米連邦公開市場委員会（FOMC）が低金利政策の長期化（2013年半ばまで）を表明する等の動きがあり、円高が進行し、8月中、ドル円は概ね76円台で推移しました。

その後、9月～10月にかけて、欧州政府債務危機の深刻化の懸念や解決への期待が交錯する中、ドル円は76円～77円台で推移してきましたが、10月下旬には、対ドルでの投機的な円買いが一段と優勢となり、ドル円は10月31日に戦後最安値となる75.32円を記録しました。同日、為替市場における投機的な動き及び無秩序な動きへの対応から、再びドル買い・円売り介入を実施し、その後、年内は概ね77円台で推移しました。

平成24年に入るとやや円買いが優勢となり、1月末には再び76円近くまで円高が進みました。しかし、2月以降、本邦貿易収支の赤字化、日銀による金融緩和策、第二次ギリシャ支援の進展等を受け、対主要通貨で円売りが優勢となり、ドル円は3月15日に84.18円まで円安方向に推移しました。

○参考指標 6-1-10：国際収支動向

国際収支状況

(単位:億円)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
経常収支	247, 220	126, 071	163, 382	166, 593	78, 934
貿易収支	116, 861	11, 591	65, 998	64, 955	-34, 495
輸出	809, 446	677, 117	555, 669	644, 513	626, 272
輸入	692, 584	665, 527	489, 671	579, 557	660, 767
サービス収支	-25, 960	-20, 469	-18, 185	-12, 730	-18, 525
所得収支	169, 320	148, 239	126, 325	126, 117	142, 883
資本収支	-223, 531	-173, 053	-123, 113	-97, 220	78, 287
直接投資（資産）	-60, 990	-48, 639	-60, 990	-48, 639	-103, 949
〃（負債）	7, 995	-3, 500	7, 995	-3, 500	952
証券投資（資産）	-102, 988	-262, 576	-102, 988	-262, 576	-61, 404
〃（負債）	-34, 844	191, 406	-34, 844	191, 406	118, 611
その他投資（ネット）	64, 560	24, 193	64, 560	24, 193	107, 564

(出所) 財務省「国際収支統計」

(注1) 資本収支の「-」は資本の流出（資産の増加、負債の減少）を示す。

(注2) 平成23年度実績値は速報値。24年7月にデータが確定するため、平成24年度実績評価書に掲載予定。

直接投資・証券投資の地域別状況（国際収支ベース）

(単位:億円)

		資産（本邦資本）		負債（外国資本）	
		直接投資	証券投資	直接投資	証券投資
世界	平成22年度	-48, 985	-266, 941	-3, 542	191, 406
	平成23年度	-103, 949	-61, 404	952	118, 611
米国	平成22年度	-2, 988	-142, 966	-5, 047	28, 968
	平成23年度	-18, 003	-24, 575	1, 308	655
EU	平成22年度	-8, 395	-34, 047	-1, 484	42, 773
	平成23年度	-28, 994	7, 385	2, 334	15, 411
アジア	平成22年度	-21, 781	-2, 826	2, 712	14, 374
	平成23年度	-33, 095	-4, 112	2, 211	-14, 994

(出所) 財務省「国際収支統計」

(注1) 「-」は資本の流出（資産の増加、負債の減少）を示す。証券投資は証券貸借取引を除くベース。

(注2) 平成23年度実績値は速報値。24年7月にデータが確定するため、平成24年度実績評価書に掲載予定。

国際経済情勢の変動に的確に対応する前提として、その取引の実態を的確に把握するとともに、国境を越える資金の流れについて市場に正確な情報提供を図るため、国際収支統計等を公表しています。

平成23年度中の経常収支（速報）は「所得収支」の黒字幅は対前年度比で拡大したものの「貿易・サービス収支」が赤字に転じたことから、経常収支の黒字幅は3年ぶりに縮小しました。

主要な内訳項目をみていきますと、貿易収支については、▲3兆4,495億円（対前年度比▲9兆9,450億円）の赤字となりました。鉱物性燃料の価格上昇等により輸入が増加し、また、震災や海外景気の下振れ等の影響により輸出が減少した結果、現行統計と比較可能な昭和60年度以降で初の赤字に転じました。

所得収支については、14兆2,883億円の黒字（対前年度比+1兆6,766億円（+13.3%））となりました。配当金・配分済支店収益及び再投資収益の受取増加を主因として直接投資収益が増加したこと等により、所得収支の黒字幅は4年ぶりに拡大しました。

次に、資本収支について主要な内訳をみていきますと、直接投資（資産）については、本邦企業による海外子会社を通じた海外企業発行株式の取得等がみられ、流出超幅が拡大（▲10兆3,949億円）しました。直接投資（負債）については、海外企業による本邦子会社への追加出資（株式取得）がみられたこと等から、流入超に転化（952億円）しました。

証券投資（資産、除く証券貸借取引）については、対外株式投資において、年金資金の買い越し幅が縮小したこと等により、流出（取得）超幅が縮小（▲3,506億円）しました。対外中長期債投資において、銀行部門及び生保等の買い越し幅が縮小したこと等により、流出（取得）超幅が縮小（▲7兆1,963億円）しました。

一方、証券投資（負債、除く証券貸借取引）については、対内株式投資において、電気機器や卸売業などの幅広い業種で売り越しとなり、流出（処分）超（▲1兆1,922億円）に転じました。対内中長期債投資において、中長期国債の買い越し幅が縮小したこと等により、流入（取得）超幅が縮小（4,922億円）しました。（http://www.mof.go.jp/international_policy/reference/balance_of_payments/data.htm参照）

○参考指標 6-1-11：対外資産負債残高（対GDP比を含む）

主要国の対外資産負債残高及び経常収支のGDP比（円ベース比較）

対外資産負債残高（対GDP比を含む）

（単位：10億円）

		資 産		負 債		純資産		経常収支	
			GDP比(%)		GDP比(%)		GDP比(%)		GDP比(%)
日 本	2007年末	610,492	119.0	360,271	70.2	250,221	48.8	24,934	4.9
	2008	519,179	103.6	293,671	58.6	225,508	45.0	16,662	3.3
	2009	554,826	117.8	288,603	61.3	266,223	56.5	13,736	2.9
	2010	563,526	117.0	312,031	64.8	251,495	52.2	17,888	3.7
	2011	582,048	124.3	329,038	70.3	253,010	54.0	9,551	2.0
米 国	2006年末	1,716,222	107.9	1,976,925	124.2	▲ 260,703	▲ 16.4	▲ 93,111	▲ 5.9
	2007	2,097,566	131.2	2,302,310	144.0	▲ 204,744	▲ 12.8	▲ 83,641	▲ 5.2
	2008	1,766,422	136.2	2,062,285	159.0	▲ 295,863	▲ 22.8	▲ 69,989	▲ 5.4
	2009	1,701,913	132.6	1,922,535	149.8	▲ 220,622	▲ 17.2	▲ 35,234	▲ 2.7
	2010	1,654,689	139.8	1,855,944	156.9	▲ 201,255	▲ 17.0	▲ 41,336	▲ 3.5
英 国	2007年末	1,769,189	551.0	1,842,992	574.0	▲ 73,804	▲ 23.0	▲ 8,370	▲ 2.6
	2008	1,452,672	765.8	1,466,103	772.9	▲ 13,431	▲ 7.1	▲ 4,254	▲ 2.2
	2009	1,294,060	622.7	1,339,427	644.5	▲ 45,367	▲ 21.8	▲ 3,467	▲ 1.7
	2010	1,262,556	676.5	1,308,323	701.0	▲ 45,767	▲ 24.5	▲ 6,604	▲ 3.5
	2011	1,317,525	726.3	1,341,786	739.7	▲ 24,262	▲ 13.4	▲ 3,576	▲ 2.0
ドイツ	2007年末	842,137	206.3	734,143	179.9	107,994	26.5	29,332	7.2
	2008	620,355	198.8	542,386	173.8	77,970	25.0	23,578	7.6
	2009	668,681	212.5	559,815	177.9	108,866	34.6	17,650	5.6
	2010	690,189	256.6	588,185	218.6	102,005	37.9	16,549	6.2
	2011	663,115	256.9	569,221	220.5	93,895	36.4	15,247	5.9
フランス	2006年末	700,329	248.4	697,185	247.3	3,144	1.1	▲ 1,511	▲ 0.5
	2007	818,724	258.5	823,414	260.0	▲ 4,690	▲ 1.5	▲ 3,133	▲ 1.0
	2008	549,374	225.2	580,816	238.1	▲ 31,442	▲ 12.9	▲ 5,155	▲ 2.1
	2009	634,547	253.2	657,456	262.3	▲ 22,908	▲ 9.1	▲ 3,730	▲ 1.5
	2010	550,333	261.8	572,563	272.4	▲ 22,230	▲ 10.6	▲ 3,906	▲ 1.9
イタリア	2007年末	300,669	115.3	364,614	139.8	▲ 63,945	▲ 24.5	▲ 6,073	▲ 2.3
	2008	212,890	107.0	260,839	131.1	▲ 47,949	▲ 24.1	▲ 6,848	▲ 3.4
	2009	234,273	116.3	286,307	142.1	▲ 52,033	▲ 25.8	▲ 3,837	▲ 1.9
	2010	199,758	118.3	241,128	142.8	▲ 41,370	▲ 24.5	▲ 6,321	▲ 3.7
	2011	187,559	118.0	222,202	139.8	▲ 34,642	▲ 21.8	▲ 5,197	▲ 3.3
カナダ	2007年末	138,291	78.3	152,795	86.5	▲ 14,504	▲ 8.2	1,413	0.8
	2008	110,763	93.3	114,340	96.3	▲ 3,576	▲ 3.0	659	0.6
	2009	128,518	95.6	138,235	102.9	▲ 9,718	▲ 7.2	▲ 3,745	▲ 2.8
	2010	120,008	90.9	135,969	103.0	▲ 15,961	▲ 12.1	▲ 4,328	▲ 3.3
	2011	121,695	93.0	137,924	105.4	▲ 16,221	▲ 12.4	▲ 3,910	▲ 3.0
中国	2007年末	275,447	66.4	140,002	33.7	135,445	32.6	41,684	10.0
	2008	268,320	64.2	132,755	31.8	135,564	32.4	42,622	10.2
	2009	316,401	67.8	179,185	38.4	137,216	29.4	24,433	5.2
	2010	335,484	67.7	197,989	40.0	137,488	27.7	20,874	4.2
	2011	366,699	63.9	228,761	39.8	137,930	24.0	16,097	2.8

（出所）日本：財務省「本邦対外資産負債残高」

（http://www.mof.go.jp/international_policy/reference/iip/index.htm）、内閣府資料

その他：IMF「International Financial Statistics (IFS)」、各国政府資料

（注）日本以外の計数は、各年末のIFSレートで円換算した。

平成23年末現在の対外純資産は253兆100億円となり、2年ぶりに増加しました。（対前年末比1兆5,150億円、同比0.6%）。

これは、海外投資家による本邦への証券投資等が増加する一方、本邦投資家による外国への直接投資等が増加し、対外資産の増加が対外負債の増加を上回ったことによるものです。

（http://www.mof.go.jp/international_policy/reference/iip/data.htm参照）

7. 今後の政策等に反映すべき事項

(1) 企画立案に向けた提言

① 外国為替市場の安定に向けた取組

今後とも、為替レートの過度の変動や無秩序な動きが、経済及び金融の安定に対して悪影響を与えるとの認識の下、為替市場を中心とした日常的な国際金融市場のモニタリングや各国の通貨当局との意見交換、緊密な協力等を行う等、必要に応じた為替介入等を通じ、外国為替相場の安定に向けた取組を行っていきます。特に、グローバルな金融市場の脆弱性が続く状況においては、こうした取組に一層注力していきます。また、為替介入を実施する際に機動的に対応するため、外貨準備については安全性及び流動性に最大限留意しつつ、可能な限り収益性を追求する運用を行っていきます。国際収支統計については、平成26年1月の改正省令の施行に向け、業績指標を設け、見直し内容の周知徹底を図っていきます。

② 国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画

イ 国際金融システムの安定

引き続き、平成23年夏ごろから深刻化した欧州の政府債務問題の解決に向けた取組を行うとともに、強固で持続可能かつ均衡ある世界経済の成長を実現するため、各国と一層協働して国際金融システムの安定に向けた取組を進めていきます。

ロ IMF改革

危機予防・対処の両面からIMFが引き続き重要な役割を果たせるよう、我が国は、資金基盤の強化やサーベイランス機能の強化についての議論に積極的に参画していきます。さらに、新しいNABの主要貢献国として、またIMFとの間の最大1,000億ドル相当の融資契約の維持を通じ、我が国はIMFの資金基盤の拡充・確保を支援していきます。本年10月には東京でIMF・世銀総会が開催される予定であり、IMFや関係機関等との協力を一層進めていきます。

③ アジアにおける地域金融協力の強化

イ ASEAN+3財務大臣プロセスにおける取組

ASEAN+3財務大臣プロセスでは、平成24年5月のASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議（於：マニラ）において、規模の倍増、危機予防機能の導入等を柱とするチェンマイ・イニシアティブ（CMIM）の強化策に合意したことを受け、現行のCMIM契約及び実務ガイドラインの必要な改正を進めていきます。

独立した地域経済のサーベイランスユニットであるAMROについては、その組織能力強化策の検討、ADB、IMF、世界銀行、その他の関係国際金融機関との更なる連携強化、また、AMROの国際機関化に向けた準備を進めていきます。

また、アジア債券市場育成イニシアティブ（ABMI）では、信用保証・投資ファシリティ（CGIF）における第1号の保証案件の組成や、ASEAN+3債券市場フォーラム（ABMF）における、各国のプロ投資家向け社債市場をベースにした、

域内での債券共通発行プログラムの策定等を進めてまいります。

ロ その他の地域金融協力の枠組みにおける取組

APECなどの地域協力の枠組みが持つ特色を踏まえつつ、アジア地域における経済・金融分野における協力の効果的な推進について検討していきます。

ハ 二国間における情報交換・意見交換等

国際的な金融危機による諸課題に対応し、アジア地域の経済回復を確かなものとするため、アジア各国当局と緊密に情報交換・意見交換を行います。特に、韓国及び中国との定期的な財務対話等を通じて、より率直かつ密接な意見交換を行う他、他のアジア諸国とも意見交換を行っていきます。平成23年12月の日中首脳会談において合意された日中金融協力の強化について、両国の金融市場における相互協力の強化や、両国間の金融取引の促進に向けて、両国実務者による合同作業部会での協議等を通じ、具体的な取組を進めていきます。

④ 資金洗浄、テロ資金対策及び大量破壊兵器拡散防止策等

イ 国際社会における資金洗浄、テロ資金対策及び大量破壊兵器拡散防止策等

我が国は、国際社会における資金洗浄、テロ資金対策及び大量破壊兵器拡散防止等の促進に向けた様々な作業に、積極的に参加・貢献します。

ロ 我が国としての資金洗浄、テロ資金対策及び大量破壊兵器拡散防止策等

今後とも、テロリスト等に対する資金供与及び犯罪収益等に関する資金洗浄を防止するため、各国・関連国際機関等との協力、検査等による外為法の実効性の確保、疑わしい取引の届出に係るガイドラインを通じた「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の着実な施行、FATF勧告の実施に向けた更なる国内措置の整備等を通じて、テロ資金対策及び資金洗浄対策に取り組めます。また、北朝鮮やイラン等に係る資産凍結等の措置を適切に実施していきます。

(2) 平成25年度予算要求等への反映

平成23年度政策評価結果を踏まえ、国際的な取組への参画及び外国為替資金の運営のため、必要な経費の確保に努めます。

○ 政策目標 6-2 : 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進

1. 「政策の目標」に関する基本的考え方

自由かつ公正な国際経済社会の実現やその安定的発展に向け、開発途上国における貧困の問題や地球温暖化をはじめとした地球環境問題等の課題への対応を含む国際的な協力に積極的に取り組むことを通じて、世界経済の中で大きな地位を占める我が国が主体的な役割を果たすことが求められています。こうした状況に鑑み、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方も踏まえつつ、開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための効果的かつ効率的な資金協力等を実施していきます。有償資金協力や国際協力銀行による支援については、開発途上国の経済発展を支援しつつ、我が国のパッケージ型インフラの海外展開を推進していく観点からも、重点的に取り組んでいきます。

2. 内閣の基本的な方針との関連

第179回国会 総理大臣所信表明演説

第180回国会 総理大臣施政方針演説

第180回国会 財務大臣財政演説

円高への総合的対応策（平成23年10月21日閣議決定）

日本再生の基本戦略（平成23年12月24日閣議決定）

3. 重点的に進める業績目標・施策

施策 6-2-2 : 有償資金協力、国際協力銀行業務、国際開発金融機関を通じた支援

4. 平成23年度の事務運営の報告

施策 6-2-1 : ODA等の効率的・戦略的な活用

[平成23年度実施計画]

我が国は、ミレニアム開発目標やODAに関する様々な国際公約の達成に向けて積極的に取り組んでいます。平成22年9月に開催されたミレニアム開発目標国連首脳会合では、教育及び保健の分野において平成23年からの5年間で合計85億ドルの支援を行う「菅コミットメント」を発表したところです。一方、我が国の厳しい財政状況や、国民のODAに対する見方を踏まえると、これまで以上に、戦略的な援助の実施を図ると共に、開発効果の向上に努めて行くことが課題となっており、行政刷新会議や行政事業レビューにおいても、ODAについて一層の効率化を図ることが求められました。

また、新成長戦略を踏まえ、アジアを中心とする旺盛なインフラ需要に応え、日本企業の海外でのビジネス展開を支援するため、円借款や国際協力銀行を活用していくとの基本方針が、パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合等の場において示されました。

こうした点を踏まえ、財務省は、関係省庁間で密接な連携を図りながら、円借款・技術協力・無償資金協力の一体的活用、国際開発金融機関及び諸外国との援助協調の推進、国別援助計画の策定、ODA評価の充実、NGOや民間企業等との連携、国際協力銀行の機能強化等を進め、ODA等の効率的・戦略的な活用に取り組んでいきます。

[事務運営の報告]

① 有償資金協力、技術協力、無償資金協力の連携による二国間ODAの一層の効率的・戦略的实施

ミレニアム開発目標の達成等に向け、ODAによる積極的な貢献が求められる一方、

現下の我が国の厳しい財政状況等を踏まえ、二国間ODAの一層の効率的・戦略的实施が求められています。こうした観点から、「パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合」等を通じて関係省庁間の密接な連携を図る等、二国間ODAの更なる効率的・戦略的实施に取り組んできました。

② 国際開発金融機関と我が国ODA関係機関との政策対話の実施

ODAの効果や効率性を高めるには、国内の関係機関だけではなく、世界銀行、アジア開発銀行（ADB）等の国際開発金融機関（Multilateral Development Banks:MDBs）との協調が重要です。そうした観点から、特定の国や地域等をテーマとして、国際開発金融機関と我が国ODA関係機関が集まり、政策対話を実施しました。

＜平成23年度に実施された世界銀行、ADBとの主な政策対話の実績＞

イ 世界銀行南アジア局との政策対話（平成23年10月）

参加者：世界銀行、アジア開発銀行、財務省、外務省、国際協力銀行、国際協力機構

議題：世界銀行の南アジア地域戦略、世界銀行と日本との協力等

ロ 世界銀行アフリカ局との政策対話（平成24年2月）

参加者：世界銀行、財務省、外務省、国際協力銀行、国際協力機構

議題：世界銀行のアフリカ地域戦略、世界銀行と日本との協力（TICAD）等

ハ アジア開発銀行とのハイレベル政策対話（平成24年2月）

参加者：アジア開発銀行、アジア開発銀行研究所、財務省、外務省、国際協力銀行、国際協力機構

議題：アジア開発銀行のアジア・太平洋地域開発への貢献、アジア開発銀行と日本との協力等

③ NGOや民間企業等との連携

途上国の開発を進めるに当たっては、NGOの果たす役割も重要です。財務省は、NGOと定期的な協議会の場を設けており、平成23年度は4回開催しました。

途上国の開発を進めるためには、公的セクターだけでなく、開発に寄与する経済活動を行う民間セクターの関与を促していくことが重要です。

● 施策 6-2-2：有償資金協力、国際協力銀行業務、国際開発金融機関を通じた支援

〔平成23年度実施計画〕

財務省は、有償資金協力や国際協力銀行業務、国際開発金融機関に関する業務を所管する立場から、新成長戦略等にも盛り込まれている当該施策を重点施策として設定しており、具体的には以下に取り組んでいきます。

① 有償資金協力

開発途上国に対して、長期・低利の緩やかな条件で開発資金を融資する円借款は、途上国にとって必要不可欠な経済・社会インフラを整備するために重要な役割を果たしています。一方、円借款は、返済が求められる有償の資金であることから、債務償還確実性の確保に慎重を期す必要があります。財務省としては、IMFの知見も活用しつつ、途上国の財政や国際収支の状況を分

析するなど、債務問題に目を配るとともに、世銀を始めとする国際開発金融機関との連携が図られるように意を用いるなど、援助効果の向上に努めており、こうした観点から、相手国政府との協議や、それを受けて策定される国別援助計画、更には、個々の円借款の案件の形成に参画しています。

平成23年度においては、アジア地域を中心に円借款を供与していくとともに、第4回アフリカ開発会議（T I C A D - I V）等の成果も踏まえ、引き続き、国際開発金融機関との連携を深めながら、開発効果の高い円借款の供与を図っていきます。また、経済・社会情勢の変化に応じて、円借款制度の見直しを検討していきます。

また、国際協力機構（J I C A）の海外投融資について、「新成長戦略実現2011」を踏まえ、財務省としても、具体的案件の実施を通じて、①新実施体制の検証・改善、②案件選択ルールの策定を行う「パイロットアプローチ」の実施に取り組んでいきます。

② 国際協力銀行業務

国際協力銀行（J B I C）業務については、引き続き、民業補完の原則の下、国策上重要な海外資源確保、我が国産業の国際競争力の維持・向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする事業の促進、国際金融秩序の混乱への対処に努めていきます。

地球環境の保全については、平成22年3月に株式会社日本政策金融公庫法の一部を改正し、途上国政府等が実施する温暖化対策プロジェクトに対して、J B I Cが支援を行えるようにしたところであり、現在具体的な支援を実施しています。

新成長戦略に盛り込まれている「パッケージ型インフラの海外展開」の支援等、J B I Cに期待される新たな役割に対応するため、機能強化及び日本政策金融公庫からの分離に向け、現在所要の法案を国会に提出しているところです。これにより、我が国企業による海外事業展開がより積極的に行われることが期待されます。

この他、J B I Cは、平成21年に、国際金融市場の混乱のため一時的に外国債の発行が困難となった途上国に対する支援として設立したサムライ債発行支援ファシリティについて、平成22年4月には同ファシリティを発展・強化させ、海外発行体の東京市場への呼び込み・定着、日本の投資家の投資機会拡大に寄与し、ひいては東京市場の活性化をはかる新規サムライ債発行支援ファシリティを設立しました。これまで、インドネシア、フィリピン、コロンビア、メキシコ、パナマといった途上国政府が同ファシリティを活用してサムライ債を発行しました。引き続き、途上国政府等のサムライ債発行支援を推進し、我が国のサムライ債市場の活性化等に貢献します。

③ 国際開発金融機関等

世界銀行、アジア開発銀行等の国際開発金融機関（Multilateral Development Banks: M D B s）は開発援助における豊富な経験を有し、最先端の専門的知識を持った人材を数多く有すると共に、その広範な情報網を活用し現地の支援ニーズを的確に把握することにより、効果的な援助を行うことができるなどの長所があります。また、貧困削減や成長といった中核的役割を引き続き担うことに加え、経済・金融危機のような緊急課題や、気候変動、食糧安全保障などグローバルな課題への対応が求められる中、M D B sの重要性はますます高まっています。

財務省はこのようなM D B sの長所や重要性を十分認識し、経済・金融危機対応において、G 20諸国との協調により、M D B sの融資等の拡大を通じて途上国や世界の貧困層が蒙る危機の影響を軽減させ、世界銀行グループ所属機関（国際復興開発銀行、国際金融公社、国際開発協会）を始めとするM D B sの改革や増資に合意するなど、その活動に積極的に関与・貢献しております。M D B sの増資に必要な国内措置として、世界銀行グループについては各機関の加盟措置法の改正案を国会に提出するとともに所要の予算措置を講じているほか、その他の機関についても予算措置により対応しています。

今後も、M D B sの主要出資国として、業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念をM D B sの政策に反映させ、また、引き続き、我が国の開発援助にM D B sの専門的知見や人材を活用することで、我が国支援の効果・効率を増大させていきます。さらに、各機関相互や他の援助主体との間の協調・連携の推進、重点分野の明確化、結果を重視した援助の取組、援助効果の評価の推進、日本人スタッフの増加を含むスタッフの多様性確保を図ることにより、支援の効率性・有効性を高めるM D B sの取組を積極的に支援していきます。

また、M D B sを通じた開発援助について、広く一般に紹介していきます。

[事務運営の報告]

① 有償資金協力、国際協力銀行業務等

開発途上国に対して、ODA資金として、長期・低利の固定金利により、開発に要

する資金を提供する円借款については、無償資金協力・技術協力と共に、独立行政法人国際協力機構（JICA）の下において、一元的に実施されており、援助効果の促進に努めています。また、国際協力銀行（JBIC）業務については、民業補完の原則の下、我が国にとって重要な資源の海外における開発・取得の促進や我が国の産業の国際競争力の維持及び向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする事業の促進、国際金融秩序の混乱への対処に努めているところです。

イ 円借款業務

平成23年度の円借款業務は、アジア地域を中心に、全体で8,478億円の円借款供与を決定しました。円借款供与は、パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合等の趣旨も踏まえ、我が国の優れた技術を活用した形で、アジアを始めとする開発途上国の経済開発等を支援できるよう意を用いました。また、気候変動対策に資する円借款の供与にも取り組みました。

（a）アジア地域

平成23年度は、円借款供与総額の約8割がアジア地域に対するものでした。主な供与国は、インド、ベトナム、インドネシア、フィリピン及びバングラデシュでした。円借款支援として、以下のような支援協力を行いました。また、ミャンマーについては、同国の民主化等の進展を見守りつつ、我が国や国際機関等に対する延滞債務問題の解決に向け、全体的な道筋を付けていく努力を行いました。

（i）ベトナム支援

平成23年10月31日、日越両首脳は、「アジアにおける平和と繁栄のための戦略的パートナーシップの下での取組に関する日越共同声明」に署名し、我が国は、日本の優れた技術と知見を活用し、ベトナムの経済発展を支える旨及び総額約926億円の円借款の供与を決定しました。平成23年度全体では総額約2,700億円の円借款供与を決定しました。

（ii）パキスタン支援におけるポリオ対策支援

パキスタンにおけるポリオの早期撲滅に寄与するため、我が国は、ゲイツ財団と連携した初めての円借款として、約50億円をパキスタンに供与しました。この円借款は、ポリオ撲滅に向けて予め合意された目標が達成される場合には、ゲイツ財団がパキスタン政府に代わって我が国に対する返済を行うものです。

（b）中東・北アフリカ地域支援

「アラブの春」と呼ばれる同地域の改革・民主化への努力を支援するため、平成23年9月の国連総会において、野田総理より、総額10億ドルの円借款供与を表明し、平成23年度中にこれを達成しました。

(c) 国際開発金融機関との協調融資

我が国は、世界銀行やアフリカ開発銀行等の国際開発金融機関との協調融資を行っており、民間セクター開発等の分野へ支援を行っています。

(i) E P S A イニシアティブ

アフリカにおいて、民間主導の経済成長を実現することを目的として、我が国は、平成17年6月、G8財務大臣会合において、アフリカ開発銀行との共同イニシアティブとして、E P S A (エプサ：Enhanced Private Sector Assistance for Africa) を発表しました。

この枠組みの下において、我が国は、アフリカ開発銀行との協調融資等を実行しており、平成23年度はカーボヴェルデに対する円借款（約62億円）を供与したほか、アフリカの民間セクター開発のため、アフリカ開発銀行に円借款（約84億円）を供与しました。また、協調融資案件におけるJICA調達規則の適用拡大等の見直しを行いました。

(ii) I D B 協調融資スキーム (CORE)

我が国は、中南米における気候変動対策の促進のため、平成24年3月のI D B 総会において、米州開発銀行 (I D B) との間で省エネルギー・再生可能エネルギー分野について協調融資を行う枠組C O R E (コア：Cofinancing for Renewable Energy and Energy Efficiency) に署名をしました。今後、この枠組みに基づく具体的な案件の組成を図っていきます。

○参考指標 6-2-1：円借款実施状況

円借款実績の推移

(単位：億円、件数)

	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
金 額	9,448	8,443	9,797	4,716	10,622
件 数	79	52	62	34	68

(出所) 国際局開発政策課 (参事官室) 調

(注) 数字はE/Nベース (債務救済を含まない)。

円借款実施状況 (地域別) の推移

(金額単位：億円、シェア：%)

	平成19年度		20年度		21年度		22年度		23年度	
	金額	シェア	金額	シェア	金額	シェア	金額	シェア	金額	シェア
アジア	6,547	69.3	6,632	78.5	6,606	67.4	3,110	65.9	8,478	79.8
(ASEAN)	(3,080)	(32.6)	(3,045)	(36.1)	(3,407)	(34.8)	(2,052)	(43.5)	(4,398)	(41.4)
大洋州	46	0.5	—	—	83	0.8	—	—	—	—
中央アジア・コーカサス	—	—	433	5.1	177	1.8	338	7.1	181	1.7
欧 州	369	3.9	111	1.3	545	5.6	—	—	283	2.7

中近東	1,606	17.0	364	4.3	878	9.0	421	-	943	8.9
アフリカ	687	7.3	681	8.1	1,208	12.3	508	8.9	161	1.5
中南米	194	2.1	221	2.6	299	3.1	339	7.1	576	5.4
合 計	9,448	100.0	8,443	100.0	9,797	100.0	4,716	100.0	10,622	100.0

(出所) 国際局開発政策課調

(注1) 数字はE/Nベース（債務救済を含まない）。

(注2) アフリカには、北アフリカ諸国（アルジェリア、エジプト、チュニジア、モロッコ）及びアフリカ開発銀行向けを含む。

ロ JICA海外投融資業務

JICAの海外投融資について、「新成長戦略実現2011」を踏まえ、具体的案件の実施を通じて新実施体制の検証・改善と案件選択ルールの詰めを行う「パイロットアプローチ」の下、具体的な案件審査と制度設計等の手続きを進めました。

ハ JBIC業務

JBICは、一般の民間金融機関が行う資金の貸付等を補完することを旨としつつ、我が国にとって重要な海外資源確保、我が国産業の国際競争力の維持・向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする事業の促進及び国際金融秩序の混乱への対処のための業務を行っています。

平成23年度の出融資および保証の承諾額合計は1兆5,959億円で、対前年度比で1,700億円（9.6%）減少しています。このうち、出融資承諾額は1兆3,673億円で、対前年度比で2,396億円（21.2%）増加しています。また、保証承諾額は2,286億円で、前年度比で4,096億円（64.2%）減少しています。地域別出融資承諾額では中南米向けが最も多く全体の26.2%を占めています。

なお、平成23年8月には、外為特会のドル資金をJBICを経由して活用する「円高対応緊急ファシリティ」を創設しました。本ファシリティは、日本企業による海外企業の買収や資源・エネルギーの確保等を促進し、長期的な国富の増大等を図るものであり、本ファシリティによる平成23年度のJBIC融資の実績は11件、約3,500億円となっています。

また、トルコ、ウルグアイの各政府等が日本市場で円建ての国債、いわゆるサムライ債を発行する際、これを円滑に行えるようJBICが支援を行い、平成23年度のサムライ債保証の承諾額は1,300億円となりました。

ニ JBICの機能強化

近年、海外では膨大なインフラ需要が発生し、個々の案件も大型化してきています。こうした中、諸外国はインフラ案件の受注を成長機会と捉え、先進国のみならず、中国、韓国といった新興国を含めて、国際競争は激しさを増しています。また、インフラ案件の大規模化・長期化に伴い金融リスクが大きくなる一方で、リーマン・ショック後の金融危機の影響も受け、海外ビジネスを行うために民間だけで必要な外貨の資金調達を行うことが難しくなっています。このような海外ビジネス環境を背景として、我が国経済

界等から、インフラ分野などにおける我が国企業の海外展開に対する政策金融面での支援機能に期待する声が強く出されたことを踏まえ、今後の経済成長の大きな柱である我が国企業による海外展開を積極的に支援すべく、J B I Cに期待される新たな役割に対応するための機能強化及び日本政策金融公庫からの分離を定めた「株式会社国際協力銀行法」が、平成23年4月に成立し、5月に公布・施行されました。

○参考指標 6-2-2：J B I Cによる出融資等実施状況（国際協力銀行業務）

出融資および保証承諾状況

（承諾ベース、単位：億円、件数）

	平成19年度		20年度		21年度		22年度		23年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
融 資	104	11,578	183	20,853	194	26,441	104	11,079	130	13,658
輸出金融	24	378	24	277	46	979	35	1,512	40	2,079
輸入金融	5	2,557	2	155	1	82	1	1,695	3	1,726
投資金融	67	7,325	149	18,166	134	21,937	60	7,103	84	9,620
事業開発等金融等	8	1,317	8	2,255	13	3,443	8	768	3	232
保 証	30	5,343	30	5,230	22	7,080	26	6,382	15	2,286
出 資	-	-	5	857	5	130	3	198	1	15
合 計	134	16,921	218	26,940	221	33,651	133	17,659	146	15,959

（出所）国際協力銀行調

地域別出融資承諾状況

（承諾ベース、単位：億円）

	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
アジア	4,495	3,412	5,365	1,041	2,561
（東南アジア）	(3,099)	(2,693)	(4,320)	(538)	(2,174)
大洋州	11	2,561	1,754	84	1,705
中央アジア	247	-	1,009	-	-
ヨーロッパ	78	6,016	4,804	625	2,167
中 東	5,538	2,101	1,027	2,102	1,400
アフリカ	859	965	258	664	33
北 米	50	2,158	2,884	746	495
中南米	300	2,695	2,628	1,846	3,578
国際機関等	-	-	92	149	94
その他	-	1,802	6,751	4,020	1,639
合 計	11,578	21,709	26,572	11,277	13,673

（出所）国際協力銀行調

地域別保証承諾状況

（承諾ベース、単位：億円）

	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
アジア	2,183	849	2,107	1,175	138
（東南アジア）	(1,527)	(758)	(2,081)	(912)	(49)
大洋州	-	-	-	-	-
中央アジア	65	-	29	-	-

ヨーロッパ	203	47	380	-	-
中 東	314	-	-	1,958	900
アフリカ	412	170	-	-	-
北 米	1,097	2,156	2,076	739	641
中南米	1,069	2,008	2,488	2,416	577
国際機関等	-	-	-	94	29
その他	-	-	-	-	-
合 計	5,343	5,230	7,080	6,382	2,286

(出所) 国際協力銀行調

② 国際開発金融機関を通じた支援

イ 国際開発金融機関の業務運営への参画

我が国は、開発援助分野における豊富な経験、専門的知見、人材といった国際開発金融機関（MDBs：世界銀行グループ、アジア開発銀行、米州開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行）の長所を十分に認識し、主要株主として、その融資等の業務や組織運営等について、年次総会や理事会等の場で積極的に意見を述べるとともに、我が国のODA政策や開発の理念をMDBsの施策に適切に反映するよう努めています。

特に、平成23年度においては、アジアの低所得国向けの支援を行う基金であるアジア開発基金（ADF）の第10次増資交渉の成功に向け、積極的に議論に参加しました。また中東・北アフリカ地域での改革の動きを踏まえ検討された欧州復興開発銀行（EBRD）の業務地域拡大のための議論にも積極的に貢献しました。平成23年5月のドーヴィルサミット（フランス・ドーヴィル）では、「アラブの春」を主要課題として議論が行われ、EBRDマンデートの地理的範囲を適切に拡大することについて合意し、国際社会とEBRDの同地域の持続可能かつ包括的な成長を支援するコミットメントの重要性も確認されました。この合意を受け、平成23年9月のEBRDの総務決議において、EBRDの地理的業務範囲を地中海の南部および東部まで拡大することが承認されました。さらに、アフリカ開発銀行（AfDB）に関して、世界の成長センターであるアジアとアフリカとのパートナーシップの促進や、アフリカやAfDBの活動についての広報活動、ビジネス促進のための仲介役としての機能が期待される東京事務所の設立が平成23年9月に決定され、その開設に向け鋭意準備を進めました。

なお、国際開発金融機関を通じた我が国の途上国への開発支援に関する国民への理解を促進する方策として、パンフレットを作成し、財務省のホームページにおいても公表しています。

(http://www.mof.go.jp/international_policy/publication/mdbs2011/index.html)

◎業績指標 6-2-1：MDBsとの政策協議・開発問題研究会の開催回数（単位：回）

	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
					目標値	実績値
開催回数	35	42	43	44	45以上	45

(出所) 国際局開発機関課調

(注1) 総会及びそれに準じる規模の会合その他の課長レベル以上が対応する政策協議（個別面会を除く）及び、開発問題研究会（18年度まではMDBs研究会）の回数。

(注2) 開発問題研究会は、我が国の援助政策に実務家等の幅広い知見を取り入れ、開発援助政策の立案に活かすことを目的として、国際開発金融機関職員（幹部含む）等、開発分野の専門的知見・経験を有する者と財務省職員（課長以上含む）との間で意見交換・議論を行うもの。

○参考指標6-2-3：国際開発金融機関に対する主要国の出資

	世界銀行グループ			
	国際復興開発銀行 (IBRD)	国際開発協会 (IDA)	国際金融公社 (IFC)	多数国間投資保証機関 (MIGA)
日 (順位)	9.9% (第2位)	19.7% (第2位)	6.0% (第2位)	5.1% (第2位)
米	16.5	21.0	24.0	18.4
独	4.5	10.9	5.4	5.1
英	4.3	9.9	5.1	4.8
仏	4.3	7.1	5.1	4.8

	アジア開発銀行	
	通常資本 (OCR)	アジア開発基金 (ADF)
日 (順位)	15.6% (第1位)	38.0% (第1位)
米	15.6	14.2
独	4.3	6.3
英	2.0	4.7
仏	2.3	4.7

※第5次増資完了後の数値

	米州開発銀行グループ			
	米州開発銀行			米州投資公社 (IIC)
	通常資本 (OC)	特別業務基金 (FSO)	多数国間投資資金 (MIF)	
日 (順位)	5.0% (第6位)	6.1% (第2位)	32.3% (第2位)	3.4% (第6位)
米	30.0	49.8	36.9	25.0
独	1.9	2.4	—	1.9
英	1.0	1.8	1.3	—
仏	1.9	2.3	0.9	3.1

	アフリカ開発銀行グループ	
	アフリカ開発銀行 (AfDB)	アフリカ開発基金 (AfDF)
日 (順位)	5.4% (第3位)	11.7% (第2位)
米	6.5	12.0
独	4.1	10.1
英	1.7	7.6
仏	3.7	10.2

	欧州復興開発銀行 (EBRD)
日 (順位)	8.6% (第2位)
米	10.1
独	8.6
英	8.6
仏	8.6

(出所) 各機関年次報告書（平成23年4月現在における最新版）。アジア開発銀行を除く。

ロ 国際開発金融機関に設けた日本信託基金を通じた支援

我が国は、各国際開発金融機関本体への出資・拠出に加え、各機関に日本信託基金を設け、途上国に対する政策アドバイス、途上国政府の制度構築・人材育成、市民社会組織の能力構築等の支援を通じて、貧困削減をはじめとする我が国のODA政策の重点課題に対する多面的な取組を行っております。

日本信託基金は、ODAのより戦略的、選択的かつ効果的な実施を目的とし、外務省（現地大使館を含む）、国際協力機構及びその他関係省庁との協議を踏まえ、我が国のODA政策との整合性を判断した上で支援を実施します。

23年度においては、22年度に引き続き、主要な開発課題である気候変動対策や防災対策、貧困削減等に関するプロジェクトの支援等に、積極的に取り組みました。

○参考指標6-2-4：国際開発金融機関等に対する拠出金 （単位：億円）

	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
国際開発金融機関拠出金	192.3	177.7	215.6	194.1	165.4
世界銀行グループ	99.5	85.8	111.0	106.8	85.3
アジア開発銀行	75.4	69.2	86.9	79.2	66.0
米州開発銀行	11.6	9.4	8.8	5.6	4.9
アフリカ開発銀行	1.4	9.4	2.1	1.9	1.4
欧州復興開発銀行	4.4	3.9	6.9	0.5	0.3
IMF 拠出金	41.2	47.4	33.8	31.7	36.6
合 計	233.4	225.1	249.4	225.8	202.0

（出所）国際局開発機関課調

<平成23年度に承認された日本信託基金のプロジェクト例>

- （a）世界銀行 ：・災害対応能力強化プロジェクト（パキスタン）
 平成23年8月承認（承認額：約300万ドル）
 ・障害児就学支援プロジェクト（ギニア）
 平成23年9月承認（承認額：約300万ドル）
 ・貧困農家に対する農業生産性向上プロジェクト（グアテマラ）
 平成24年1月承認（承認額：約273万ドル）
- （b）アジア開発銀行：・スマートグリッド（次世代送電網）の導入支援（インド、スリランカ、モルディブ）
 平成23年10月承認（承認額：140万ドル）
 ・地方における電化支援プロジェクト（パプアニューギニア）
 平成24年3月承認（承認額：250万ドル）
 ・ASEAN諸国に対する共通債券市場の育成支援（リージョナル）
 平成23年11月承認（承認額：120万ドル）

③ 地球環境保全・改善に向けた開発途上国の取組支援

我が国は、開発途上国における環境の保全・改善のため、二国間・多国間の協力を進めています。

二国間の取組としてインドネシアやベトナムなどの気候変動対策に積極的に取り組んでいる途上国に対して、JICAを通じて気候変動対策円借款の供与を行っている他、JBICを活用して環境投資を積極的に支援しました。平成24年までの約3年間に、官民合計で150億ドル規模の支援を実施すること等を内容とする「鳩山イニシアティブ」が策定されたことを受け、平成22年3月に株式会社日本政策金融公庫法を改正し、JBICの業務に地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進する業務を追加しました。これにより、途上国政府が実施する環境案件についても、民間金融機関や世界銀行グループのIFC（国際金融公社）等の国際機関と協調して、財政負担の少ないJBICを活用しつつ、支援を行うことが可能となり、具体的な支援を実施しているところ です。

多国間の取組としては、気候変動枠組条約第16回締約国会議（COP16）で設立が決定した緑の気候基金（GCF：Green Climate Fund）の基本設計を議論する移行委員会（TC：Transitional Committee）のメンバーとして、第2回TC会合を東京で主催するなど、TCにおける議論に積極的に参加しました。また、世界銀行の信託基金である地球環境ファシリティ（GEF）及び気候投資基金（CIF）を通じた支援にも取り組んでいます。GEFは、生物多様性、気候変動等の分野において、途上国の取組を支援するための多国間資金メカニズムであり、CIFは、平成24年までの途上国による気候変動問題への早期取組を強化するため、途上国の温室効果ガス削減に向けたプロジェクト、気候変動への適応対策等を支援する基金です。我が国は、これらの基金の主要な拠出国として、運営の改革・改善やプロジェクトの進捗の議論に積極的に参画しました。なお、GEFについては、我が国より次期CEO候補として石井菜穂子副財務官が立候補しています。

施策 6-2-3：債務問題への取組

[平成23年度実施計画]

我が国は、債務問題に直面した開発途上国政府に対し、パリクラブ（主要債権国会合）合意に基づき、適切に公的債権の繰り延べや削減を行っています。とりわけ、重債務貧困国（Heavily Indebted Poor Countries：HIPCs）に対しては、「拡大HIPCイニシアティブ」に基づく債務救済を通じて、その貧困削減への取組に大きく貢献しており、今後とも、拡大HIPCイニシアティブの着実な進捗等、債務問題の解決に向け引き続き取り組みます。

また、IMFや世界銀行は、我が国を含めた全ての債権者やドナーが債務持続性分析の枠組みに沿った行動をとるよう促しています。財務省としても、債務持続性を脆弱なものとする非譲許的借入などの途上国が直面する債務に関する諸問題について、IMF、世界銀行やパリクラブ等の国際的枠組における議論に積極的に参加していきます。

[事務運営の報告]

① パリクラブ債務救済の実績

平成23年度においては、1件の合意が成立しました。

(参考) 平成23年度のパリクラブ合意

年月	国名	パリクラブ合意内容	我が国の対応
23年11月	コートジボワール	ケルンターム	二国間合意文書締結準備中

② 拡大HIPCイニシアティブ

過剰な対外債務を負ったままでは、途上国の経済開発を持続的に進めることはできません。こうした観点に立ち、国際社会全体として、拡大HIPCイニシアティブを推進しています。これは、HIPCがIMFの経済構造改革プログラムの実施や、「貧困削減戦略ペーパー」(Poverty Reduction Strategy Paper: PRSP)の作成等に取り組むことを条件に、大幅な債務削減を実施するものです。

我が国は、他のG7諸国とともに、拡大HIPCイニシアティブを超えた自発的な措置として、完了時点(注)に到達したHIPCの債務を全額放棄しています。現在、完了時点到達国は全体で32か国となっています。

(注) 完了時点(Completion Point: CP)とは、拡大HIPCイニシアティブの適用対象国が、世銀・IMF理事会において、上記プログラムの着実な実施や貧困削減戦略ペーパーの完成などの条件を満たしたと承認される時点のことです。

施策 6-2-4 : 知的支援

[平成23年度実施計画]

開発途上国が持続的な経済発展を進めるためには、財政金融分野等における適切な制度の構築が必要です。また、開発途上国と我が国が貿易投資等の経済関係や、密輸阻止及びテロ防止等の協力関係を深める前提として、相手国当局の能力強化が重要です。

この観点から、これまでの取組を踏まえつつ、開発途上国の政策担当者等を対象にした日本の経済財政政策等についての研修・セミナー、開発途上国が抱える政策課題等についてのワークショップ等の研究交流、さらに開発途上国の財政・税制・金融等についての研究調査・セミナー等を行い、我が国の経験に裏打ちされた知識やノウハウを提供することで、開発途上国における政策立案・実施能力の向上等を目的とした人材育成支援を中心とする国際協力に積極的に取り組んでいきます。

また、開発途上国の税関当局に対しても、WCO(世界税関機構)等の国際機関や、APEC(アジア太平洋経済協力)、ASEM(アジア欧州会合)等の地域協力の枠組み及び二国間の取組等を通じ、税関分野の制度構築・整備、執行改善・能力強化を支援し、我が国との貿易投資等の経済関係及び水際取締りに関する協力関係の強化に取り組んでいきます。特に、開発途上国の税関における知的財産侵害物品の水際取締能力の向上を図るため、WCOの枠組みを通じた支援に積極的に取り組んでいきます。同時にこれまで行った支援の不断の点検と改善を行うことにより、今後実施する支援が質の高いものとなるよう努めます。

[事務運営の報告]

開発途上国が発展段階や経済構造に応じて適切な経済社会制度の設計及び運用を行うことは、その国が今後、経済発展を遂げる上で非常に重要です。平成23年度は、経済・社会開発の担い手となる開発途上国の政策担当者等に対する人材育成を目的とした研修・セミナーや開発途上国に専門的なアドバイスをするための専門家派遣、開発途上国が抱える政策課題等についてのワークショップを実施しました。

実施に際しては、相手国政府の現地担当者や在外公館の財政経済担当者へのヒアリング等を通じて、事前に相手国の要望や現状を的確に把握するとともに、今後の研修・セミナーの内容の改善を図るため、終了時に参加者との協議やアンケートを実施しました。その

他、参加者のその後の活動状況や、今後の技術援助に関する要望等を把握することを目的に、現地へ専門家を派遣した機会に、相手国政府担当者や過去の研修生との協議を実施しました。

このように、平成23年度は、国際協力・交流の推進に積極的に取り組むとともに、技術援助の相手先から把握した要望や意見に即した効果的・効率的な支援になるよう取り組みました。

開発途上国の税関当局が、関税等の適正・公平な課税、安全・安心な社会の確保、貿易の円滑化といった使命を果たしていくためには、税関の改革・近代化が非常に重要です。平成23年度は、税関の改革・近代化に取り組んでいる開発途上国税関当局が抱えるそれぞれの課題を把握した上で、支援対象国と支援分野の重点化を図った研修を計画し、本邦受入研修や専門家派遣を実施しました。

支援対象国については、各国税関当局の改革・近代化を実施する能力に配慮しつつ、「アジア・カーゴ・ハイウェイ」構想によりASEAN諸国を重点支援地域としました。

支援の分野については、関税評価や知的財産の保護、輸出入貨物のリスク判定能力等、税関当局として税収の確保や適正な水際取締り、貿易の円滑化のために必要な技術的分野を重点的に実施する分野としました。特に、知的財産の保護に関し、WCOの枠組みを通じ、専門家派遣等に積極的に取り組み、税関当局間の連携強化等を図りました。

平成23年度において開催した研修・セミナーは以下のとおりです。

【財務総合政策研究所による知的支援】

	平成23年度の実施状況
財政経済セミナー	・開発途上国の財政・経済の政策運営の中心となる人材を育成することを目的として、日本と社会・経済的に関係の密接なアジアを中心とした開発途上国の財務省等の若手幹部候補生を受け入れ、日本にてセミナーを実施しました。 ・大学教授や財務省職員等が講師となって、財政経済全般にわたる日本の諸政策や経験等について講義を実施したほか、ポリシーペーパー指導等を行いました。
中央アジア・コーカサス夏期セミナー	・中央アジア・コーカサス地域の市場経済移行国に対する人材育成を目的として、ウズベキスタン金融財政アカデミーの学生のほか、アゼルバイジャン、グルジア、キルギス及びトルクメニスタンの財務省職員等を対象に、日本にてセミナーを実施しました。 ・大学教授や財務省職員等が講師となって、財政経済全般にわたる日本の諸政策や経験等について講義を実施したほか、ポリシーペーパー指導等を行いました。
ウズベキスタン金融財政アカデミー支援	・ウズベキスタン政府により、財政等の専門家育成を目的に設立されたウズベキスタン金融財政アカデミーから、人材育成を目的として、同アカデミーの学生を中央アジア・コーカサス夏期セミナー（上述）へ招へいしました。 ・同アカデミーでの英語による講義及び修士論文の口頭試問への参加等のため、現地（タシケント）へ専門家を派遣しました。

ベトナム社会政策 銀行支援（中小企業 金融分野）	・ベトナム社会政策銀行との中小企業金融分野に関する技術協力プロジェクトである「小企業向け融資審査手法に係る研修ノウハウの伝授」について、同行の研修体制の充実を図ることを目的として、同行職員を日本に招聘し、セミナーを実施しました。また、本プロジェクトの最終評価を行うため、現地（ハノイ）に専門家を派遣し、ヒアリング等を実施しました。
マレーシア中小企業 銀行支援（中小企業 金融分野）	・マレーシア中小企業銀行との中小企業金融分野に関する技術協力プロジェクトである「小企業向け融資審査手法の改善」について、本プロジェクトの最終評価を行うため、現地（クアラルンプール）に専門家を派遣し、ヒアリング等を実施しました。
ラオス開発銀行支援 （中小企業金融分 野）	・ラオス開発銀行との中小企業金融分野に関する技術協力プロジェクトである「人材育成と融資業務の改善」について、技術協力に関する覚書を締結しました。また、現地（ルアンパバーン、パクセー及びビエンチャン）に専門家を派遣し、信用調査や債権管理手法について講義を行いました。

【財務省関税局による知的支援】

		平成23年度の実施状況
受入研修	二国間援助経費	・ASEAN諸国を中心に、国別研修と専門家派遣を連動させ支援分野の重点化・絞込みに努め、相手国の実情により即した受入研修を実施しました。
	JICAプログラム	・JICAと協力して、日本の関税行政の全般的な知識の修得を目的とした税関行政セミナー及び地域別や国別の研修を実施しました。
	WCOプログラム	・WCOに加盟している開発途上国の税関当局の中堅職員に対し、WCO事務局における理論研修及び我が国における実務研修を実施しました。 ・WCO本部及び同アジア・大洋州地域事務所と協力して、HS分類等の能力向上に関する地域セミナー等を実施しました。
専門家派遣	二国間援助経費	・受入研修との連動に努めつつ、東アジアの国に、関税評価、情報分析等の分野の専門家派遣を実施しました。
	JICAプログラム	・カンボジア関税消費税局、インドネシア経済担当調整大臣府、マレーシア関税局、フィリピン関税局、ベトナム関税局、ボツワナ歳入庁及びケニア歳入庁へ長期専門家を派遣しています。また、各国からの要請に基づき短期専門家の派遣を実施しました。

	WCOプログラム	・WCO本部及び同アジア・大洋州地域事務所と協力して、関税評価、知的財産の保護等に関する地域セミナー等を実施し、専門家を派遣しました。
--	----------	---

◎業績指標 6-2-2：知的支援に関する研修・セミナー参加者の満足度 (単位：％)

	平成22年度	平成23年度	
		目標	実績
研修・セミナーを「有意義」以上と回答した者の割合	98.4％	70％以上	98.0％

(出所) 関税局参事官室(国際協力担当)、財務総合政策研究所国際交流室調

(注1) 研修・セミナーの参加者を対象に実施するアンケート調査で「非常に有意義」、「有意義」、「普通」、「あまり有意義ではない」、「有意義ではない」の回答項目の内、研修・セミナーの総合的な評価に対して「非常に有意義」、「有意義」、と回答した者の割合。なお、アンケート調査の概要についてはP433参照。

(注2) 数値(割合)はそれぞれの研修・セミナーのアンケート調査で得られた数値を単純平均したもの。

○参考指標 6-2-5：研修・セミナー等の実施状況(財務総合政策研究所・関税局)

[受入研修・セミナーの実績] (単位：件、人)

		平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
コース数	財務総研	6	5	4	2	3
	関税局	21	27	41	37	31
	合計	27	32	45	39	34
受入人数	財務総研	86	58	42	38	38
	関税局	217	262	376	422	226
	合計	303	320	418	460	264

(出所) 財務総合政策研究所、関税局参事官室(国際協力担当)調

[専門家派遣の実績] (財務総研分) (単位：件、人)

	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
案件数	3	16	11	11	11
派遣人数	15	48	47	46	45

(出所) 財務総合政策研究所調

[専門家派遣及び地域セミナーの実績] (関税局分) (単位：人、件)

	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
専門家派遣	76	66	69	65	58
セミナー	10	9	21	8	10

(出所) 関税局参事官室(国際協力担当)調

(注) 税関、税関研修所、関税中央分析所を含む。

政策目標に係る予算額：平成23年度予算額：72,111百万円[22年度予算額：132,873百万円]

平成23年度においては、経済協力に必要な経費として、独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門出資経費、アジア開発銀行等拠出経費、二国間技術援助等経費の予算措置を行いました。平成23年度予算の主な減要因は、独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門出資経費の減少によるものです。

5. 平成22年度政策評価結果の政策への反映状況

（１）ODAの効率的・戦略的な活用

平成23年度は、これまでにパッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合等で行われた議論や行政刷新会議による指摘等を踏まえつつ、関係省庁間で密接な連携を図りながら、国際開発金融機関及び諸外国との援助協調の推進、官民連携やNGOとの連携の促進、国別援助計画の策定等を通じて、財務省が所管するODAの一層効率的・戦略的な活用に取り組みました。

（２）有償資金協力

円借款業務については、債務の償還確実性を確保するとともに援助効果の向上を図る観点から、関係機関と調整しつつ、相手国政府と協議の上、適切な円借款供与に取り組みました。平成23年度については、パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合等の趣旨も踏まえ、我が国の優れた技術を活用した形で、アジアを始めとする開発途上国の経済開発等を支援するために円借款を供与しました。また、気候変動対策に資する円借款の供与にも取り組みました。さらに、必要に応じて円借款制度の見直しを行いました。

なお、JICAの海外投融資については、「パイロットアプローチ」の下、具体的な案件審査と制度設計等の手続きを進めました。

（３）国際協力銀行業務

国際協力銀行（JBIC）業務については、民業補完の原則の下、「新成長戦略」に盛り込まれている「パッケージ型インフラの海外展開」の支援に係る業務の実施を含め、国策上重要な海外資源確保、我が国産業の国際競争力の維持・向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする事業の促進、国際金融秩序の混乱への対処に努めました。

（４）国際開発金融機関（MDBs）を通じた支援

MDBsは気候変動対策や防災対策、貧困削減等の開発課題への対応に重要な役割を果たすことから、23年度においても、我が国は、その活動に積極的に関与・貢献しました。

たとえば、アジアの最貧国向けの支援を行う基金であるアジア開発基金（ADF）の第10次増資交渉の議論に積極的に参加しました。また中東・北アフリカ地域での改革の動きを踏まえ検討された欧州復興開発銀行（EBRD）の業務地域拡大のための議論に積極的に貢献しました。さらに、MDBsの理事会や政策対話等を通じて、MDBsへの出資が一層有効かつ効率的に活用されるよう、我が国のODA政策・開発理念をMDBsの戦略に反映させていくこと、及び業務改革や合理化努力を通じて、各機関が一層効率の高い支援を行う体制を強化すること等を求めました。

また、MDBsにおいて日本人職員が一層活躍できるよう、世界銀行において将来の正規職員となるために必要な知識・経験を積む機会を提供するプログラムを引き続き実施するなど、各機関とともに取組を強化しました。

（５）地球環境保全・改善に向けた開発途上国の取組み支援

気候変動については、気候変動枠組条約第16回締約国会議（COP16）で設立が決定した緑の気候基金（GCF:Green Climate Fund）の基本設計を議論する移行委員会（TC:Transitional Committee）のメンバーとして、第2回TC会合を東京で主催するなど、TCにおける議論に積極的に参加しました。また、世界銀行の信託基金である地球環境ファシリティ（GEF）及び気候投資基金（CIF）を通じ、途上国の気候変動支援にも取り組みました。さらに、気候変動に脆弱なアフリカ及び島嶼国に対する支援プログラムの検討を行いました。

（６）債務救済への取組

対外債務支払に係る一時的な流動性不足や、債務持続性の確保が困難な状況に直面した途上国に対しては、パリクラブの一員として、途上国の支払能力や今後の債務持続性の見通しなどを踏まえた適切な債務救済を行うべく、合意形成に向けてパリクラブ会合の議論に積極的に参加した。

また、債務持続性枠組みや拡大HIPCイニシアティブの見直しを通じ、その適切な執行が確保されるよう、世界銀行・IMF理事会等の議論に積極的に参加しました。

（７）知的支援

研修・セミナー、専門家派遣の実施に当たっては、効果的な内容となるように事前に相手国の政策・実務担当者や在外公館の財政経済担当者との意見交換を十分に行うとともに、事後のアンケート・意見交換に基づき、内容の見直しに努めました。また、開発途上国が抱える政策課題等についてのワークショップ等も行い、我が国の経験に裏打ちされた知識やノウハウの提供に努め、政策立案・実施能力の向上等を目的とした人材育成支援を中心とする国際協力に積極的に取り組みました。

さらに、効果的な技術援助の実現のために、引続き、我が国の財政・経済分野の技術援助関係者間の緊密な連携を行うとともに、IMF、世銀、ADBの現地事務所等、援助関係機関との現地での緊密な情報交換に努めました。

開発途上国の税関職員に対する技術協力については、各国からの支援要望と各国における実施の可能性をそれぞれに勘案した上で、税収の確保や適正な水際取締り、貿易の円滑化等を実施できるような技術的分野の能力向上を図り、開発途上国税関の改革・近代化の実現を目的として取り組みました。また、WCOの枠組みにおいても、途上国税関における改革・近代化及び知的財産侵害物品の取締りの能力構築を支援するため、途上国税関の能力向上に向けた知的支援を一層推進しました。

6. 目標を巡る外部要因等の動向

（１）開発途上国に対する資金の流れ

我が国の平成22年における開発途上国に対する資金の流れの総額（平成24年1月公表の最新値）は、全体として対前年比2,625百万ドル増の48,079百万ドルになりました。我が国から開発途上国に対する資金の流れのうち、7割は民間資金によって占められており、

途上国の開発を進めるに当たっては、ODAやその他政府資金（OOF）を活用して、基礎的な経済インフラや制度・政策環境の改善を図ることを通じて、民間投資を促して行くことが極めて重要であると考えられます。

なお、平成22年におけるODA実績は、対前年比1,554百万ドル増の11,021百万ドル、OOF実績は対前年比4,572百万ドル減の3,665百万ドル、民間資金実績は対前年比5,620百万ドル増の32,837百万ドルとなりました。

（注）実績は全て支出純額（支出総額から回収額を差し引いたもの）。

○参考指標 6-2-6：開発途上国に対する資金の流れ

開発途上国に対する資金の流れ

（百万ドル）

	平成18年	19年	20年	21年	22年
ODA	11,136	7,679	9,601	9,467	11,021
ODA以外の政府資金(OOF)	2,438	211	-1,986	8,237	3,665
民間資金	12,290	21,979	23,738	27,217	32,837
非営利団体による贈与	315	446	452	533	556
総計	26,179	30,315	31,805	45,454	48,079

（出所）外務省資料、財務省資料

（http://www.mof.go.jp/international_policy/reference/financial_flows_to_developing_countries/index.htm）

（注）DACにおいて現在では開発途上国として分類されない東欧・卒業国、及び欧州復興開発銀行（EBRD）向けを除く。なお、平成21年からは欧州開発復興銀行（EBRD）向け拠出金の一部を除く。

(参考) 平成21年、22年における日本の開発途上国に対する資金の流れ

				平成21年	平成22年
経済協力総額	ODA	二国間	贈与	2,374	3,464
			無償資金協力		
			技術協力	3,118	3,478
		政府貸付等	684	395	
		国際機関に対する出資・拠出等	3,290	3,684	
		ODA計		9,467	11,021
	OOF	輸出信用（1年超）	-786	-1,039	
		直接投資金融等	7,498	4,219	
		国際機関に対する融資等	1,525	485	
		OOF計	8,237	3,665	
	民間資金	輸出信用（1年超）	-1,220	2,767	
		直接投資等	19,440	21,650	
		その他二国間証券投資等	7,010	7,428	
		国際機関に対する融資等	1,987	992	
民間資金計		27,217	32,837		
	非営利団体による贈与	533	556		
資金の流れ総計			45,454	48,079	

ネットベース、単位：百万ドル

(出所) 外務省資料、財務省資料

ネットベース、単位：百万ドル

(出所) 外務省資料、財務省資料

(http://www.mof.go.jp/international_policy/reference/financial_flows_to_developing_countries/index.htm)

(注) DACにおいて現在では開発途上国として分類されない東欧・卒業国、及び欧州復興開発銀行（EBRD）向けを除く。なお、平成21年からは欧州開発復興銀行（EBRD）向け拠出金の一部を除く。

(2) 国際開発金融機関等の活動状況

○参考指標 6-2-7：国際開発金融機関の活動状況（日本人幹部職員数等を含む）

世界銀行（セクター別融資承諾額）

（単位：億ドル）

	平成19年	20年	21年	22年	23年
農業・漁業・林業	17.2	13.6	34.0	26.2	21.3
教 育	20.2	19.3	34.5	49.4	17.3
エネルギー・鉱業	17.8	41.8	62.7	99.3	58.1
金 融	16.1	15.4	42.4	91.4	9.0
保健・その他の社会サービス	27.5	16.1	63.0	67.9	67.1
産業・貿易	11.8	15.4	28.1	12.5	21.7
情報・通信	1.5	0.6	3.3	1.5	6.4
法務・司法・行政	54.7	53.0	94.9	108.3	96.7
運 輸	49.4	48.3	62.6	90.0	86.4
上下水・治水	30.6	23.6	43.6	41.0	46.2
合 計	247.0	247.0	469.1	587.5	430.1

（出所）世界銀行年次報告書

（注1）世界銀行の年度は、前年7/1～当年6/30。

（注2）国際開発協会分を含む。

アジア開発銀行（セクター別融資承諾額）

（単位：億ドル）

	平成19年	20年	21年	22年	23年
農業・天然資源	1.5	4.4	4.4	6.1	8.4
エネルギー	14.0	24.6	21.3	24.5	39.4
金 融	11.6	1.2	5.1	12.6	1.8
産業・貿易	1.0	1.7	1.0	1.0	0.0
教 育	1.5	1.3	0.9	0.7	5.4
保健・社会保障	0.5	2.1	0.9	1.8	0.2
給水・衛生・廃棄物処理	4.1	4.0	8.1	6.1	11.8
運輸・通信	39.3	27.3	23.5	38.3	36.0
公共政策	11.8	19.5	53.1	8.9	5.3
多目的	15.9	18.8	14.1	15.5	17.7
合 計	101.1	104.9	132.3	114.6	126.1

（出所）アジア開発銀行年次報告書等

（注）アジア開発銀行の年度は、1/1～12/31。

(3) 国際開発金融機関における日本人職員数等

アジア開発銀行の黒田東彦総裁や、世界銀行グループの多数国間投資保証機関（MIGA）長官など、国際開発金融機関の様々な分野において日本人職員が活躍しています。

我が国としては、国際開発金融機関において、日本人職員が一層活躍することを目指し、各国際開発金融機関と協力しながら、例えば世界銀行において将来の正規職員となるため

に必要な知識・経験を積む機会を提供するプログラムを実施するなど、日本人採用の促進に積極的に取り組んでいます。

国際開発金融機関における日本人職員数等

		世界銀行 グループ	アジア 開発銀行	米州開発銀行 グループ	アフリカ 開発銀行	欧州復興 開発銀行
日本人職員数	平成22年12月	101	137	17	3	18
	平成23年12月	101	144	17	5	16
日本人幹部職員数 (平成23年12月)		7	6	4	0	2
日本人比率		2.1%	13.9%	1.3%	0.5%	1.4%

(出所) 各機関資料、理事室調べ

(注1) 世界銀行グループについて、日本人職員数の平成22年12月の行は平成22年6月末現在、日本人職員数の平成23年12月の行及び日本人幹部職員数は平成23年6月末、日本人比率については、平成23年6月末現在の数値。

(注2) アフリカ開発銀行については、日本人職員数の平成22年12月の行は平成21年12月現在、日本人職員の平成23年12月の行、日本人幹部職員数及び日本人比率の行は平成22年12月末現在の数値

(注3) 日本人幹部職員数は、局長級以上を指す。

7. 今後の政策等に反映すべき事項

(1) 企画立案に向けた提言

① ODAの効率的・戦略的な活用

これまでにパッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合で行われた議論等を踏まえつつ、関係省庁間で密接な連携を図りながら、国際開発金融機関及び諸外国との援助協調の推進、官民連携やNGOとの連携の促進、国別援助計画の策定等を通じて、財務省が所管するODAの一層効率的・戦略的な活用に取り組めます。

② 有償資金協力

円借款業務については、債務の償還確実性を確保するとともに援助効果の向上を図る観点から、関係省と調整しつつ、相手国政府と協議の上、適切な円借款供与に取り組んでいきます。

平成24年度については、アジアを中心とする開発途上国の経済・社会開発に寄与し、我が国との経済交流を促進すること等を目指して、円借款供与を実施していきます。その際、パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合等の趣旨を踏まえ、我が国の優れた技術の活用が図られるよう、意を用いてまいります。JICAの海外投融資については、「パイロットアプローチ」の下、引き続き具体的な案件審査と制度設計等に取り組んでいきます。

③ 国際協力銀行業務

国際協力銀行（JBIC）業務については、平成24年4月に発足する新JBICにおいて、引き続き、民業補完の原則の下、「新成長戦略」に盛り込まれている「パッケー

ジ型インフラの海外展開」の支援に係る業務や、「円高対応緊急ファシリティ」の実施を含め、国策上重要な海外資源確保、我が国産業の国際競争力の維持・向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする事業の促進、国際金融秩序の混乱への対処に努めていきます。

④ 国際開発金融機関（MDBs）を通じた支援

MDBsについては、引き続き主要出資国として業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念をMDBsの政策に反映させ、また、我が国の開発援助にMDBsの専門的知見や人材を活用することで、我が国支援の効果・効率を増大させていきます。さらに、各機関相互や他の援助主体との間の協調・連携の推進、重点分野の明確化、結果を重視した援助の取組、援助効果の評価の推進、日本人スタッフの増加を含むスタッフの多様性確保を図ることにより、支援の効率性・有効性を高めるMDBsの取組を積極的に支援していきます。

また、MDBsを通じた開発援助について、広く一般に紹介していきます。

⑤ 地球環境保全・改善に向けた開発途上国の取組み支援

我が国は、気候変動等の地球環境問題が開発途上国に与える問題の重要性を認識し、引き続き必要な援助を提供することにより開発途上国における地球環境の保全・改善を支援する観点から、資金に関する国連の気候変動交渉をフォローするとともに、これまで我が国がこれまで行ってきた二国間・多国間の支援を引き続き実施していきます。具体的には、我が国が主要な拠出国となっているGEF及びCIFの運営や、COP17で基本設計文書に合意した緑の気候基金（Green Climate Fund）の詳細設計に係る議論に積極的に参画していきます。

⑥ 債務救済への取組

対外債務支払に係る一時的な流動性不足や、債務持続性の確保が困難な状況に直面した途上国に対しては、パリクラブの一員として、途上国の支払能力や今後の債務持続性の見通しなどを踏まえた適切な債務救済を行うべく、合意形成に向けた議論に積極的に参加します。

HIPCsについては、拡大HIPCイニシアティブに基づく大幅な債務救済を通じて、構造改革を実施したHIPCsに対する債務問題の解決を図るとともに、貧困削減への取組を支援します。

中所得国については、将来にわたる債務返済能力を個別に分析し、各国の状況に見合った措置を検討するなど債務問題に適切に対処します。

債務国の債務持続性枠組みや拡大HIPCイニシアティブ等については、世界銀行・IMF等の枠組みでの議論に積極的に参加します。

⑦ 知的支援

研修・セミナー、専門家派遣の実施に当たっては、今後も相手国の要望に即した内容

となるように事前に相手国の政策・実務担当者や在外公館の財政経済担当者との意見交換を十分に行うとともに、事後に実施するアンケート・意見交換に基づき、内容の見直しに引き続き努めていきます。また、開発途上国が抱える政策課題等についてのワークショップ等も行い、我が国の経験に裏打ちされた知識やノウハウの提供に努め、政策立案・実施能力の向上等を目的とした人材育成支援を中心とする国際協力に積極的に取り組んでいきます。

さらに、効果的な技術援助の実現のために、引続き、我が国の財政・経済分野の技術援助関係者間の緊密な連携を行うとともに、IMF、世銀、ADBの現地事務所等、援助関係機関との現地での緊密な情報交換に努めます。

開発途上国の税関職員に対する技術協力については、各国からの支援要望分野と各国における実施の可能性をそれぞれに勘案した上で、税収の確保や適正な水際取締り、貿易の円滑化をバランスよく実施できるような技術的分野の能力向上を図り、開発途上国税関の改革・近代化の実現を目的として取り組んでいきます。また、WCOに対して、途上国税関における改革・近代化及び知的財産侵害物品の取締りの能力構築を支援するため、今後ともWCOを通じた途上国税関の能力向上に向けた知的支援を一層推進します。

(2) 平成25年度予算要求等への反映

平成23年度政策評価結果等を踏まえつつ、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄を確保するとともに、国際公約及び国際的責務を果たすため、平成25年度予算要求において、必要な経費の確保に努めていきます。

㊦ 政策目標6-3：アジア経済戦略の推進（新成長戦略）

1. 「政策の目標」に関する基本的考え方

近年、アジア諸国は、日本企業と共に産業集積を形成し、豊富で勤勉な労働力を背景に力強く、急速な成長を遂げてきました。アジア各国は、世界的な金融危機にも適切に対応し、今や世界経済の牽引役として堅調な経済回復をみせています。

アジアでは中間所得者層の成長が著しいこと、また、環境問題や都市化等、我が国が先に直面し、克服してきた制約要因や課題を抱えながら成長していることは、我が国にとって、大きなビジネス機会といえます。今日のアジアの著しい成長を更に着実なものとしつつ、アジアの成長を日本の成長に確実に結実させるためには、我が国がこれまでの経済発展の過程で学んだ多くの経験をアジア諸国と共有し、我が国がアジアの成長の「架け橋」となるとともに、環境やインフラ分野等で固有の強みを集結し、総合的かつ戦略的にアジア地域でビジネスを展開する必要があります。また、アジアを基点として、こうした取組を広く世界に展開して行くことが求められています。平成22年11月に京都で開催されたAPEC財務大臣会議においても、アジア太平洋地域の強固で持続可能かつ均衡ある成長の実現を目指し取りまとめた「成長戦略とファイナンスに関する京都レポート」において、我が国が得意とする環境配慮型のインフラ整備等を図ることが重要であるとされました。

このように、我が国がアジアの一員としてアジア全体の活力ある発展を促し、アジア市場における取引活動を拡大させ、アジアの内需を日本の内需として取り込みつつ、また、こうした取組をアジアを基点として世界に展開して行くことにより、我が国自身の大きな成長機会を創出することが重要となっています。こうした「アジア経済戦略」（新成長戦略）について、財務省としても、下記4.に掲げる施策などを関係省庁と連携しつつ、重点目標として積極的に推進していきます。

2. 内閣の基本的な方針との関連

第179回国会 総理大臣所信表明演説

第180回国会 総理大臣施政方針演説

第180回国会 財務大臣財政演説

新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）

日本再生の基本戦略（平成23年12月24日閣議決定）

3. 重点的に進める業績目標・施策

施策 6-3-1：アジア経済戦略の推進

4. 平成23年度の事務運営の報告

㊦ 施策 6-3-1：アジア経済戦略の推進

〔平成23年度実施計画〕

① 我が国システムの海外展開の促進【施策 6-2-2②参照】

今日のアジアの著しい成長を着実なものとし、アジアの成長を日本の成長に結実させるためには、我が国が強みを持つ環境やインフラ分野等で、総合的かつ戦略的にアジア地域でビジネスを展開するとともに、アジアを基点として、こうした取組を、広く世界に展開して行くことが求められます。具体的には、鉄道、水、エネルギーなどのインフラ整備支援や、環境共生型都市の開発支援については、民間の金融機関だけでは対応できないリスクの高いものもあります。日本企業の海外でのビジネス展開に対しては、これまでも円借款や国際協力銀行業務等を通じて支援を行ってきたところですが、国際的な競争が激しくなっている分野の案件については、官民あげて一層取り組む必要があり、財務省は、円借款のSTEP制度（本邦技術活用条件）やJBIICの投資金融などの枠組みを活用して、ファイナンス面から支援していきます。

また、施策 6-2-2②で述べたとおり、新成長戦略に盛り込まれている「パッケージ型インフラの海外展開」の支援等、JBIICに期待される新たな役割に対応するため、機能強化及び日本政

策金融公庫からの分離に向け、所要の法案を国会に提出しているところです。これにより、我が国企業による海外事業展開がより積極的に行われることが期待されます。

② アジア債券市場の構築支援（アジア債券市場育成イニシアティブ）とアジアにおける地域金融協力の推進【施策 6-1-3参照】

成長著しいアジアの途上国は政府・企業ともに資金需要が旺盛です。アジア債券市場育成イニシアティブを推進し、アジアの債券市場を整備することは、アジアの成長に向けて、域内の豊富な貯蓄を域内の投資に活用するための環境を整備するとともに、日系企業が安心して事業活動・投資を進めるにあたり不可欠なアジアの安定的な成長の実現が図られます。また、資本市場での調達手段を提供することで、日系企業等の現地通貨建てでの資金調達の円滑化にも貢献します。

このように、アジア経済戦略を推進する観点からも、アジア債券市場育成イニシアティブ（施策 6-1-3参照）で我が国は主導的な役割を果たしていきます。具体的には、ASEAN+3債券市場フォーラム（ABMF）では、ASEAN+3域内のクロスボーダー債券取引の活性化に向け、民間セクターと公的セクターとが一緒になって議論を進めており、今後、こうしたクロスボーダー債券取引の障害となっている各国の規制、市場慣行に関する情報収集、並びに取引慣行及び決済上のメッセージ・フォーマットの調和化に向けた検討課題を報告書に取りまとめることとしています。また、信用保証・投資ファシリティ（CGIF）の業務を早期に開始し、保証案件を組成し、アジアの債券市場の更なる活性化を図ります。

また、アジア債券市場育成イニシアティブだけでなく、チェンマイ・イニシアティブ等の地域金融協力を推進していくことは、ひいてはアジア全体の成長の基盤となるものであり、これらに積極的に取り組んでいきます。

③ 外為法に基づく報告書の簡素化

アジア経済戦略の推進のためには、ヒト・モノ・カネの流れの障壁をできるだけ除去することが必要です。このため、今般、新成長戦略に基づき、クロスボーダーのローンを供与する場合（日本本社から海外子会社に対する親子ローンの供与等）について、外為法令上、契約ベースの報告書と支払ベースの報告書の2つの報告書の提出を求める仕組みを改め、支払ベースの報告書に一本化する等の簡素化を図ることとしました。引き続き外為法に基づく事後報告について、国際収支統計の精度等を確保しつつ、可能な限り、簡素化を図っていきます。

〔事務運営の報告〕

① アジア経済戦略の推進（再掲）

今日のアジアの著しい成長を更に着実なものとしつつ、アジアの成長を日本の成長に確実に結実させるため、日本がこれまでの経済発展の過程で学んだ多くの経験をアジア諸国と共有し、日本がアジアの成長の「架け橋」となるとともに、環境やインフラ分野で固有の強みを結集し、総合的かつ戦略的にアジア地域でビジネスを展開する必要があります。「新成長戦略」に謳われているように、我が国は経済成長と環境を両立させるインフラ整備を得意としており、この分野で世界に貢献することとしています。

また、アジアを中心とする旺盛なインフラ需要に応えつつ、我が国システムの海外展開の促進をファイナンス面から支援するため、STEP（本邦技術活用条件）案件の推進を含む、円借款の一層の積極的な活用に努めました。

② 国際協力銀行（JBIC）の機能強化（再掲）

近年、海外では膨大なインフラ需要が発生し、個々の案件も大型化してきています。こうした中、諸外国はインフラ案件の受注を成長機会と捉え、先進国のみならず、中国、韓国といった新興国を含めて、国際競争は激しさを増しています。また、インフラ案件の大規模化・長期化に伴い金融リスクが大きくなる一方で、リーマン・ショック後の金融危機の影響も受け、海外ビジネスを行うために民間だけで必要な外貨の資金調達を行

うことが難しくなっています。このような海外ビジネス環境を背景として、我が国経済界等から、インフラ分野などにおける我が国企業の海外展開に対する政策金融面での支援機能に期待する声が強く出されたことを踏まえ、今後の経済成長の大きな柱である我が国企業による海外展開を積極的に支援すべく、JBICに期待される新たな役割に対応するための機能強化及び日本政策金融公庫からの分離を定めた「株式会社国際協力銀行法」が、平成23年4月に成立し、5月に公布・施行されました。

③ アジア債券市場の構築支援（アジア債券市場育成イニシアティブ）とアジアにおける地域金融協力の推進（再掲）

アジア債券市場育成イニシアティブ（ABMI）では、平成22年11月に設立された、アジア域内企業の社債に保証を供与し、域内債券市場の育成に貢献する「信用保証・投資ファシリティ（CGIF）」について、その活動開始に向けて、スタッフの採用や業務計画の策定等の準備を進めました。

また、ASEAN+3債券市場フォーラム（ABMF）では、ASEAN+3域内のクロスボーダー債券取引の障害となっている各国の規制、市場慣行に関する情報収集、並びに取引慣行及び決済上のメッセージ・フォーマットの調和化に向けた検討課題について調査を行い、包括的な「ASEAN+3債券市場ガイド」の作成を進めました。また、アジア債券市場育成イニシアティブだけではなく、チェンマイ・イニシアティブ等他の地域金融枠組みについてもその推進に向けて積極的に参画しました。

○参考指標 6-3-1：アジア債券市場の規模

ASEAN+3（除く日本）の現地通貨建て債券市場の規模（単位：10億ドル）

	1997年	2002年	2009年	2010年	2011年	
						対前年比
中国	116	342	2,567	3,052	3,392	+11%
香港	46	68	144	163	169	+3%
韓国	130	486	1,016	1,149	1,229	+7%
インドネシア	5	56	99	107	110	+3%
マレーシア	57	79	185	247	263	+7%
フィリピン	17	27	63	73	77	+6%
シンガポール	24	61	141	169	189	+12%
タイ	10	47	177	225	225	±0%
ベトナム	—	0	12	16	17	+8%
合計	405	1,167	4,404	5,200	5,671	+9%

（出所）ADB “Asian Bonds Online”

（注）数値は国債及び社債の発行残高の合計

○参考指標 6-3-2 : アジア地域における案件に対する J B I C の出融資承諾状況 (国際協力銀行業務) (承諾ベース、単位: 億円)

	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
中国	92	430	163	135	30
韓国	—	74	289	107	—
香港	81	—	30	—	13
台湾	899	4	—	—	—
東アジア 計	1,072	508	483	243	43
ブルネイ	296	—	—	—	—
インドネシア	150	1,225	3,063	138	597
マレーシア	184	55	909	13	23
フィリピン	1,986	60	—	—	607
シンガポール	212	589	85	128	61
タイ	246	549	171	131	659
ベトナム	25	215	92	129	227
東南アジア 計	3,099	2,693	4,320	538	2,174
インド	316	211	559	260	343
スリランカ	7	—	—	—	1
モルディブ	—	—	4	—	—
南アジア 計	323	211	563	260	344
アジア 計	4,495	3,412	5,365	1,041	2,561

(出所) 国際協力銀行調

(注) 四捨五入の関係上、端数が一致しないことがある。

○参考指標 6-3-3 : アジア地域に対する円借款実施状況 (E/N ベース、単位: 億円)

	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
中国	463	—	—	—	—
モンゴル	288	—	29	50	16
東アジア 計	751	—	29	50	16
カンボジア	47	35	72	—	114
インドネシア	1,060	1,206	1,139	439	739
東ティモール	—	—	—	—	53
ラオス	5	—	15	—	42
フィリピン	365	341	680	508	683
タイ	624	630	45	239	—
ベトナム	979	832	1,456	866	2,700
マレーシア	—	—	—	—	67

東南アジア 計	3,080	3,045	3,407	2,052	4,398
バングラデシュ	430	397	388	—	600
ブータン	36	—	—	—	22
インド	2,251	2,360	2,182	480	2,898
パキスタン	—	479	233	197	50
スリランカ	—	350	367	331	495
南アジア 計	2,717	3,587	3,170	1,008	4,065
アジア 計	6,547	6,632	6,606	3,110	8,478

(出所) 国際局開発政策課(参事官室)調

(注1) 四捨五入の関係上、端数が一致しないことがある。

(注2) 債務救済は含まない。

○参考指標 6-1-6：J B I Cによるサムライ債発行支援の実績（平成23年度）

(P317に掲載)

④ 外為法に基づく報告書の簡素化

新成長戦略に基づき、クロスボーダーのローンを供与する場合について、外為法令上、契約ベースの報告書と支払ベースの報告書の2つの報告書の提出を求める仕組みを改め、平成23年5月より、支払ベースの報告書に一本化する等の簡素化を図りました。また、その後もさらに検討を進め、平成24年1月より、対外直接投資に該当する場合の貸付等の報告書についても、支払ベースの報告書に一本化する等、さらなる簡素化を行いました。

6. 目標を巡る外部要因等の動向

欧州債務問題等を背景として世界経済が不安定な状況の中、アジア経済は内需の拡大によって堅調な成長を続けています。IMFは、アジア途上国の経済成長率が、2012年は前年比7.3%、2013年は同7.9%と、引き続き堅調に拡大すると予測しています。

他方で、アジア経済の成長に対して、欧州債務問題の不確実性の残存、中東の地政学リスクを背景としたエネルギー価格の上昇、不安定な資本フローの動向等がリスクとして挙げられます。このようなリスクに対し、各国政府・中銀とともに適切に対処し、アジアの著しい成長を確固たるものとするのが重要です。アジアの成長を日本の成長に確実に結実させるため、引き続きアジア経済戦略を推進していく必要があります。

(参考) アジア主要国の経済見通し

(単位：%)

	2009年	2010年	2011年	2012年 (予測)	2013年 (予測)
中国	9.2	10.4	9.2	8.2	8.8

韓国	0.3	6.3	3.6	3.5	4.0
インド	6.6	10.6	7.2	6.9	7.3
インドネシア	4.6	6.2	6.5	6.1	6.6
マレーシア	-1.6	7.2	5.1	4.4	4.7
フィリピン	1.1	7.6	3.7	4.2	4.7
シンガポール	-1.0	14.8	4.9	2.7	3.9
タイ	-2.3	7.8	0.1	5.5	7.5
ベトナム	5.3	6.8	5.9	5.6	6.3

(出所) IMF世界経済見通し (2012年4月)

(<http://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2012/01/pdf/text.pdf>)

(注) 2012年、2013年は予測。数値は全て実質。

7. 今後の政策等に反映すべき事項

企画立案に向けた提言

① 我が国システムの海外展開の促進

日本企業の海外でのビジネス展開に対しては、これまでも円借款や国際協力銀行業務等を通じて支援を行ってきたところであり、STEP（本邦技術活用条件）案件の推進を含め、円借款の一層の積極的な活用やJBI Cの投資金融などの枠組みを活用したファイナンス面からの支援に努めます。

② アジア債券市場の構築支援（アジア債券市場育成イニシアティブ）とアジアにおける地域金融協力の推進

アジア債券市場育成イニシアティブ（ABMI）の下、信用保証・投資ファシリティ（CGIF）における第1号の保証案件の組成や、ASEAN+3債券市場フォーラム（ABMF）における、各国のプロ投資家向け社債市場をベースにした、域内での債券共通発行プログラムの策定等を進めてまいります。また、アジア全体の成長の基盤を構築すべく、アジア債券市場育成イニシアティブだけでなく、チェンマイ・イニシアティブ等の地域金融協力の推進に積極的に取り組みます。

財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保

㊦ 政策目標 7－1：政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保

- ㊦・7-1-1：政府関係金融機関等の適正な運営の確保
- ・7-1-2：政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営の確保

○ 政策目標 8－1：地震再保険事業の健全な運営

- ・8-1-1：地震保険の普及
- ・8-1-2：地震保険検査の実施

○ 政策目標 9－1：安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理

- ・9-1-1：社会保障改革の推進への対応
- ・9-1-2：諸外国との社会保障協定への対応
- ・9-1-3：国家公務員共済組合連合会等の適正な運営の確保

○ 政策目標10－1：日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保

○ 政策目標11－1：たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保

- ・11-1-1：WHOたばこ規制枠組条約に係る国内措置に関する取組
- ・11-1-2：未成年者喫煙防止に対する取組
- ・11-1-3：たばこ事業の適切な運営と管理・監督
- ・11-1-4：塩事業の適切な運営の確保
- ・11-1-5：塩需給実績の公表

※「㊦」マークは、重点的に進めるものを示しています。

㊦ 政策目標7-1：政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保

1. 「政策の目標」に関する基本的考え方

政策金融は、金融という資金供給の手法によって、特定の政策目的を達成する政策実現手段であり、税制、補助金等と同様に財政政策の一環として政策的な資源再配分機能を果たしています。政策金融の機能が的確に発揮されるためには、その担い手である政府関係金融機関等が適正かつ効率的に運営されていることが重要です。

政府関係金融機関等（注1）は、政策金融改革関連法（注2）を踏まえ、平成20年10月より新体制へ移行されており、今後も、政策金融改革の趣旨に則り、株式会社日本政策金融公庫については、経済動向を踏まえつつ、必要なニーズに対し、質・量ともに的確な対応を行うとともに、民業補完の観点から不断の業務の見直しを行います。

政策金融改革関連法において政府保有株式の全部を処分するものとされた株式会社日本政策投資銀行等については、平成21年の株式会社日本政策投資銀行法の一部改正法等により、株式の処分期限を平成24年4月からおおむね5年後から7年後を目途へと変更されるとともに、平成23年度末を目途として、政府による株式保有の在り方を含めた同行の組織の在り方等を見直し、必要な措置を講ずることとされています。

また、我が国の産業の国際競争力の維持又は向上を図るために重要な海外の案件に対する民間企業の取組をより有効に支援するため、日本政策金融公庫の部門である国際協力銀行について、その機能を強化し同公庫から独立した政策金融機関とするために必要な措置を講じます。本目標は、「新成長戦略」等内閣の方針を実施するものであり、特に重要な取組として推進していきます。

さらに、政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営を確保するため、主務省として、金融庁や関係省庁と連携しつつ、効果的、効率的な検査等を行います。

（注1）政府関係金融機関（㈱日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫）、㈱国際協力銀行、㈱日本政策投資銀行、㈱商工組合中央金庫及び政策金融機関類似の金融業務を行う独立行政法人（中小企業基盤整備機構、情報通信研究機構、農林漁業信用基金、奄美群島進行開発基金、住宅金融支援機構、国際協力機構）をいう。

（注2）株式会社日本政策投資銀行法（平成19年法律第85号）、株式会社商工組合中央金庫法（平成19年法律第74号）、地方公営企業等金融機構法（平成19年法律第64号）、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）及び株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成19年法律第58号）をいう。

（注）この「1. 『政策の目標』に関する基本的考え方」は、平成23年度政策評価実施計画（23年3月策定、24年3月改訂）の「基本的考え方」を要約したものです。全文は、平成23年度政策評価実施計画（23年3月策定、24年3月改訂）のP131～133参照。

2. 内閣の基本的な方針との関連

第180回国会 財務大臣財政演説

円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策（平成22年10月8日閣議決定）

新成長戦略実現2011（平成23年1月25日閣議決定）

円高への総合的対応策（平成23年10月21日閣議決定）

東日本大震災からの復興の基本方針（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定、平成23年8月11日改定）

3. 重点的に進める業績目標・施策

施策 7-1-1：政府関係金融機関等の適正な運営の確保

4. 平成23年度の事務運営の報告

④ 施策 7-1-1 : 政府関係金融機関等の適正な運営の確保

[平成23年度実施計画]

政府関係金融機関等は国の政策金融の担い手として、経済・金融情勢等に即応して迅速・的確な対応を行うことが必要です。

平成22年度においては、厳しい雇用情勢等を踏まえ、累次の経済対策を行ってきましたが、「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」において、「現在の緊急措置が期限切れを迎える来年度においても、借換保証の拡充、セーフティネット保証や小口零細保証等の対策の重点化、さらには、日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫等による借換えの促進を含めた直接貸付の充実等により、中小企業の資金繰りに支障が生じないよう取り組む。」こととされており、財務省においてもこうした対策を適切に行うことにより、企業の資金繰りの円滑化を図っていきます。

また、平成22年度においては、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を受けて、

イ 政府関係金融機関等（日本政策金融公庫、日本政策投資銀行、商工組合中央金庫）において、地震当日（3月11日）から特別相談窓口を開設、

ロ 日本政策金融公庫では、災害復旧貸付等により被災中小企業の支援に取り組んでおり、激甚災害に指定されたことを踏まえ、特に被害の著しい中小企業について、金利の優遇措置（当初3年間は1000万円を上限に0.9%の金利引下げ）を講じる、

ハ 東日本大震災に係る被害について危機対応業務の融資の対象に追加、などの措置を講じたところですが、平成23年度においても被災企業の資金繰りの円滑化を図っていきます。

国際協力銀行については、「新成長戦略」及び「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」を踏まえ、国際協力銀行の投融資機能を強化し、民間企業のインフラ分野その他の戦略的海外投融資を支援するため、「新成長戦略実現2011」において、機能強化（主な内容として、先進国向け輸出金融、短期つなぎ資金の供与、外国企業を買収するための資金等の供与、現地通貨対応強化等を含む）とともに、機動性・専門性・対外交渉力強化の観点から、日本政策金融公庫から国際協力銀行を分離することとしており、重要施策として所要の対応を図っていきます。

株式会社日本政策投資銀行については、株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律（平成21年法律第67号）附則第二条において、「政府は、平成二十三年度末を目途として、この法律による改正後の株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二の規定に基づく株式会社日本政策投資銀行（以下「会社」という。）（中略）会社による危機対応業務の適確な実施を確保するため、政府が常時会社の発行済株式の総数の三分の一を超える株式を保有する等会社に対し国が一定の関与を行うとの観点から、会社による危機対応業務の在り方及びこれを踏まえた政府による会社の株式の保有の在り方を含めた会社の組織の在り方を見直し、必要な措置を講ずるものとする」とされており、所要の対応を図っていきます。

株式会社商工組合中央金庫については、中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律（平成21年法律第54号）附則第三条において、「政府は、平成二十三年度末を目途として、（中略）商工組合中央金庫による危機対応業務の在り方、政府の保有する商工組合中央金庫の株式の処分の在り方及び商工組合中央金庫に対する国の関与の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされており、所要の対応を図っていきます。

[事務運営の報告]

円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策の一環として、補償・貸付枠を合計14.8兆円（借換保証等11.7兆円、セーフティネット貸付等3.1兆円）が確保され、借換保証の充実や小口零細保証等の対策の重点化に取り組み、企業の資金繰りの円滑化を図りました。さらに、急激な円高の進行に対応すべく、「円高への総合的対応策」に基づいた中小企業等への金融支援等の拡充として、①平成23年9月末で期限切れとなる原則全業種に対するセーフティネット保証の延長・要件緩和による対象拡大、②セーフティネット貸付の金利引下げ（最大0.5%）・設備資金貸付の金利引下げ（0.5%）、③危機対応業務における日本政策投資銀行等を通じた貸付けの金利引下げ（0.5%）などの措置を講じ、中小企業等の資金繰りに支障が生じないよう取り組みました。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を受けて、

- イ 政府関係金融機関等（日本政策金融公庫、日本政策投資銀行、商工組合中央金庫）が主務大臣の要請を受け、地震当日（3月11日）から特別相談窓口等を開設、
- ロ 日本政策金融公庫では、災害復旧貸付とセーフティネット貸付を一本化するとともに、金利等の条件を大幅に拡充した「東日本大震災復興特別貸付」（最大で基準金利－1.4%など）を創設、また、新たな保証制度である「東日本大震災復興緊急保証」を創設し、必要な保証枠を確保するとともに、保証限度額等について大幅に拡充、
- ハ 東日本大震災に係る被害について、主務大臣が危機対応業務の融資等の対象に追加、などの措置を講じたところです。

さらに「東日本大震災からの復興の基本方針」において、「震災の復興過程で事業を再開・継続する企業は、借入依存度を高め、資本が毀損している可能性があることから、これに対する対応策を講じる。」とされたことを受け、

- イ 日本政策金融公庫では、震災の被害を受け、いったん廃業した中小企業者等であって、新たに事業を開始する者に対する融資である「再挑戦支援資金」について、貸付金利等の引下げ措置等を実施、また、被災地域における雇用拡大及び創業等に係る融資の拡充措置を実施、
 - ロ 危機対応業務に資本性劣後ローンの制度を導入するとともに、中堅・大企業向けの危機対応業務として、被災地以外で事業活動を行う被災企業も金利引下げ措置の対象となるよう要件緩和を実施、
- などの措置を講じ、被災企業の資金繰りの円滑化に取り組みました。

上記の結果より、政府関係金融機関等が新体制へ移行された平成20年10月から平成24年3月末までに、経済動向を踏まえつつ、必要なニーズに対し、質・量ともに的確な対応を行った結果、セーフティネット貸付等14兆円、中堅・大企業向けの危機対応業務を活用した長期資金貸付等5兆円の実績を上げ、また、平成23年度に創設された東日本大震災復興特別貸付が4兆円の実績を上げるなど、中小企業者等への円滑な資金供給に貢献しました。

次に、国際協力銀行については、「新成長戦略実現2011」における機能強化及び機動性や専門性、対外交渉力を強化する観点に基づき、株式会社国際協力銀行設立に向けた取組を着実に実施した結果、「株式会社国際協力銀行法（平成23年法律第39号）」が成立し、株式会社国際協力銀行の設立が達成されました。

株式会社日本政策投資銀行及び株式会社商工組合中央金庫については、震災への対応に万全を期すため、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）」において、政府が出資できる期間を延長するなど、両機関の財務基盤強化を通じて危機対応業務の円滑な実施を確保することに努めました。

施策 7-1-2：政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営の確保

[平成23年度実施計画]

政策金融の機能が的確に発揮され、その政策目的が実現されるためには、政府関係金融機関等において、財務の健全性及び適正な業務運営が確保されていることが重要です。

そのため、主務大臣において、業務の状況等について報告を求め、また、検査を的確に実施することにより、各機関の財務状況や業務運営の適切性を正確に把握し、必要かつ適切な監督を行うことが重要です。

各機関に対する検査の実施に当たっては、財務の健全性及び透明性の確保を一層推進する観点から、民間金融機関を検査している金融庁のノウハウや専門性を活用するため、平成15年度からリスク管理分野に関する検査を金融庁に委任しています。

主務省として、金融庁をはじめ関係省庁と緊密に連携しつつ、

- ① 政策目的の実現及び適正な業務運営の確保という観点から、各機関の法令等遵守態勢に関し、引き続き効果的・効率的な検査を行うとともに、
- ② 上記リスク管理分野及び法令等遵守態勢に関する検査結果も踏まえて、各機関の財務の健全性の確保や業務運営体制の改善に努めていきます。

なお、各機関においても、不良債権などの開示について、リスク管理債権を公表するとともに、財務諸表等において、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第136号）に基づく開示債権を公表するなど、その充実に取り組んでおり、引き続き適切な開示に努めることが重要です。

さらに、政府関係金融機関等に対する検査にあたっては、問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明に努めるとともに、指摘根拠の明示や改善を求めるべき事項の明確化に努めていきます。

〔事務運営の報告〕

検査について、関係省庁と緊密に連携しつつ、3機関に対して主務省による法令等遵守態勢に関する検査を行い、検査対象機関の業務の一部に焦点をあてた検査も実施したほか、監督部局が検査対象機関から受けた報告等の情報も活用した検査を実施するなど、効果的・効率的な検査の実施に努め、また、検査手法については、問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明に努めるとともに、指摘根拠の明示や改善を求めるべき事項の明確化に努めました。

さらに、これらの検査結果を踏まえて、検査対象機関に対し検査指摘事項に対する改善報告を求め、その対応状況を確認するとともに、ヒアリングを実施するなど、主務省として各機関の財務の健全性の確保や業務運営体制の改善に努めました。

なお、各政府関係金融機関においては、不良債権などの開示について、リスク管理債権を公表するとともに、「財務諸表」及び「行政コスト計算財務書類」において、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第136号）に基づく開示債権を公表するなど、引き続き説明責任の充実と透明性の向上に努めました。

政策目標に係る予算額：平成23年度予算額：1,309,220百万円

〔22年度予算額：583,288百万円〕

平成23年度は、政府関係金融機関の運営に必要な経費として、株式会社日本政策金融公庫補助金、株式会社日本政策金融公庫出資金、危機対応円滑化業務出資金などが計上されています。主な増要因は、株式会社日本政策金融公庫のセーフティネット貸付や危機対応業務を実施したこと等によるものです。

5. 平成22年度政策評価結果の政策への反映状況

- ① 政府関係金融機関等は、国の政策金融の担い手として、経済・金融情勢等に即応して迅速・的確な対応を行うことが必要であり、今後も、政府関係金融機関等が経済動向を踏まえつつ、必要なニーズに対し、質・量ともに的確な対応を行うことができるよう、民業補

完の観点から不断の業務の見直しを行いました。

- ② 主務省として、リスク管理分野に関する検査を委任している金融庁をはじめ関係省庁と緊密に連携しつつ、政策目的の実現及び適正な業務運営の確保という観点から、各機関の法令等遵守態勢に関し、引き続き効果的・効率的な検査を行うとともに、上記リスク管理分野及び法令等遵守態勢に関する検査結果も踏まえて、各機関の財務の健全性の確保や業務運営体制の改善に努めました。

6. 目標を巡る外部要因等の動向

政府関係金融機関の業務実績等

○参考指標 7-1-1：政府関係金融機関の出融資計画額（補正後）の推移（単位：億円）
（新体制移行後）（新体制移行前）

		平成20年度 (下期)	21年度	22年度	23年度	24年度			19年度	20年度 (上期)
(株)日本政策金融公庫	国民生活事業	26,681	70,033	31,153	37,923	32,713		旧国民生活金融公庫	27,653	13,382
	農林水産事業	1,920	3,100	3,100	3,600	3,200		旧農林漁業金融公庫	3,500	1,280
	中小企業事業	13,337	40,151	23,401	32,251	27,751		旧中小企業金融公庫	15,062	7,166
	国際協力銀行	10,765	30,530	14,755	15,525	22,980		旧国際協力銀行 国際金融等勘定	10,070	5,035
沖縄振興開発金融公庫		1,389	1,389	1,387	1,429	1,430		沖縄振興開発金融公庫	1,429	(通期)
								旧日本政策投資銀行	14,000	7,350
								旧公営企業金融公庫	14,140	6,902

(出所) 各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

(注1) 政策金融改革の結果、旧日本政策投資銀行及び旧公営企業金融公庫は、平成20年10月1日にそれぞれ民営化及び廃止されたため、新体制移行後の指標から除いている。

(注2) 旧国際協力銀行の海外経済協力勘定は、(株)日本政策金融公庫へ移行されなかったため、指標から除いている。

(注3) 平成24年4月に(株)国際協力銀行を設立。

○参考指標 7-1-2：政府関係金融機関の融資残高の推移（単位：億円）
（新体制移行後）（新体制移行前）

		平成20年度 (下期末)	21年度	22年度	23年度			19年度末	20年度 (上期末)
(株)日本政策金融公庫	国民生活事業	75,393	74,920	74,702	73,409		旧国民生活金融公庫	78,606	76,564
	農林水産事業	27,583	27,099	26,320	26,307		旧農林漁業金融公庫	28,232	28,066
	中小企業事業	56,394	61,805	64,368	64,397		旧中小企業金融公庫	62,764	58,015
	国際協力銀行	72,501	87,738	83,944	81,224		旧国際協力銀行 国際金融等勘定	73,127	69,541
沖縄振興開発金融公庫		11,156	10,677	10,019	9,464		沖縄振興開発金融公庫	11,671	(通期)
							旧日本政策投資銀行	115,767	113,568
							旧公営企業金融公庫	232,300	222,152

(出所) 各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計

(注1) 政策金融改革の結果、旧日本政策投資銀行及び旧公営企業金融公庫は、平成20年10月1日にそれぞれ民営化及び廃止されたため、新体制移行後の指標から除いている。

(注2) 旧国際協力銀行の海外経済協力勘定は、(株)日本政策金融公庫へ移行されなかったため、指標から除いている。

○参考指標 7-1-3：政府関係金融機関の金利の推移

(単位：％)

(新体制移行後)

			H21. 3. 31	H22. 3. 31	H23. 3. 31	H24. 3. 31
旧日本政策金融公庫	国民生活事業	基準利率	2.15	2.15	2.25	2.15
		特利①～③	1.25 ～1.75	1.25 ～1.75	1.35 ～1.85	1.25 ～1.75
	農林水産事業	農業基盤整備	1.85	1.85	1.75	1.45
	中小企業事業	基準利率	1.75	1.75	1.75	1.65
		特利①～③	0.85 ～1.35	0.85 ～1.35	0.85 ～1.35	0.75 ～1.25
	国際協力銀行	輸出	1.85	1.85	1.87	1.56
沖縄振興開発金融公庫			基準利率 1.55 ～2.60	1.30 ～2.85	1.3 ～3.10	1.05 ～3.00

(参考) 財政融資資金貸付金利 (財投金利)	0.60 ～1.90	0.40 ～2.00	0.4 ～1.90	0.3 ～1.60
(参考) 長期プライムレート	2.25	1.60	1.6	1.35

(新体制移行前)

		H20. 3. 31	H20. 9. 30
旧国民生活金融公庫	基準利率	2.10	2.45
	特利①～③	1.25 ～1.75	1.75 ～2.25
旧農林漁業金融公庫	農業基盤整備	1.75	1.85
旧中小企業金融公庫	基準利率	2.10	2.15
	特利①～③	1.25 ～1.75	1.75
旧国際協力銀行 国際金融等勘定	輸出	2.10	2.10
沖縄振興開発金融公庫	基準利率	1.80 ～2.70	1.85 ～2.70
旧日本政策投資銀行	一般金利	—	—
	政策金利	2.47	2.57
	I～Ⅲ(注2)	～2.85	～2.95
旧公営企業金融公庫	基準利率	2.40	2.45
(参考) 財政融資資金貸付金利 (財投金利)		0.70 ～2.10	0.90 ～2.10
(参考) 長期プライムレート		2.10	2.30

(出所) 各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計

(注1) 各機関の金利水準は一例。

(注2) 金利体系の見直しにより、平成18年度より政策金利Ⅰ～Ⅱ。

(注3) 政策金融改革の結果、旧日本政策投資銀行及び旧公営企業金融公庫は、平成20年10月1日にそれぞれ民営化及び廃止されたため、新体制移行後の指標から除いている。

(注4) 旧国際協力銀行の海外経済協力勘定は、(株)日本政策金融公庫へ移行されなかったため、指標から除いている。

○参考指標 7-1-4：政府関係金融機関の平均貸付期間（新規貸出し）

(新体制移行後)

		平成20年度 (下期)	21年度	22年度	23年度
旧日本政策金融公庫	国民生活事業	5年7か月	5年7か月	5年10か月	6年2か月
	(生活衛生分)	7年7か月	7年7か月	7年10か月	8年1か月
	農林水産事業	14年0か月	14年0か月	14年2か月	13年3か月
	中小企業事業	7年0か月	7年0か月	6年11か月	6年11か月
	国際協力銀行	7年8か月	7年8か月	8年6か月	12年7か月
沖縄振興開発金融公庫		12年9か月	12年0か月	13年0か月	13年2か月

(新体制移行前)

(参考)	19年度	20年度 (上期)
旧国民生活金融公庫	5年3か月	5年3か月
(生活衛生分)	7年11か月	8年1か月
旧農林漁業金融公庫	16年0か月	14年2か月
旧中小企業金融公庫	7年9か月	7年9か月
旧国際協力銀行 国際金融等勘定	13年9か月	15年1か月
沖縄振興開発金融公庫	13年5か月	(通期)
旧日本政策投資銀行	9年6か月	—
旧公営企業金融公庫	25年4か月	25年5か月

(出所) 各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計

(注1) 貸付金額による加重平均。

(注2) (株) 日本政策金融公庫国民生活事業(旧国民生活金融公庫)の計数は普通貸付ベース。

(注3) 旧公営企業金融公庫は件数平均と金額平均の平均。

(注4) 政策金融改革の結果、旧日本政策投資銀行及び旧公営企業金融公庫は、平成20年10月1日にそれぞれ民営化及び廃止されたため、新体制移行後の指標から除いている。

(注5) 旧国際協力銀行の海外経済協力勘定は、(株) 日本政策金融公庫へ移行されなかったため、指標から除いている。

○参考指標 7-1-5：政府関係金融機関の財務諸表等の主要な計数

(単位：億円)

(新体制移行後)

(新体制移行前)

・財務諸表等

・行政コスト計算財務書類

(株) 日本政策金融公庫	国民生活事業	平成20年度 (下期)	平成21年度	平成22年度
	経常収益	873	1,690	1,620
	経常費用	1,063	2,182	2,109
	経常利益	△190	△492	△489
	特別損益	3	△9	△60
	当期純利益	△188	△501	△543
	農林水産事業			
	経常収益	393	723	733
	経常費用	407	741	721
	経常利益	△14	△18	12
	特別損益	14	18	△13
	当期純利益	—	—	△1
(株) 日本政策金融公庫	中小企業事業			
	経常収益	1,567	2,857	2,768
	経常費用	8,169	12,957	11,343
	経常利益	△6,602	△10,100	△8,575
	特別損益	1	△5	△35
	当期純利益	△6,601	△10,105	△8,611
	国際協力銀行			
	経常収益	977	1,912	1,972
	経常費用	778	1,634	1,476
	経常利益	199	278	496
	特別損益	69	54	91
	当期純利益	268	332	588
沖縄振興開発金融公庫 (行政コスト計算財務書類)				
	業務収入①	△272	△254	△243
	業務費用②	260	255	220
	業務費用合計 (①+②) =③	△12	1	△23

旧国民生活金融公庫	18年度	19年度	20年度 (上期)
業務収入①	△ 1,641	△1,658	△830
業務費用②	1,733	1,846	1,261
業務費用合計 (①+②) =③	92	188	431
機会費用④	99	83	45
行政コスト (③+④) =⑤	190	271	475
旧農林漁業金融公庫			
業務収入①	△ 676	△632	△343
業務費用②	983	953	443
業務費用合計 (①+②) =③	307	321	101
機会費用④	71	57	32
行政コスト (③+④) =⑤	378	378	133
旧中小企業金融公庫			
業務収入①	△ 5,089	△ 4,499	△2,176
業務費用②	6,621	9,860	4,705
業務費用合計 (①+②) =③	1,532	5,361	2,529
機会費用④	237	195	94
行政コスト (③+④) =⑤	1,769	5,556	2,623
旧国際協力銀行国際金融等勘定			
業務収入①	△3,698	△3,654	△1,258
業務費用②	3,002	3,015	1,151
業務費用合計 (①+②) =③	△695	△639	△107
機会費用④	163	126	75
行政コスト (③+④) =⑤	△533	△514	△33
沖縄振興開発金融公庫			
業務収入①	△ 323	△ 303	(通期)
業務費用②	316	269	(通期)
業務費用合計 (①+②) =③	△ 7	△ 34	(通期)

機会費用④	11	11	10
行政コスト (③+④) =⑤	△2	11	△14

機会費用④	13	10	(通期)
行政コスト (③+④) =⑤	6	△ 24	(通期)
旧日本政策投資銀行			
業務収入①	△ 3,983	△ 3,740	△1,644
業務費用②	3,238	3,209	1,926
業務費用合計 (①+②) =③	△ 745	△ 531	281
機会費用④	265	203	111
行政コスト (③+④) =⑤	△ 480	△ 328	393
旧公営企業金融公庫			
業務収入①	△ 7,327	△ 6,905	△ 3,121
業務費用②	3,892	3,494	1,624
業務費用合計 (①+②) =③	△ 3,436	△ 3,410	△ 1,498
機会費用④	3	3	3
行政コスト (③+④) =⑤	△3,433	△3,408	△1,495

(出所) 各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計

(注1) 行政コスト計算財務書類において△(マイナス)は、国民負担が生じていない状態を表す。

(注2) 行政コスト計算財務書類は、平成13年6月の財政制度等審議会の報告書に基づき、特殊法人等について説明責任の確保と透明性の向上の観点から、最終的に国民負担に帰すべきコストを集約表示するため、企業会計原則に準拠した形で作成された財務書類。政府関係金融機関は平成12年度決算より作成・公表。

(注3) 新体制後の(株)日本政策金融公庫(国民生活事業、農林水産事業、中小企業事業、国際協力銀行)については、行政コスト計算財務書類を作成していない。

(注4) 政策金融改革の結果、旧日本政策投資銀行及び旧公営企業金融公庫は、平成20年10月1日にそれぞれ民営化及び廃止されたため、新体制移行後の指標から除いている。

(注5) 旧国際協力銀行の海外経済協力勘定は、(株)日本政策金融公庫へ移行されなかったため、指標から除いている。

○参考指標 7-1-6：政府関係金融機関の延滞率の推移

(単位：%)

		平成20年度末 (下期)	平成21年度末	平成22年度末		19年度末	20年度末 (上期)
(株)日本政策金融公庫	国民生活事業	4.61	4.80	4.17	旧国民生活金融公庫	4.37	4.55
	農林水産事業	0.70	0.66	0.66	旧農林漁業金融公庫	1.96	0.60
	中小企業事業	4.62	4.25	3.29	旧中小企業金融公庫	3.82	4.19
	国際協力銀行	1.19	0.99	1.03	旧国際協力銀行 国際金融等勘定	1.30	1.31
沖縄振興開発金融公庫		1.53	1.29	1.10	沖縄振興開発金融公庫	1.83	(通期)
					旧日本政策投資銀行	0.06	0.07
					旧公営企業金融公庫	-	-

(出所) 各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計

(注1) 延滞率＝(弁済期限を6か月以上経過して延滞となっている貸付の元金残高/貸付残高×100)。

(注2) 政策金融改革の結果、旧日本政策投資銀行及び旧公営企業金融公庫は、平成20年10月1日にそれぞれ民営化及び廃止されたため、新体制移行後の指標から除いている。

(注3) 旧国際協力銀行の海外経済協力勘定は、(株)日本政策金融公庫へ移行されなかったため、指標から除いている。

7. 今後の政策等に反映すべき事項

(1) 企画立案に向けた提言

- ① 政策金融機関は、国の政策金融の担い手として、経済・金融情勢等に即応して迅速・的確な対応を行うことが必要であり、関係省庁等と緊密な連携の下、経済動向を踏まえつつ、必要なニーズに対し、質・量ともに的確な対応を行います。
- ② 主務省として、リスク管理分野に関する検査を委任している金融庁をはじめ関係省庁と緊密に連携しつつ、政策目的の実現及び適正な業務運営の確保という観点から、各機関の法令等遵守態勢に関し、引き続き効果的・効率的な検査を行うとともに、上記リスク管理分野及び法令等遵守態勢に関する検査結果も踏まえて、各機関の財務の健全性の確保や業務運営体制の改善に努めていきます。

(2) 平成25年度予算要求等への反映

政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営が確保されるよう、平成24年度予算要求において、必要な経費の確保に努めます。